

## 令和5年度第2回滋賀県総合教育会議の結果について

### 1. 会議概要

日 時：令和5年7月21日(金)15:15～17:15

場 所：県庁北新館5-A会議室

出席者：三日月知事、大杉副知事、福永教育長、野村委員、石井委員、塚本委員

ゲスト：東近江市蒲生北小学校 教諭 川越 ちづる

守山市教育研究所 所長 脇阪 久徳

フリースクールひとつぶてんとう園 代表 西村 静恵

議 題(1)次期「滋賀の教育大綱」について

⇒ 6月23日に知事に手交された滋賀県教育振興基本計画審議会答申を踏まえ作成された次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)原案に基づき、次期「滋賀の教育大綱」の策定に向けた協議を行った。

議 題(2)不登校対策について

⇒ 不登校の現状や本県の取組状況に関する事務局の説明、別室指導、教育支援センター、フリースクールそれぞれの状況についてのゲスト発表を踏まえ、今後の不登校対策の方向性について、意見交換を行った。

報 告 子ども政策推進本部の活動状況等について

⇒ 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組の展開など、子ども政策に関する取組状況について報告があり、情報共有された。



## 2. 会議の結果

### 議題(1)の主な意見等

- ①技術革新等により世界が変わっていく中で、基礎的・基本的な知識・技能がより一層重要になってくる。滋賀県らしい取組に期待する。(委員)
- ②心と体の両面や、情報化を意識した取組など、多方面の視点から考えられた、滋賀県らしい教育を打ち出していける大綱になっていると思う。(委員)
- ③コロナ禍を経て顕在化した課題をはじめ、子ども達の教育環境について取り上げられる様々な課題は、社会の課題の現れと感じており、大人が解決を図るべきものである。(委員)
- ④困難を抱える子ども達への対応について、発達段階をつないだり、一人ひとりの発達の状況を見据えたりして取り組めるようになっていけば良いと感じる。(副知事)
- ⑤世界や時代が変わる中で、不易と流行の見極めがこれまで以上に大事になってくる。(知事)
- ⑥「わからない」と言える学校、「助けて」と言える社会を作っていきたい。(知事)

### 議題(2)の主な意見等

- ①「不登校」という言葉は、大人たちの無理解・非寛容で生まれる言葉ではないか。大人の意識の転換が必要である。教育機会確保法や文部科学省のCOCOLOプランも、学校復帰を前提としていない。学校以外の学びの場を選択する子ども達の権利も保障していくことが重要である。(ゲスト)
- ②不登校の子ども達の保護者の中には、自責の念を持つ人もいると思う。不登校ゆえにその後の人生で社会に飛び込めないだけではなく、その経験ゆえに成長していけることもあると思う。周りの方々の協力や温かい心で成長していけるような、つまりいた時にはフォローをしてあげられるような環境になると良いと思う。(委員)
- ③子どもは本来学びたがる存在であり、そのようになっていないということは、子どもを主語にしきれていない状況があるのではないか。子どもに意欲や憧れを持ってもらえる環境をどのように作っていくか、子どもへの関わりの質、環境の質を高めることが大事だと思う。(副知事)
- ④不登校の捉え直しは重要な指摘だと思う。大人の物差しが、むしろ子どもを閉じ込めたり苦しめたりしていることがあるのかもしれない。どのように状況を解きほぐしていくのか、寄り添っていくのが大事。対応はあくまで本人目線であることが重要。(知事)
- ⑤不登校への対応を図るために一定のマンパワーや仕組みが必要と感じており、県と市町が共に取り組むために、県としてどのようにアプローチするかが大事。(教育長)

## 次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)(原案)について

### 1. 次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)について

現行の「滋賀の教育大綱」(第3期滋賀県教育振興基本計画)(平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))の後継計画として策定する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく総合的な施策の大綱。本県の大綱については、教育基本法の規定に基づく教育振興基本計画をもって位置付ける。なお、教育振興基本計画としては、滋賀県基本構想の教育分野における部門別計画ともなる。計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間。

### 2. 原案のポイント

#### ○ 計画策定の背景

本県教育を巡る現状と取組に関して、7項目にわたり施策の方向性について視点を示すとともに、現大綱(第3期計画)に関する成果と課題から、今後の施策の展開の方向性を示した。

#### ○ 基本目標とサブテーマ

基本目標には、不易の教育の目標として、第1期滋賀県教育振興基本計画以来の「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を掲げた。またサブテーマは、諸外国で重視されてきている「ウェルビーイング」とも関連させながら、本県で受け継がれてきた「三方よし」の理念をもとに、子どもたち、教職員等、地域全体それぞれの幸せの実現を教育施策の方向性とする、「『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育」とした。

#### ○ 全体的な方向性

全体を貫く方向性として、(1)すべての人が愛情をもって教育に取り組む教育、(2)学習者が主体の教育、滋賀の豊かな自然や、先人が培った「近江の心」を学びに活かし、未来へ引き継ぐことを目指す(3)滋賀に学ぶ教育、の3項目を掲げた。

#### ○ 今後5年間に実施する主な施策

教育施策を「柱Ⅰ 夢と生きる力を育む」、「柱Ⅱ 学びの基盤を支える」、「柱Ⅲ みんなで学びに関わる」の3本の柱に体系化し、基本目標の達成に向けて総合的に施策を展開することとした。また、各施策に目標を設定し、目指す姿への到達状況を具体的に把握できるようにした。

### 3. これまでの主な取組状況

- ・ 滋賀得県総合教育会議における協議(令和4年5月11日(進め方)、9月2日(方針)、11月11日(骨子案)、令和5年1月17日(素案)、3月27日(中高生の意見聴取)、5月12日(素案ver2.0))
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会への諮問(令和4年10月13日)
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会会議における審議(令和4年10月13日、11月25日、令和5年1月24日、5月24日、6月8日)
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会答申(令和5年6月23日)

### 4. 今後の主な予定

- ・ 県民政策コメント(7月～8月)
- ・ 滋賀得県総合教育会議における協議・報告(9月、11月)
- ・ 策定状況県議会報告(9月)
- ・ 県議会提案(11月)
- ・ 次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)策定(12月)



**計画の枠組**  
**性格** ○教育基本法第17条第2項の規定に基づく滋賀県における教育振興基本計画(第4期)。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けます。  
 ○滋賀県基本構想を上位計画とする教育分野の部門別計画  
**期間** 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)【5年間】  
 ※施策の随所にSDGsの視点を生かします。

**基本目標** 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
 「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指します。

**サブテーマ** 「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育  
 資質能力を育み、可能性を広げていくことによる子ども一人ひとりの幸せや、教育に携わる教職員や子どもの育ちの基盤である家庭等における幸せ、一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せな地域づくりなど、教育を通じてウェルビーイングの考え方も共通する「三方よし」で、幸せの実現を目指します。

**計画策定の背景**  
**(1)本県教育をめぐる現状と取組の視点**  
 ①未来社会を見据えた学習者主体の人づくり  
 ②コロナ禍の経験から得た「気付き」  
 ③多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び  
 ④高等学校段階の充実した学び  
 ⑤教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組  
 ⑥生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び  
 ⑦学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現  
**(2)第3期計画の成果と課題**

**全体的な方向性**  
**(1)すべての人が愛情をもって取り組む教育**  
 社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切に、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。  
**(2)学習者が主体の教育**  
 一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付け、主体的に学び、成長する過程を支援するとともに、「読み解く力」の育成に取り組めます。  
**(3)滋賀に学ぶ教育**  
 自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会や企業等の力、先人が培った「近江の心」に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育みます。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かさを未来へ受け継いでいきます。

**子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む**  
 ○授業理解度の向上など読み解く力の育成が進んでいる。基礎・基本の定着と併せて確かな学力へつなげる事が求められる。  
 ○コロナ禍の影響を受けて自尊心が十分に高まっておらず、引き続き豊かな心の育成の推進が求められる。  
 ○コロナ禍の影響を受けた総運動時間の減少やスクリーンタイムの長時間化の中、運動への愛好的態度が十分に高まっておらず、健やかな体の育成に向けた取組が求められる。  
 ○特別支援教育の推進に関して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が一定進んでおり、計画をもとにした障害の状態に応じたきめ細かな指導の推進が求められる。  
 ○ICT環境の整備が進む一方、活用し自信のない教員が一定割合あり、指導力の向上と有効活用の推進が求められる。  
 ○コロナ禍の制約の中で「うみのこ」等の滋賀ならではの体験活動を推進してきたが、子どもにおける主体的な関心は十分に高まっておらず、機会の確保と充実が求められる。  
 ○教員の在校等時間は若干減少するも高止まりの状況にあり、働き方改革等による学びの基盤の確保が求められる。

**柱Ⅰ 夢と生きる力を育む**  
**【目指す方向性】**  
 知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することで、学力を向上し、「夢と生きる力」を育みます。また、体験活動や部活動など、子どもたちの多様な学びの機会をつくります。  
**【展開する施策】**  
**(1)知・徳・体を育む**  
 ①確かな学力の育成  
 ②豊かな心の育成  
 ③健やかな体の育成  
**(2)主体的に社会へ参画できる資質能力を育む**  
 ①社会参画・社会貢献意識の育成  
 ②情報活用能力の育成  
**(3)多様な学びの機会をつくる**  
 ①滋賀に学ぶ体験活動等の推進  
 ②部活動の持続可能で適切な運営への支援

**柱Ⅱ 学びの基盤を支える**  
**【目指す方向性】**  
 学校教育の基盤である教職員を支え、資質能力の向上を支援します。また、子どもたちが安心して快適に学べる環境づくりや、「この子らを世の光に」の考えに基づいた社会的包摂など多様な教育ニーズへの対応、成長過程の学びを円滑につなげる取組など、子どもを真ん中に置き、学びの基盤を切れ目なく支えます。  
**【展開する施策】**  
**(1)教職員を支え、教育力を高める**  
 ①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進  
 ②教職員の資質能力の向上  
**(2)安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる**  
 ①子どもの心理的安全性の確保  
 ②学校安全の推進  
 ③教育DXの推進  
 ④学校施設の教育環境の整備  
**(3)多様な教育ニーズに対応する**  
 ①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進  
 ②魅力ある県立高等学校づくりの推進  
 ③私学教育の振興  
**(4)学びを円滑につなげる**  
 ①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続  
 ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

**柱Ⅲ みんなで学びに関わる**  
**【目指す方向性】**  
 子どもや学校だけでなく、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなが生涯のあらゆる場面で学び、学びでつながり、学びの機会を支えていきます。  
**【展開する施策】**  
**(1)生涯を通じた学びを推進する**  
 ①生涯学習の振興  
 ②読書活動の推進  
 ③図書館を生かしたまちづくりの推進  
**(2)地域社会で学びをつなげる**  
 ①地域と共に取り組む学びの推進  
 ②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進  
 ③家庭と共に取り組む学びの推進  
**(3)困難な環境等にある人の学びを支える**  
 ①学校や家庭での学びの支援  
 ②多様な学びの機会や居場所の確保

**社会全体で支え合い、子どもを育む**  
 ○学校運営協議会の設置が一定増えているが、引き続きコミュニティ・スクールの取組の推進が求められる。  
 ○家庭教育支援チームを組織する市町が増えているが、孤立しがちな保護者の増加傾向を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支える取組が求められる。  
 ○SC、SSWの配置や活用が進む一方、不登校の増加等、子どもの困難な環境の多様化傾向を踏まえ、支援の強化が求められる。  
**すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する**  
 ○コロナ禍のため生涯学習の機会に制約がある影響で、地域等での学びの成果の活用が十分に進んでおらず、オンラインの活用等による機会の充実が求められる。  
 ○子どもの読書習慣が十分に定着しておらず、読書活動の一層の推進が求められる。  
 ○公共図書館における読書環境の整備については、コロナ禍を経て、来館型・非来館型サービスの充実が求められる。

**施策の推進方法**  
 県関係部局間の連携はもとより、国および市町とも連携し、当事者である子どもの声を聴きながら、施策を総合的に推進するとともに、目指す姿への到達状況について、毎年度、点検・評価を行います。また、状況の変化に応じて、計画内容を見直します。

施策体系 滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）【原案】

施策の柱	施策	主な取組	
<b>柱Ⅰ</b> 夢と生きる 力を育む	(1) 知・徳・体を育む ①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成	基礎的・基本的な知識や技能の定着、読み解く力の育成、探究的に学ぶ力の育成、指導体制の整備、カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びの推進 子どもの権利の尊重・利益の擁護、自尊感情の育成、コミュニケーション能力の育成、道徳教育の推進、人権教育の推進、発達支持的生徒指導の推進、生命(いのち)の安全教育の推進 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進、保健教育および学校保健の推進、食育の推進	
	(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む ①社会参画・社会貢献意識の育成 ②情報活用能力の育成	主権者教育等の推進、外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実、キャリア教育・起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進、社会的な課題に関する教育の推進 ICTを主体的に活用できる態度の育成、情報モラル教育の充実、プログラミング的思考の育成	
	(3) 多様な学びの機会をつくる ①滋賀に学ぶ体験活動等の推進 ②部活動の持続可能で適切な運営への支援	滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進、地域社会を教育資源とした学びの推進 適切な部活動指導の実施、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	
	<b>柱Ⅱ</b> 学びの基盤 を支える	(1) 教職員を支え、教育力を高める ①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進 ②教職員の資質能力の向上	学校における働き方改革の推進、多様な人材の学校運営への参画、教職員のワーク・ライフ・バランスの確保、教職員の健康管理の推進 教員人材の確保、教職員の人材育成
		(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる ①子どもの心理的安全性の確保 ②学校安全の推進 ③教育DXの推進 ④学校施設の教育環境の整備	いじめ防止対策の徹底、子どものメンタルヘルスへの対応、学校内外の相談体制の整備 学校生活の安全確保に向けた取組の推進、防災教育・防犯教育の推進 1人1台端末環境の安定的な運用、教育活動へのICT活用の推進、一人ひとりに配慮したICTの利活用 県立学校施設の計画的な整備
		(3) 多様な教育ニーズに対応する ①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進 ②魅力ある県立高等学校づくりの推進 ③私学教育の振興	切れ目のない指導・支援、多様な学びの機会の確保、就学先の選択と相談、特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実、特別支援教育の実施体制の確保、障害のある子どものキャリア教育の推進、障害のある人を支援する関係機関との連携 各県立高等学校の魅力化の推進、産業教育の充実、地域との連携の推進 私立学校の安定的な運営への支援、私立高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減
(4) 学びを円滑につなげる ①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続 ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続		幼稚園教諭等の指導力の向上、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進 高等教育機関との連携の推進、高等教育機関への円滑な接続の推進	
<b>柱Ⅲ</b> みんなで学 びに関わる		(1) 生涯を通じた学びを推進する ①生涯学習の振興 ②読書活動の推進 ③図書館を生かしたまちづくりの推進	学びの機会の充実、学びの情報の充実、地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用 家庭や地域における子ども読書活動の推進、学校図書館の活用など学校における読書活動の促進、読書バリアフリーの推進 県立図書館におけるサービスの推進、図書館ネットワークの充実、図書館等を活用した地域づくりへの支援、子どもを真ん中に置いた図書館づくり
		(2) 地域社会で学びをつなげる ①地域と共に取り組む学びの推進 ②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進 ③家庭と共に取り組む学びの推進	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進、地域学校協働活動の推進、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行(再掲) 学びの充実に向けた企業等との連携、学習支援情報の発信、協定制度に基づく企業による取組の促進 家庭教育の活性化促進、家庭教育支援体制の構築
		(3) 困難な環境等にある人の学びを支える ①学校や家庭での学びへの支援 ②多様な学びの機会や居場所の確保	生徒指導・教育相談の充実、専門人材による支援、困難な家庭環境への支援、日本語指導が必要な子ども等への支援 不登校の状態にある子どもへの支援、学びの機会や居場所の確保、多様な状況に応じて義務教育を受ける機会となる夜間中学への支援、読書バリアフリーの推進(再掲)

施策体系と目標 滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）（原案）

施策の柱	施策	目標	出典調査	現況値	目標設定の考え方	主所属		
柱Ⅰ 夢と生きる力を育む	(1) 知・徳・体を育む	①確かな学力の育成	授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合の増加	学びのアンケート	小国:89.1% 小算:83.9% 中国:81.5% 中数:74.0% (R4)	子どもたちが「わかった」「できた」と実感できる授業づくりが確かな学力の育成に重要であるため、目標として設定します。	幼小中教育課	
		②豊かな心の育成	将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合の増加	学びのアンケート	小:75.6% 中:67.5% (R4)	学びの原動力として夢や目標を持つことや、学びを通じて夢や目標を発見することは確かな学力の育成において重要であるため、目標として設定します。 自分を大切に思う自尊感情が豊かな心の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。 周囲の人を積極的に助けようとする態度は豊かな心の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。	幼小中教育課	
			自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加	学・学調査	小:78.8% 中:76.2% (R4)		人権教育課	
			人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加	学・学調査	小:89.0% 中:87.1% (R4)		人権教育課、幼小中教育課	
		③健やかな体の育成	運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加	体力・運動習慣等調査	小:44.0% 中:65.1% (R4)	運動が苦手な子どもなど、それぞれの状況に応じて取り組むことが健やかな体の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。	保健体育課	
	(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	①社会参画・社会貢献意識の育成	インターンシップに参加した高等学校生徒の割合の増加	県調べ	32.23% (R4)	インターンシップに挑戦して働くことを体験することは、将来の社会参画や社会貢献において有益であるため、目標として設定します。	高校教育課	
		②情報活用能力の育成	海外留学をした高等学校生徒の増加	高等学校等における国際交流等の状況調査	1,013人 (H29)	海外留学に挑戦してグローバル社会を実感することは、将来の社会参画や社会貢献に有益であるため、目標として設定します。	高校教育課	
			授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	小:74.4% 中:69.5% 高:65.4% 特:58.9% (R3)	教員のICTの活用に関する指導力は、子どもの情報活用能力の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。	教育ICT化推進室	
	(3) 多様な学びの機会をつくる	①滋賀に学ぶ体験活動等の推進	「フローディングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができた」児童の割合の増加	県調べ	79.4% (R4)	滋賀県ならではの体験学習「びわ湖フローディングスクール」の学びを自身に定着させることが体験活動の推進において重要であるため、目標として設定します。	幼小中教育課	
		②部活動の持続可能で適切な運営への支援	部活動指導員や地域クラブ活動等の外部指導を受けている生徒数の増加	県調べ	(調査中)	部活動指導員や地域クラブ活動等の地域の力を活用することが部活動の持続可能で適切な運営に当たり重要であるため、目標として設定します。	保健体育課	
柱Ⅱ 学びの基盤を支える	(1) 教職員を支え、教育力を高める	①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	教員一人あたりの時間外在校等時間(月平均)の短縮	県立:県調べ 小中:市町調べ	小38.8時間 中46.9時間 高45.4時間 特27.2時間 (R4上期)	教員の多忙な状況を改善し、時間外在校等時間を縮減することが学校における働き方改革や笑顔あふれる学校づくりにおいて重要であるため、目標として設定します。	教職員課	
		②教職員の資質能力の向上	授業準備や事例研究等、実践的な研修を積極的に行っている学校の割合の増加	学・学調査	小:52.1% 中:33.3% (R4)	授業準備などの実践的な研修が校内で積極的に行われることが教職員の資質能力の向上に当たり重要であるため、目標として設定します。	教職員課	
	(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	①子どもの心理的安全性の確保	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加	学・学調査	小:70.1% 中:69.3% (R4)	困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できる環境づくりが子どもの心理的安全性の確保において重要であることから、目標として設定します。	生徒指導・いじめ対策支援室	
		②学校安全の推進	学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少	県調べ	小:29件 中:46件 高:18件 (R4)	学校管理下における事故等の防止が学校安全の推進に当たり重要であることから、目標として設定します。	保健体育課	
		③教育DXの推進	授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加【再掲】	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	小:74.4% 中:69.5% 高:65.4% 特:58.9% (R3)	子どもの学びを支える教員において、日進月歩のICTに対応して指導力を確保していくことが教育DXの推進において重要であることから、目標として設定します。	教育ICT化推進室	
		④学校施設の教育環境の整備	- (別途、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき取り組む。)	-	-	-	-	教育総務課
	(3) 多様な教育ニーズに対応する	①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	個別の教育支援計画および個別の指導計画に係る「活用率」の上昇	県調べ	(令和5年9月調査予定)	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が進んできた状況にあつて、その活用を推進することが、特別支援教育の充実やインクルーシブ教育システムの構築に向けて重要であることから、目標として設定します。	特別支援教育課	
		②魅力ある県立高等学校づくりの推進	学校評価(第三者評価)において、魅力化の取組が進んだと評価された県立高等学校数の増加	県調べ	86% (R4)※参考値	第三者の視点において県立高等学校の魅力化の評価を高めることが重要であることから、目標として設定します。	魅力ある高校づくり推進室	
		③私学教育の振興	- (各私立学校の建学の精神に基づいた教育の充実を図る。)	-	-	-	-	私学・県立大学振興課
	(4) 学びを円滑につなげる	①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加	学びのアンケート	フェーズ3 12.3% フェーズ4 19.6% (R4)	小学校が校区内の幼稚園等とともに接続の取組を充実することが、幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続に当たり重要であることから、目標として設定します。	幼小中教育課	
		②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	大学等と連携して専門的な学びを深める取組を行った高等学校数の増加	県調べ	21校 (R3)	高等学校における大学等との連携による深い学びの展開が高等教育機関との連携や接続の充実において重要であることから、目標として設定します。	高校教育課	
	柱Ⅲ みんなで学びに関わる	(1) 生涯を通じた学びを推進する	①生涯学習の振興	学びの動機が「地域や社会における活動に生かすこと」である学習者の増加	県政モニターアンケート	22.8% (R4)	地域や社会における活動に生かすために学ぶ人を増やすことが生涯学習の振興に当たり重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課
			②読書活動の推進	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合の増加	学・学調査	小:57.3% 中:43.2% (R4)	子どもの頃からの自主的な読書習慣の定着が読書活動の推進において重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課
③図書館を生かしたまちづくりの推進			県民一人当たりの県立・市町立図書館で年間に借りる図書冊数の増加	県調べ	7.15冊 (R4速報値)	県立図書館が中心となって公共図書館のサービスの充実を図り、図書館の利用を促進することが図書館を生かしたまちづくりに当たり重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課・図書館	
(2) 地域社会で学びをつなげる		①地域と共に取り組む学びの推進	コミュニティ・スクールを設置する公立学校の割合の増加	県調べ	59.2% (R4)	学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むプラットフォームとなるコミュニティ・スクールの設置の促進が地域と共に取り組む学びの推進において重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課	
		②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進	「におねっと」の出前講座および学校支援メニューの登録件数(メニュー数)の増加	県調べ	494メニュー (出前講座171、学校支援メニュー323)	一元的に学習情報を提供する「におねっと」における、地域や学校での学びへの支援に関する情報の充実が、企業等と共に取り組む学びにおいて重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課	
		③家庭と共に取り組む学びの推進	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加	県調べ	11市町 (R4)	地域のみんで家庭教育を支える体制の構築が家庭と共に取り組む学びの推進に当たり重要であることから、目標として設定します。	生涯学習課	
(3) 困難な環境等にある人の学びを支える		①学校や家庭での学びへの支援	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】	学・学調査	小:70.1% 中:69.3% (R4)	困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できることが、学校や家庭での学びへの支援において重要であることから、目標として設定します。	幼小中教育課	
		②多様な学びの機会や居場所の確保	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加	県調べ	SC:3,252人 SSW:1,603人(R4)	専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を必要児童生徒に実施していくことが、多様な学びの機会や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。	生徒指導・いじめ対策支援室	
			相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少	県調べ	小:30.3% 中:40.1% 高:46.9% (R3)	不登校の状態にあつても取り残されることなく相談や支援が受けられるように取り組むことが多様な学びの機会や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。	生徒指導・いじめ対策支援室	

令和5年(2023年)7月21日  
第2回滋賀県総合教育会議  
資料 1 - 3

# 滋賀の教育大綱

## (第4期滋賀県教育振興基本計画)

原 案

## 目次

1	計画の枠組	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
(4)	SDGsの視点の活用	2
2	計画策定の背景	3
(1)	本県教育をめぐる現状と取組の視点	3
①	未来社会を見据えた学習者主体の人づくり	3
②	コロナ禍の経験から得た「気付き」	4
③	多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学 び	4
④	高等学校段階の充実した学び	5
⑤	教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組	6
⑥	生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び	7
⑦	学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現	7
(2)	第3期計画の成果と課題	7
柱1	子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む	7
柱2	社会全体で支え合い、子どもを育む	12
柱3	すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する	14
3	基本目標とサブテーマ	17
4	全体的な方向性	18
(1)	すべての人が愛情をもって取り組む教育	18
(2)	学習者が主体の教育	18
(3)	滋賀に学ぶ教育	19
5	今後5年間に実施する主な施策	21
柱I	夢と生きる力を育む	22
(1)	知・徳・体を育む	22
①	確かな学力の育成	22
②	豊かな心の育成	26
③	健やかな体の育成	28
(2)	主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	29
①	社会参画・社会貢献意識の育成	29

② 情報活用能力の育成	32
(3) 多様な学びの機会をつくる	33
① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進	34
② 部活動の持続可能で適切な運営への支援	36
<b>柱Ⅱ 学びの基盤を支える</b>	37
(1) 教職員を支え、教育力を高める	37
① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	37
② 教職員の資質能力の向上	38
(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	40
① 子どもの心理的安全性の確保	40
② 学校安全の推進	41
③ 教育DXの推進	43
④ 学校施設の教育環境の整備	44
(3) 多様な教育ニーズに対応する	44
① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	44
② 魅力ある県立高等学校づくりの推進	47
③ 私学教育の振興	48
(4) 学びを円滑につなげる	48
① 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	48
② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	49
<b>柱Ⅲ みんなで学びに関わる</b>	51
(1) 生涯を通じた学びを推進する	51
① 生涯学習の振興	51
② 読書活動の推進	53
③ 図書館を生かしたまちづくりの推進	55
(2) 地域社会で学びをつなげる	57
① 地域と共に取り組む学びの推進	57
② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進	58
③ 家庭と共に取り組む学びの推進	59
(3) 困難な環境等にある人の学びを支える	60
① 学校や家庭での学びへの支援	61
② 多様な学びの機会や居場所の確保	62
<b>6 施策の推進方法</b>	65
(1) 県における推進体制	65
(2) 国および市町との連携	65

(3) 進行管理	65
(4) その他	65
7 目標	66

# 1 計画の枠組

## (1) 策定の趣旨

滋賀県では、平成 18 年(2006 年)に全部改正された教育基本法に基づき、平成 21 年(2009 年)に「滋賀県教育振興基本計画」、平成 26 年(2014 年)に「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」、平成 31 年(2019 年)に「第 3 期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」を、平成 27 年(2015 年)、平成 31 年(2019 年)にそれぞれ「滋賀県教育振興基本計画」をもって位置付けることとして策定してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの計画と連続性を持たせ、政府の第 4 期教育振興基本計画を参酌し、教育の当事者である子どもたちからの意見も取り入れながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の計画として本計画を策定するものです。また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けます。

この計画に基づいて教育の振興を図り、今後一層、変動性、不確実性、複雑性、あいまい性を増すと見込まれる社会情勢にしっかりと向き合い、未来の滋賀県を担う人づくりに取り組みます。

## (2) 計画の位置付け

- ・本県の教育分野の最上位の計画として、施策を総合的かつ体系的に示すものです。
- ・教育基本法第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定される地方公共団体の長が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付けます。
- ・「滋賀県基本構想」を上位計画とする教育分野の部門計画です。なお「滋賀県文化振興基本方針」、「滋賀県スポーツ推進計画」など関係する他計画と整合し、関連する施策は調和されたものとします。

## (3) 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの 5 年間とします。

1 (4) SDGsの視点の活用

2 全ての人に質の高い教育を提供し、将来にわたり持続可能な社会の実現に  
3 資するため、本計画では、施策の随所にSDGs（持続可能な開発目標  
4 Sustainable Development Goals）<sup>1</sup>の視点を生かします。

5

---

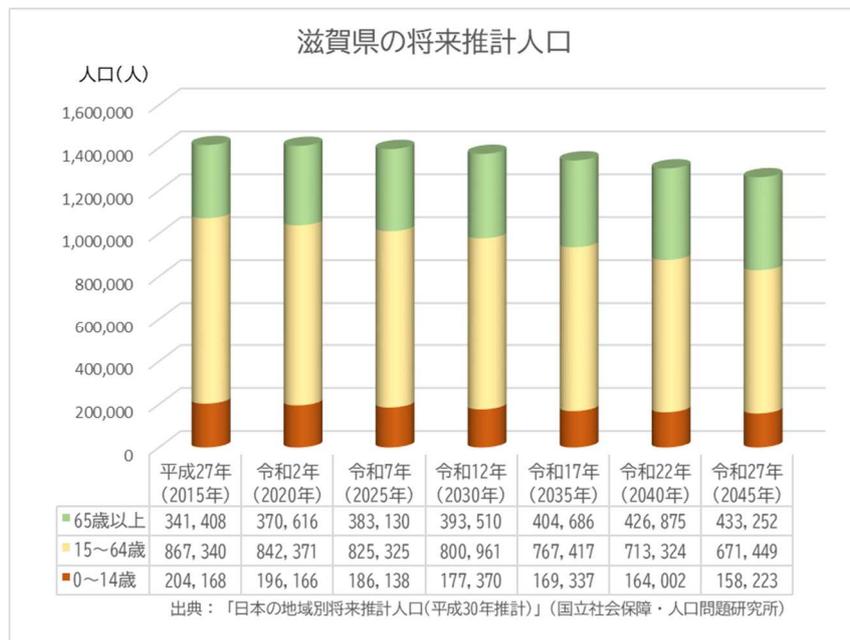
<sup>1</sup> 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

## 2 計画策定の背景

### (1) 本県教育をめぐる現状と取組の視点

#### ① 未来社会を見据えた学習者主体の人づくり

子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の未来社会を見据えると、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーション(DX)<sup>2</sup>などの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化<sup>3</sup>や多極化<sup>4</sup>、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうしたVUCA(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)の時代<sup>5</sup>にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組の継承とともに、子どもたち一人ひとりを社会を構成する主体として捉え、学習者を主体に置いた、一人ひとりの学びの最適化などに取り組むことで、多様な人々との協働の中で主体的に答えを見出しながら、時代の変化にたくましく向き合い、持続可能な社会づくりに参画する人づくりを図っていくことが重要です。



<sup>2</sup> 2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された概念。「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされる。

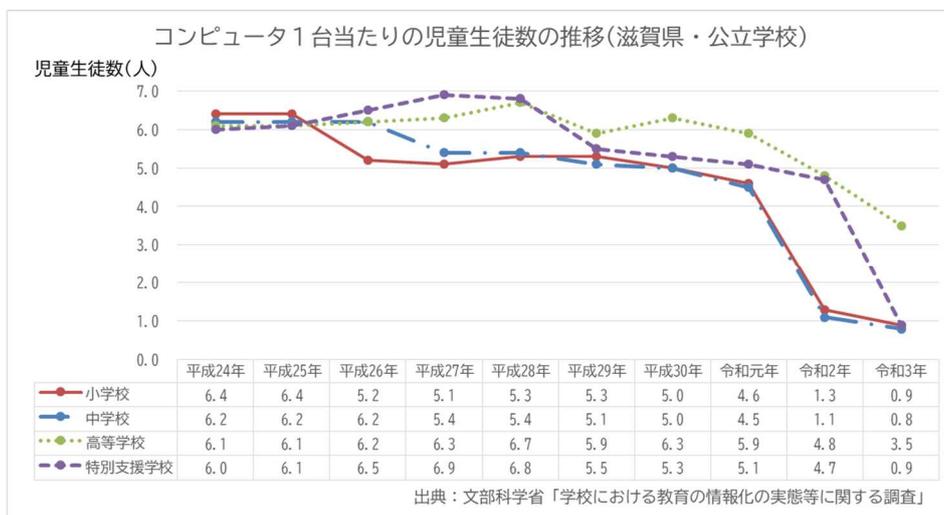
<sup>3</sup> 文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになること。

<sup>4</sup> 一つにまとまっていた勢力が、分散して互いに対立・拮抗し合うようになること。

<sup>5</sup> Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)。米ソ冷戦終結後の不透明な世界情勢の表現から転じて、予測困難な社会情勢の変化が続出する現代の特徴を表す。

1  
2 ② コロナ禍の経験から得た「気付き」

3 全世界で起こったコロナ禍<sup>6</sup>は、子どもたちを中心とする学びに大きな影  
4 響を及ぼした一方で、健康の大切さ、学校などの場において共に学び交流す  
5 る大切さ、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体  
6 験的な学びの大切さ、そして一人ひとりや社会の幸せの大切さを再認識す  
7 る契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラインに  
8 による教育活動や、ICT<sup>7</sup>を組み合わせた学習教材の活用など、新たな学び  
9 方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面する中  
10 で私たちが得た様々な「気付き」を、これからの滋賀県の教育の一層の充実  
11 につなげていくことが重要です。



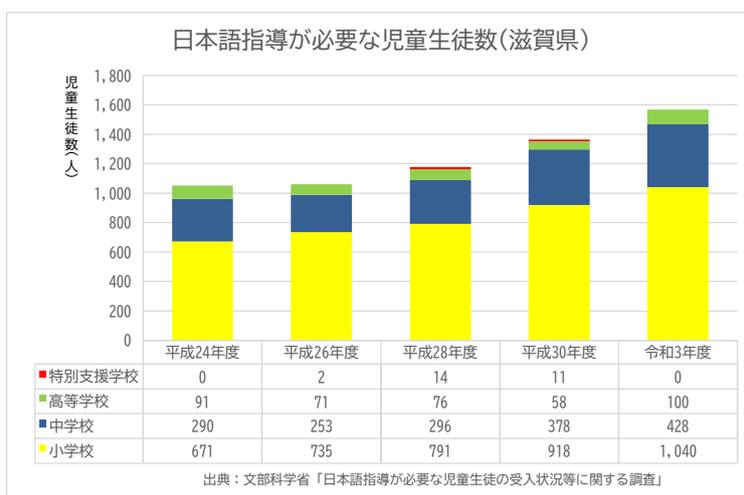
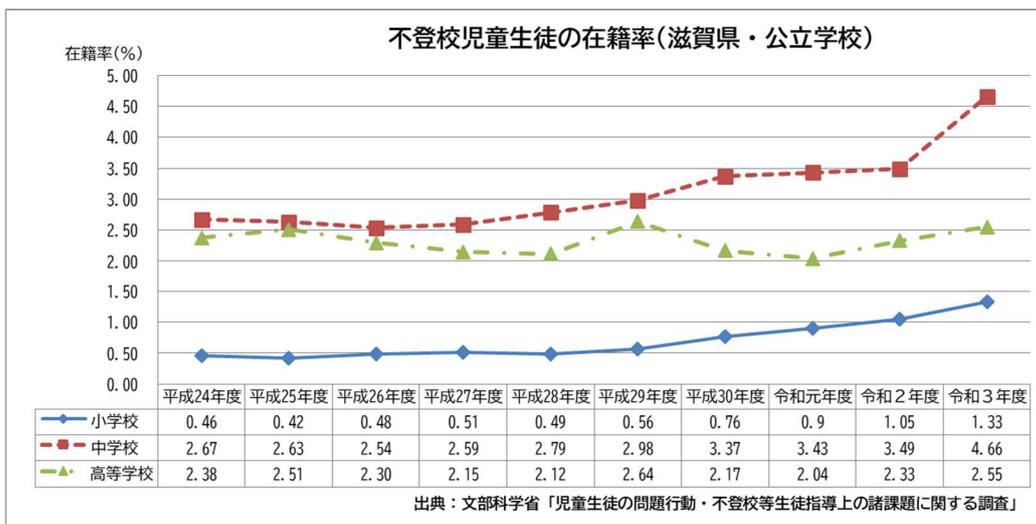
24  
25 ③ 多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び

26 全国の傾向と同様に、本県においても、公立小中高等学校に在籍する特別  
27 な支援を必要とする児童生徒が増加しています。また、令和3年度の小、中  
28 学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語  
29 指導が必要な外国人児童生徒も増加傾向にあるなど、子どもたちの置かれ  
30 た状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭  
31 の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境  
32 が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な  
33 主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある子ども  
34 たちを支え、学びから誰一人取り残されないようにすることが重要です。

<sup>6</sup> いわゆる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な、混乱・不安・損失などを総称した表現。

<sup>7</sup> Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報通信技術を表す。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38



#### ④ 高等学校段階の充実した学び

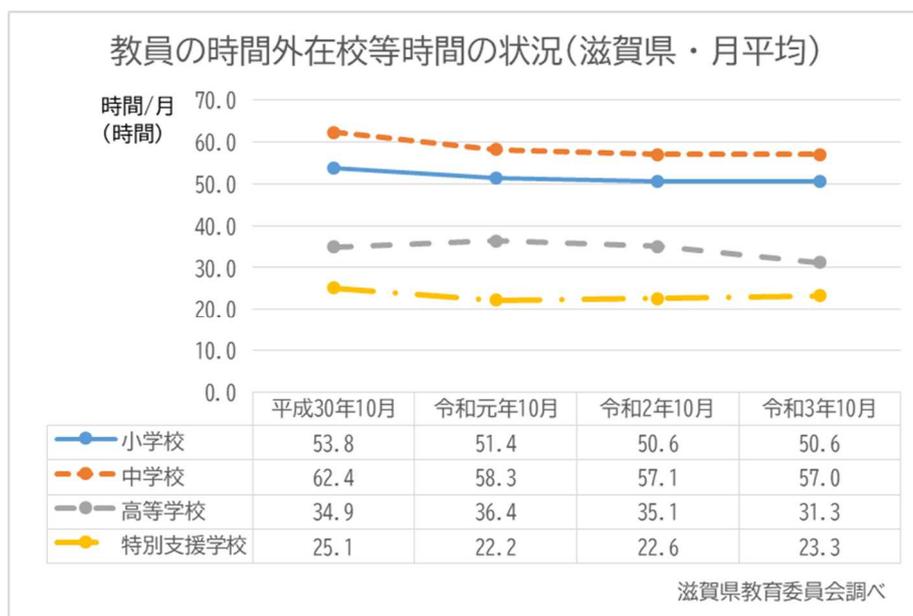
令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。高等学校段階においては、生徒が、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていくことができるよう、地域社会と連携・協働し、一人ひとりの可

1 能性と能力を最大限に伸ばさせる学びが求められます。各高等学校では、義  
2 務教育段階の基礎的知識や技能の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心  
3 を喚起し、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育活動を展開して  
4 いくことが重要です。

### 5 6 ⑤ 教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組

7 学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、子どもたちの個々の  
8 状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が  
9 組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と  
10 情熱をもった人材の採用とともに、OJT<sup>8</sup>および滋賀県教員のキャリアス  
11 テージにおける資質の向上に関する指標<sup>9</sup>等に基づく研修の充実により、社  
12 会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成が重要です。

13 一方、学校における働き方改革に取り組んできたものの、教職員の長時間  
14 勤務は解消しておらず、教職員の心身の健康を損なうおそれがあるだけで  
15 なく、教育の質の低下や、教員の人材確保にまで影響を与えかねない状況に  
16 あります。教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じ  
17 られる魅力ある職場環境の構築や、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔に  
18 つながる学校づくりが重要です。



<sup>8</sup> 日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。

<sup>9</sup> 滋賀県の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に勤務する教員が、自らの資質能力を把握して目標設定を行い、学びを主体的にマネジメントするための指標。また、学校や教育委員会は、研修計画の策定や、研修会等の開催など、人材育成の指標として活用するものとされる。

1 ⑥ 生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び

2 「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」  
3 と指摘されるなど、人生100年時代<sup>10</sup>の本格的な到来が推測されています。  
4 長い人生を豊かなものとするために、生涯の様々な場面で学ぶ機会を充実  
5 することが重要です。また、家庭をはじめ、地域住民や企業、NPO<sup>11</sup>等は、  
6 生涯にわたる学びを支える重要な主体であり、社会のみんなで学びの充実  
7 に取り組むことが重要です。

8  
9 ⑦ 学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現

10 諸外国においては、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康ま  
11 までを含めて幸福や生きがい捉える「Well-being(ウェルビーイング)」<sup>12</sup>  
12 の概念が重視されてきています。教育についても同様に、経済協力開発機構  
13 (OECD)は、「Learning Compass 2030(学びの羅針盤2030)」<sup>13</sup>において、  
14 個人と社会のウェルビーイングを共通の“目的地”としています。これは、  
15 「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に掲げる滋賀県基本構想とも軌を一  
16 にするものであり、本県においても、学びを通じた一人ひとりや社会のウェ  
17 ルビーイングの実現を方向性とするのが重要です。

18  
19 (2) 第3期計画の成果と課題

20  
21 柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

22  
23 (1) 確かな学力を育む

24 文章や対話などから「読み解く力」に重点を置き、子どもたちの確かな学  
25 力の育成に取り組みました。その成果は授業理解度の向上などに表れていま  
26 すが、全国学力・学習状況等調査<sup>14</sup>結果によると、基礎的・基本的な知識・技  
27 能の習得に課題がみられます。「読み解く力」の育成と併せて基礎的・基本的  
28 な知識・技能の定着を図り、確かな学力へつなげていくことが求められます。

---

<sup>10</sup> 平均寿命の延伸により、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。英国のリンダ・グラットン教授が提唱。

<sup>11</sup> 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

<sup>12</sup> 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされる。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

<sup>13</sup> OECD, 2019年5月(原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019)

<sup>14</sup> 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために、文部科学省が全国の小学校第6学年、中学校第3学年を対象として実施する調査。教科に関する調査および生活習慣や学校環境に関する質問紙調査により構成される。

1

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「学びのアンケート」の「国語/算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小国:82.0%	小国:83.0%	小国:84.0%	小国:84.5%	小国:85.0%
	小算:82.0%	小算:83.0%	小算:84.0%	小算:84.5%	小算:85.0%
	中国:70.0%	中国:71.5%	中国:73.0%	中国:74.0%	中国:75.0%
	中数:71.0%	中数:72.0%	中数:73.0%	中数:74.0%	中数:75.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小国:88.2%	小国:89.3%	小国:88.9%		
	小算:82.5%	小算:84.5%	小算:84.4%		
中国:79.9%	中国:81.5%	中国:83.5%			
中数:69.9%	中数:77.2%	中数:77.6%			

2

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合 (県教育委員会調べ)	高:64.0%	高:66.0%	高:68.0%	高:69.0%	高:70.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	高:65.2%	高:69.1%	高:71.2%		

3

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合 (県教育委員会調べ)	小:40.0%	小:45.0%	小:50.0%	小:55.0%	小:60.0%
	中:30.0%	中:35.0%	中:40.0%	中:45.0%	中:50.0%
	高:64.0%	高:68.0%	高:72.0%	高:76.0%	高:80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:48.3%	小:57.3%	小:50.5%		
	中:45.2%	中:55.8%	中:54.3%		
	高:64.7%	高:72.5%	高:76.5%		

4

5

6

## (2)豊かな心を育む

7 授業をはじめ様々な教育活動を通じて、子どもたちの自尊感情<sup>15</sup>や道徳性、  
8 人権尊重意識などの豊かな心の育成に取り組むほか、いじめ防止への対応に  
9 取り組みました。しかしコロナ禍の影響により、他者と関わりを持たせる機  
10 会の設定が困難な時期があったことなどから、自尊感情が十分に高まって  
11 いない状況がみられます。自分も他者も大事にする豊かな心は時勢にかかわら  
12 ず重要な資質であり、引き続き育成に向けた取組が求められます。

13

14

<sup>15</sup> 「生まれてきてよかった」「できることがある」「必要とされている」等、自分自身を肯定的に捉える感情。物事に積極的に取り組んだり、他者を大切にしたりする行動の基盤となると考えられる。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況等調査)	小:85.4% 中:76.0%	小:85.8% 中:77.0%	小:86.2% 中:78.0%	小:86.6% 中:79.0%	小:87.0% 中:80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:81.5% 中:71.2%	調査未実施 調査未実施	小:77.2% 中:74.3%		

### (3) 健やかな体を育む

生涯にわたり健康を保持増進していくために、子どもたちの健やかな体の育成に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響を受け、スクリーンタイム<sup>16</sup>の長時間化の一方で、総運動時間が低迷の傾向にあり、運動への愛好的態度が十分に高まっていない状況がみられます。心身の健康は豊かで幸せな人生に向けて欠くことのできない基礎であることから、運動や望ましい食生活の習慣化など、健やかな体の育成に向けた取組が引き続き求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5男子:76.0% 小5女子:57.0% 中2男子:64.5% 中2女子:47.0%	小5男子:77.0% 小5女子:59.0% 中2男子:67.0% 中2女子:49.0%	小5男子:78.0% 小5女子:61.0% 中2男子:69.5% 中2女子:51.0%	小5男子:79.0% 小5女子:63.0% 中2男子:72.0% 中2女子:53.0%	小5男子:80.0% 小5女子:64.0% 中2男子:74.0% 中2女子:55.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小5男子:70.5% 小5女子:51.3% 中2男子:61.4% 中2女子:42.7%	小5男子:70.4% 小5女子:53.8% 中2男子:62.8% 中2女子:43.7%	小5男子:67.2% 小5女子:50.1% 中2男子:58.8% 中2女子:39.5%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の朝食欠食率(県教育委員会調べ)	小5:2.4% 中2:4.0% 高2:7.8%	小5:2.0% 中2:3.8% 高2:7.1%	小5:1.7% 中2:3.5% 高2:6.4%	小5:1.4% 中2:3.3% 高2:5.7%	小5:1.0% 中2:3.0% 高2:5.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小5:3.3% 中2:5.3% 高2:9.1%	小5:4.0% 中2:5.3% 高2:8.8%	小5:3.9% 中2:5.3% 高2:9.8%		

### (4) 特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する児童生徒に対しても、特別支援教育を推進してきました。小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個々の状況に応じた指導や支援を図るための「個別の指導計画」<sup>17</sup>と「個別の教育支援計画」<sup>18</sup>の作成が一定程度浸透しています。今後も保護者の参画を得た両

<sup>16</sup> テレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間。

<sup>17</sup> 障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために、個々の児童生徒の実態に応じて各学校で作成される計画。

<sup>18</sup> 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すために作成される個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。

1 計画の作成はもとより、きめ細かな指導、支援に向けて、合理的配慮を講じ  
 2 つつその活用を図るなど、取組を推進することが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小:100.0%	小:100.0%	小:100.0%	小:100.0%	小:100.0%
	中:100.0%	中:100.0%	中:100.0%	中:100.0%	中:100.0%
	高:92.0%	高:94.0%	高:96.0%	高:98.0%	高:100.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:97.1%	小:99.0%	小:99.9%		
	中:97.1%	中:98.1%	中:99.6%		
	高:91.2%	高:95.4%	高:92.7%		

4

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小:84.0%	小:88.0%	小:92.0%	小:96.0%	小:100.0%
	中:84.0%	中:88.0%	中:92.0%	中:96.0%	中:100.0%
	高:84.0%	高:88.0%	高:92.0%	高:96.0%	高:100.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:87.5%	小:90.4%	小:95.4%		
	中:84.5%	中:89.9%	中:95.2%		
	高:79.1%	高:83.2%	高:80.3%		

5

6

### (5)情報活用能力の育成

7

8

9

10

11

12

13

図書等の活字資料とも組み合わせながらコンピュータ等を適切に用いるなど、子どもたちの情報活用能力の育成に取り組みました。国におけるG I G Aスクール構想<sup>19</sup>の前倒し実施などにより、学校現場におけるI C T環境の整備は飛躍的に進展しましたが、一方で、活用に自信のない教員が一定割合みられる状況にあります。教員の指導力の向上や、I C T環境を有効に活用した教育活動の推進が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
教員が授業中にI C Tを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	60.4%	64.2%	69.7%		

14

15

16

### (6)滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

本県独自のびわ湖フローティングスクール児童学習航海<sup>20</sup>をはじめ、滋賀

<sup>19</sup> 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することによる、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現とともに、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出そうとするもの。

<sup>20</sup> 青少年の健全な育成および琵琶湖の環境保全を目的として、滋賀県内の全小学5年生を対象として、学習船「うみのこ」により、琵琶湖上において、船ならではの体験学習を行うもの。

ならではの体験活動等を推進しました。コロナ禍は体験活動に顕著な影響を及ぼしましたが、様々な制約の中にあっても、びわ湖フローティングスクール児童学習航海の日帰りでの継続など、可能な限りの取組を展開しました。しかし子どもたちの体験活動等への主体的な関心は十分に高まっていない状況であり、今後一層の体験の機会の確保や充実が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率 (県教育委員会調べ)	81%	82%	83%	83%	83%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	79.7%	79.6%	79.6%		

### (7)多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

多様な進路・就労の実現に向けて、インターンシップ<sup>21</sup>や地域産業との連携等に取り組みました。しかしながらコロナ禍の影響のため、中学生チャレンジウィーク<sup>22</sup>事業の実施が難しくなるなど、子どもたちに十分な体験を実施できていない状況であり、課題対応能力やチャレンジ精神、創造性などを育むことが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
高校3年間の間に1回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合 (県教育委員会調べ)	42%	44%	46%	48%	50%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	46.2%	38.1%	40.0%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
特別支援学校高等部卒業生の就職率 (県教育委員会調べ)	30%	30%	30%	30%	30%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	28.2%	26.0%	19.5%		

### (8)教職員の教育力を高める

教職員の教育力を高めるため、指導力の向上や学校における働き方改革等に取り組みました。しかし依然として教員の長時間勤務の状況がみられることから、子どもたちの学びの基盤である教職員がしっかりと教育力を発揮できるように、教職員を支えていく取組が求められます。

<sup>21</sup> 生徒が在学中に企業などにおいて自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

<sup>22</sup> 県内全ての公立中学2年生を対象として実施する職場体験週間。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小:82.0%	小:83.0%	小:84.0%	小:85.0%	小:86.0%
	中:78.0%	中:79.0%	中:80.0%	中:81.0%	中:82.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:81.6%	小:82.3%	小:82.7%		
	中:80.3%	中:80.8%	中:84.2%		

## (9)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

小学校就学前の子どもの教育・保育ニーズへ対応する環境整備に取り組みました。受け皿となる保育施設等の整備は進んできましたが、小学校就学前の子どもの学びの一層の充実が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数 (県調べ)	60,557 人	60,058 人	61,076 人	61,355 人	61,332 人
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	59,590 人	60,971 人	61,897 人		

## (10)私学教育の振興

私立学校の運営への支援や、私立高等学校等生徒保護者への経済的支援に取り組みました。県内私立高等学校の定員充足率は令和2年度以降、90%強の状況にありますが、引き続き私立学校の特色ある教育への支援が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率 (県調べ)	97%	97%	98%	98%	99%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	88.4%	91.7%	91.0%		

## 柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

### (1)家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

地域の教育力を生かし、幅広く地域と学校との連携・協働が充実するよう、組織的で持続可能な体制づくりを推進しました。コミュニティ・スクール(学校運営協議会<sup>23</sup>制度)を導入する学校は着実に増えています。「社会に開かれた教育課程」を実現するために効果的なコミュニティ・スクールの導入を引き続き推進することが求められます。

<sup>23</sup> 学校の管理運営の改善を図るため、保護者や地域住民等により構成され、その学校の運営に関して協議する機関として教育委員会が設置するもの。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	40.9%	46.5%	54.4%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	49.7%	52.7%	55.0%		

## (2)子どもの安全・安心の確保

防災教育の充実等のため、消防等との連携を推進しました。コロナ禍の影響のため一部に連携が困難な状況ありましたが、子どもの学びの充実に向けて、今後も安全や安心の確保を図ることが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校防災教育アドバイザー(消防署)と連携した教育・研修を実施した学校の割合 (県教育委員会調べ)	84%	88%	92%	96%	100%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	78%	71.4%	75.3%		

## (3)家庭の教育力の向上

地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化が進む中において、子どもたちの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支える取組や、保護者の学びの機会や交流の場づくり等に取り組まれました。家庭教育支援チーム<sup>24</sup>を組織する市町は着実に増えていますが、コロナ禍を経て人と人とのつながりの希薄化が加速度的に進行し、孤立しがちな保護者は増加傾向にあります。地域のみんなで家庭に寄り添い、子どもたちの学びを支えていく取組が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
家の人との学校の出来事に関する会話の状況(「している」の割合) (R1まで全国学力・学習状況等調査、R3は県教育委員会調べ)	小：54%	小：55%	小：56%	小：58%	小：60%
	中：44%	中：45%	中：46%	中：48%	中：50%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：49.1%	調査未実施	小：53.5%		
	中：43.3%	調査未実施	中：45.9%		

<sup>24</sup> 子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成された自主的な集まり。身近な地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりするほか、地域の実情に即して、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育を応援している。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
家庭教育支援チーム を組織する市町数 (県教育委員会調べ)	6 市町	7 市町	8 市町	10 市町	12 市町
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	6 市町	7 市町	8 市町		

#### (4)家庭の経済状況への対応

経済的困難など家庭の状況が多様化する中であっても、子どもたちがしっかりと学びに向かえるように、スクールカウンセラー<sup>25</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>26</sup>といった専門人材による支援や、福祉部門との連携に取り組みました。学校において専門人材の配置や活用は進んでいますが、不登校の増加など、子どもたちの学びを取り巻く困難な環境は多様化する傾向にあることから、支援を一層強化することが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
生活保護世帯に属する子ども の高等学校等進学率 (厚生労働省調べ)	93.6%	95.0%	96.4%	97.8%	99.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	98.3%	96.2%	93.6%		

### 柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

#### (1)すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

地域における生涯学習の場の充実や、学びの成果が生かされる学習機会の充実に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により、地域での活動が制限され、地域や社会で学びの成果が十分に活用されていない状況がみられた一方、オンラインを活用した学習機会が増えており、変化する社会に対応した生涯学習の機会の充実や、地域の様々な主体が学びに関わることができる取組が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学びの成果を地域や社会のために 生かしている人の割合 (県調べ)	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	27.4%	25.5%	22.1%		

<sup>25</sup> 児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士、学校心理士等のこと。

<sup>26</sup> 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。

1 (2)柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

2 必要な知識や技能を身に付けながら、柔軟で多様な生き方を選択できるよ  
3 う、学び続ける機会の充実などに取り組みました。コロナ禍の影響による学  
4 びの機会の減少などから、仕事や就職・転職などに学びの成果を十分に生か  
5 されていない状況にあります。一人ひとりの豊かな生涯の実現の観点から、  
6 学びの機会の充実が求められます。

7

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学びの成果を仕事や就職・転職 などに生かしている人の割合 (県調べ)	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	28.6%	25.2%	23.8%		

8  
9 (3)滋賀ならではの学習の推進

10 琵琶湖に代表される豊かな自然や多彩な文化等を活かした、地域での学び  
11 の推進に取り組みました。持続可能な社会づくりに向けた、主体的に行動で  
12 ける人育て等が図られてきましたが、今後も滋賀ならではの自然や文化等に  
13 親しみ、その豊かな恵みを活かした学びの推進が求められます。

14

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
環境保全行 動実施率 (県調べ)	80%	80%	80%	80%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	79%	80.8%	76.8%		

15  
16 (4)スポーツ・運動習慣の定着

17 スポーツ・運動の習慣化に向けたきっかけづくりの推進などに取り組みま  
18 した。成人におけるスポーツ実施率は向上する傾向にあります。子どもの  
19 頃からの運動の習慣化に向けた取組などを通じて、一層のスポーツ・運動の  
20 活性化を図ることが求められます。

21

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
成人の週1回以上 のスポーツ実施率 (県調べ)	44%	53%	61%	65%	65%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	44.1%	48.7%	52.0%		

22  
23 (5)読書活動の普及拡大と読書環境の整備

24 生涯を通じた学びの継続に向けて、子どもの頃からの読書習慣の定着を図  
25 るため、家庭、地域、学校それぞれにおいて読書活動の推進に取り組み、興  
26 味関心の喚起を図りましたが、子どもたちの読書習慣の定着は充分でない状  
27 況にあります。読書が学びを豊かにする観点を踏まえ、一人ひとりの状況に  
28 応じて一層の読書習慣の定着に向けた取組を推進することが求められます。

29 また、県民が読書に親しむ拠点として、県内公共図書館のネットワークの

1 充実など、公共図書館の読書環境の整備に取り組みました。コロナ禍を経て、  
 2 図書館においては来館型サービスとともに非来館型サービスの充実も求め  
 3 られます。

4

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している者の割合 (全国学力・学習状況等調査)	小：65.0%	小：66.0%	小：67.0%	小：68.5%	小：70.0%
	中：48.0%	中：49.5%	中：51.0%	中：53.0%	中：55.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：63.6%	調査未実施	小：59.6%		
	中：43.8%	調査未実施	中：43.1%		

5

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
県民1人が県立および市町立図書館で年に借りている図書冊数 (（公社）日本図書館協会調べ)	7.84冊	7.88冊	7.92冊	7.96冊	8.00冊
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	7.72冊	6.79冊	7.41冊		

6

7

### 3 基本目標とサブテーマ

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～

#### (1) 基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

第1期滋賀県教育振興基本計画<sup>27</sup>以来、滋賀県では、豊かな人間性や社会性、自ら未来を切り拓くたくましさを育む「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を教育の最も基本的な目標としてきました。

少子化・人口減少やグローバル化の加速度的な進行が見込まれる今後の本県社会を見据えると、持続可能な社会の発展を生み出す人づくりは、教育の最大の使命です。「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指して、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として継承します。

#### (2) サブテーマ：「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育

誰にも共通する「幸せでありたい」という思い。一方で幸せのあり方は一様ではありません。また、かつて滋賀から全国を舞台に活躍した近江商人が遺した「三方よし」<sup>28</sup>の理念は、人は人と関わり合いながらよき自分、よき相手、よき社会を実現していくことを、今日を生きる私たちに教えています。

諸外国で重視されてきているウェルビーイングの考え方は、本県で受け継がれてきた「三方よし」の考え方とも共通するものです。本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や子どもの育ちの基盤である家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。さらには、一人ひとりが大切にされ、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を展開します。このような「三方よし」での幸せの実現を、本県の教育の目指す方向性としします。

<sup>27</sup> 計画期間：平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度)(5年間)

<sup>28</sup> 「売り手」と「買い手」が満足するとともに、社会(「世間」)への貢献もできるのがよい商売という考え方。利益の追求のみにとどまらず、社会の幸せを願う考え方は、現代のCSR(企業の社会的責任)にもつながるという見方がある。

#### 1 4 全体的な方向性

2 基本目標の達成に向けて本計画で取り組む教育施策の全体を貫く方向性を、  
3 次のとおりとします。

##### 5 (1) すべての人が愛情をもって取り組む教育

6 教育は連綿と社会で受け継がれてきた、人が人をつくる営みです。教育は  
7 時代に応じて様々な姿を変えてきましたが、人と人との結び付きである教  
8 育の基本として、愛情は普遍的に重要な要素です。

9 教育の作用としての人と人との結び付きには、教員と児童生徒の関係は  
10 もちろん、地域社会など、様々な場面での関係があります。また、生涯学習  
11 の観点からは、社会の誰もが学習支援者となり得ます。社会においての連携  
12 や協働によって、より良い教育を通してより良い社会を創るという理念の  
13 実現を図る「社会に開かれた教育課程」の考え方に立ち、すべての人が愛情  
14 をもって教育に関わることが大切です。

15 コロナ禍の影響により、加速度的に人と人との関係が希薄化していると  
16 指摘されています。希望あふれる未来社会に向けた人づくりに当たり、改め  
17 て、愛情が教育の基本と認識することが重要となっています。

18 こうしたことを踏まえ、本県は、社会のみんなが、自分や相手、地域社会  
19 それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相  
20 手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

##### 22 (2) 学習者が主体の教育

23 変化の激しい時代にしなやかに対応していく観点から、生涯にわたり主  
24 体的に学び続ける態度を育成することが重要です。また、社会の持続的な発  
25 展の観点からは、社会の形成に主体的に参画する人づくりが重要であり、子  
26 どもの頃からの学びを通じて主体性を育むことが求められます。

27 主体性を育むに当たっては、集団の中で他者と協働的に関わる学びとと  
28 もに、それぞれが自らの状況に応じて最適化していく学びを充実すること  
29 が重要です。ICTの飛躍的な進歩を背景とした社会の変容であるデジタ  
30 ルトランスフォーメーション(DX)が進行しており、教育分野でも学校現  
31 場のICT環境整備の進展などにより、学習者一人ひとりの状況に応じた  
32 学びが可能となってきています。

33 こうしたことを踏まえ、本県は、一人ひとりの学習者を学習の主演と位置  
34 付けて教育を展開し、それぞれの主体性を育むとともに、それぞれが主体的  
35 に学び、成長する過程を支援します。

36 併せて、社会の情報化や、人と人とのコミュニケーションの変化が一層進  
37 展することが見込まれる中であって、社会の形成に主体的に参画していく  
38 ために、必要な情報を取り出し、知識を再構築していく「読み解く力」を育

1 成します。

2 なお、学習者が困難な環境に置かれている場合には、近江の心の一つであ  
3 る糸賀一雄先生の言葉「この子らを世の光に」<sup>29</sup>の中にある、一人ひとりを  
4 大切に作る心に基づき、それぞれの状況に応じて包摂的な対応を図ります。

### 6 (3) 滋賀に学ぶ教育

7 本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、  
8 自然と共生する文化が育まれてきました。また、交通の要衝であったことな  
9 どから、幾度も歴史の表舞台に立ってきました。

10 また、先人たちから引き継いできた環境や一人ひとりを大切にする心な  
11 どは、現代にあっても環境保全活動や家庭・地域による福祉の実践などに息  
12 づいています。

13 こうした自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」や先人が培った「近江の  
14 心」、また県土に根ざした地域社会や企業等を独自の教材として、これまで  
15 本県は「滋賀ならではの学び」に取り組んできました。

16 こうした学びは、社会のデジタル化に対するリアルな体験、グローバル化  
17 に対する自身のアイデンティティ<sup>30</sup>の面からも、今後ますます重要になると  
18 見込まれます。学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一層  
19 滋賀に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を  
20 育む教育を展開します。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊か  
21 な恵みを未来へ引き継いでいきます。

#### 滋賀ならではの学び

- ✓豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ等）を大切にする学び
- ✓多彩な歴史・文化（文化財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学び
- ✓地域、企業等と連携した学び

<sup>29</sup> 障害がある子ども、個性に応じた自己実現があり、素材を磨き、光り輝かそうとする人間尊重の福祉の考え方。

<sup>30</sup> 自分自身や、自身の帰属する国家、文化的集団等を認識できる状態のこと。

## 近江の心

先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

(主な教え)

- ✓ 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- ✓ 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- ✓ 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠をもって交わろう」の考えにある異文化を理解し、誠意と真実をもって交流する心
- ✓ 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- ✓ 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心

など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切にします。

1  
2

1 5 今後5年間に実施する主な施策

2 未来の社会の中心となる子どもたちの力の育成、学びに向けた基盤となる  
 3 環境の整備、社会のみんなで取り組む学びの観点から、3つの施策の柱を設け、  
 4 教育施策を総合的に推進します。

5



6

7

## 1 柱Ⅰ 夢と生きる力を育む

2  
3 サブテーマの「三方よしで幸せ育む滋賀の教育」の実現を図るには、確固たる  
4 自己存在感<sup>31</sup>を基盤として、主体的に社会へ参画し、未来をデザインしていくこ  
5 とのできる人づくりが不可欠です。

6 このため、本県は、一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として  
7 育んでいきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会を  
8 けん引することができる資質を育成することによって、子どもたちにおいて学  
9 ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を育みます。各学校では、子どもたちが夢と生  
10 きる力を身に付けていくことができるよう、一人ひとりに寄り添い教育活動を  
11 展開します。

12 また、学校内外で実施される体験的な学習活動や、学校教育の一環として行わ  
13 れる部活動などは、仲間とのつながりの実感などを通じて責任感、連帯感を育む  
14 多様な学びの機会となるものです。これらの機会の提供を通じて、子どもたちの  
15 夢と生きる力を育みます。

### 「夢と生きる力」と「学ぶ力」

夢と生きる力は、知・徳・体などを基盤として、夢をもって豊かな  
人生を送ろうとする力です。また、学ぶ力は、知・徳・体などを身に  
付けるとともに、生涯にわたって向上しようとする力です。本県は、  
子どもたちが将来にわたって夢と生きる力を発揮して幸せを実現す  
ることができるように、あらゆる教育活動を通じて子どもたちの学ぶ  
力の向上を図ります。

#### 17 18 (1) 知・徳・体を育む

19 幅広い知識と教養や、真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな  
20 身体は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わること  
21 なく必要なものです。子どもたちにおいて、これら知・徳・体をバランスよ  
22 く育み、夢と生きる力の基盤を培います。

##### 23 24 ① 確かな学力の育成

25 基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学  
26 びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力  
27 を育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推  
28 進など、効果的に教育活動を展開します。

<sup>31</sup> 肯定、否定等の認知的な評価を要さずに、自身の存在を認められる感覚のこと。

1  
2 <目標>

3 ○ 授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合の増加

4 (目標設定の考え方)

5 子どもたちが「わかった」「できた」と実感できる授業づくりが確かな  
6 学力の育成に重要であるため、目標として設定します。

7  
8 ○ 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合の増加

9 (目標設定の考え方)

10 学びの原動力として夢や目標を持つことや、学びを通じて夢や目標を  
11 発見することは確かな学力の育成において重要であるため、目標として  
12 設定します。

13  
14 <主な取組>

15  
16 i 基礎的・基本的な知識や技能の定着

17 ◆ 子ども一人ひとりの状況を担任教員等が的確に把握し、主体的に学  
18 習に取り組むよう適切に指導することによって、基礎的・基本的な知識  
19 や技能が確実に習得されるよう取り組みます。

20 ◆ 子どもたちに学習の振り返りを促し、知識等が定着するように取り  
21 組みます。各校の状況に応じて、授業時間外の学習の補充・支援に取り  
22 組みます。

23 ◆ 「家庭学習の手引き」を活用するなどして、子どもの学習方法や学習  
24 状況を学校と家庭が共有しながら、学びの定着に向けた家庭学習に取り  
25 組みます。また、宿題の出し方や内容の工夫により、学校での学びを  
26 踏まえた家庭学習となるよう取り組みます。

27  
28 ii 読み解く力の育成

29 ◆ ①必要な情報を確かに取り出す(発見・蓄積)、②情報を比較し、関連  
30 付けて整理する(分析・整理)、③自分なりに解決し、知識を再構築する  
31 (再構築)の3段階のプロセスにより、読み解く力の視点を踏まえた授  
32 業づくりを推進・充実します。

33 ◆ 子ども一人ひとりの「読み解く力」の育成に向けて、市町教育委員会  
34 と連携して実践的な研究・研修を行うことにより、県全体に「読み解く  
35 力」の育成の取組を広げます。また、教員による「読み解く力」の指導  
36 を支えるため、指導方法や教材等の研究とともに、指導力の向上を図る  
37 研修を一体的に進めます。

38 ◆ 豊かな語彙を獲得し、多くの知識に触れ、情緒や豊かな想像力を育む

1 ことで「読み解く力」の基礎となる言語能力を身に付けられるように、  
2 小学校就学前から発達段階に応じて読書習慣の定着を支援し、子ども  
3 の読書活動を充実します。  
4

#### 読み解く力

読み解く力には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えています。そして、その両面から「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて（自分と結び付けて）整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成していくことが大切であると考えています。

#### iii 探究的に学ぶ力の育成

- ◆ 総合的な学習(探究)の時間等を活用して、読み解く力をもとに、子どもが自ら問いを見だし、探究的に学ぶ力を育成します。
- ◆ 課題を深く考察する機会を設けるなどして、子どもが自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する課題探究型学習に取り組みます。

#### iv 指導体制の整備

- ◆ 少人数学級編制や習熟度等に応じた少人数指導により、子どもの状況に応じたきめ細かな指導に取り組み、学びの充実を図ります。
- ◆ 日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、義務教育9年間を見通して専門性を活かした教科指導を展開するため、小学校高学年における教科担任制の実施体制づくりに取り組みます。
- ◆ 市町教育委員会とも協力して、指導主事<sup>32</sup>が学校へ指導、助言を行い、教育活動の充実を図ります。
- ◆ 学校内の研究の活性化による組織的な授業改善とともに、若手教員へのOJTを推進し、教員の指導力の向上を図ります。

#### v カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実

- ◆ 各学校において子どもの姿や地域の現状等に基づき、教科を越えて必要な学習内容を組み合わせて教育課程を編成するカリキュラム・マ

<sup>32</sup> 教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する教育委員会事務局の職員。

1 ネジメントを充実し、学習の効果の最大化を図ります。

2 ◆ 教育課程の実施状況の評価を踏まえて改善を図り、校内体制の他、地  
3 域との連携・協働の仕組みも活用しながらカリキュラム・マネジメント  
4 に取り組み、授業をはじめとした教育活動の質の向上を図ります。

5 ◆ 企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、STEAM教育<sup>33</sup>等  
6 の教科等横断的な学びの充実に取り組みます。

7  
8 vi 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

9 ◆ 日々の学びの状況や客観的なデータなどから子ども一人ひとりの特  
10 性や学習進度、学習到達度等を把握し、ICTを積極的に活用しながら、  
11 つまづいた箇所を繰り返し学ぶ機会を設定するなど、その状況に応じ  
12 た指導の個別化に取り組み、学習内容の確実な定着を図ります。

13 ◆ 子どもの興味・関心・将来の希望等に応じ、探究において課題の設定、  
14 情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなどして、子ども自身が  
15 学習が最適となるよう調整する学習の個性化に取り組み、学習内容の  
16 理解の深化を図ります。

17 ◆ 多様な意見を共有しつつ合意形成を図る話し合い活動を設定するなど、  
18 子ども同士や多様な他者との協働的な学びに取り組み、他者を尊重す  
19 る心などの資質能力を育みます。

20 ◆ 上記の個別最適な学びと協働的な学びを適切に組み合わせて、それ  
21 ぞれの利点を活かし、相互に成果を還元するなどして、一体的に充実が  
22 図られるよう取り組みます。

23  
24 vii 主体的・対話的で深い学びの推進

25 ◆ 子どもが学ぶことに興味や関心をもち、子どもが自分の将来の希望  
26 や実生活と関連付けながら、粘り強く取り組み、学習活動を振り返って  
27 手ごたえを積み重ね、次の学習への興味や関心につなげることができ  
28 る、主体的な学びに取り組みます。

29 ◆ 子ども同士の話し合い・教え合い活動や近江の先人の知恵を手掛かり  
30 に考えることなどを通じて、自分の考えを広げ深める、対話的な学びに  
31 取り組みます。

32 ◆ 各教科等に応じた見方・考え方を働かせながら、身に付けた知識を相  
33 互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して自分の考えを形  
34 成し、課題の解決策を考えたりする、深い学びに取り組みます。

---

<sup>33</sup> Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Arts(芸術)、Mathematics(数学)の5科目の頭文字から成る言葉。さらにリベラル・アーツ(liberal Arts)の考えを採り入れた幅広い教養も含めるなど、文系、理系の枠を超え、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育とされる。

1  
2 ② 豊かな心の育成

3 子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社  
4 会性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、  
5 子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築く  
6 力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を  
7 培います。

8  
9 <目標>

10 ○ 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加

11 (目標設定の考え方)

12 自分を大切に思う自尊感情が豊かな心の育成に当たり重要であるた  
13 め、目標として設定します。

14  
15 ○ 人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加

16 (目標設定の考え方)

17 周囲の人を積極的に助けようとする態度は豊かな心の育成に当たり  
18 重要であるため、目標として設定します。

19  
20 <主な取組>

21  
22 i 子どもの権利の尊重・利益の擁護

23 ◆ 児童の権利に関する条約<sup>34</sup>やこども基本法<sup>35</sup>等を踏まえ、教育活動を  
24 通じて、子どもの最善の利益が優先して考慮される社会の実現に取り  
25 組みます。

26 ◆ 子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる  
27 よう、子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して学び、意見を表  
28 明できる環境の整備などに取り組みます。

29  
30 ii 自尊感情の育成

31 ◆ 一人ひとりを大切にした「授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」  
32 を通じて、自尊感情を育成します。特に、困難な状況にある子どもに対  
33 して、関係機関等と連携した支援の充実を図ります。

<sup>34</sup> 児童(18歳未満の者)の権利について定める国際条約。「子どもの権利条約」とも言われる。平成元年(1989年)11月20日に第44回国連総会で採択され、日本国内では平成6年(1994年)5月22日から効力が発生している。

<sup>35</sup> 令和4年法律第77号。こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法であり、令和5年4月1日施行。

- 1 ◆ 子ども同士や大人との関わり合いを通じて、子ども自らが人と関わる  
2 ことの喜びや大切さに気づき、多様な個のあり方を認め合うことのできる  
3 集団づくりを推進します。

4  
5 iii コミュニケーション能力の育成

- 6 ◆ 国語科などの言語学習をはじめ、あらゆる教育活動において、相手の  
7 立場に立って互いを理解したり、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり  
8 することができる力を育成します。

- 9 ◆ 外国語の学習においては、言語の習得に向けた学習にとどまらず、実  
10 際に言語を使ったり、外国人や外国の文化に接したりする機会を設ける  
11 ことで、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するコミュニケーション  
12 能力の育成とともに、多文化共生への理解を促進します。

13  
14 iv 道徳教育の推進

- 15 ◆ 特別の教科である道徳を要として、教育活動全体を通じて、自身の生  
16 き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共  
17 によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進しま  
18 す。校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師<sup>36</sup>を中心とした指  
19 導体制を構築します。

20  
21 v 人権教育の推進

- 22 ◆ すべての教育活動を通じて、子どもの感性や人権感覚を育む人権教  
23 育の深化を図ります。

- 24 ◆ 人権についての正しい理解を深めるため、差別の不合理性の認識と  
25 ともに、人権獲得の歴史や生き様に学ぶ人権学習を充実させます。

- 26 ◆ 課題解決に向けた実践的態度を育成するため、「参加・協力・体験」  
27 的な学びを通じて、主体的に多様な人とつながっていけるよう授業改  
28 善に取り組みます。

- 29 ◆ 子どもが日常的に人権感覚を高めていくために、指導力の向上を図  
30 る研修や日々の実践研究を通じて、教職員自身の人権感覚を高めます。

31  
32 vi 発達支持的生徒指導の推進

- 33 ◆ 課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての児  
34 童生徒を対象として、自発的、自主的に自らを発達させていくことを尊  
35 重し、学校や教職員はその発達過程を支える発達支持的生徒指導に  
36 取り組みます。

<sup>36</sup> 学校において、道徳教育の推進を中心的に担う教員。

1  
2 vii 生命(いのち)の安全教育の推進

- 3 ◆ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性  
4 暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え  
5 や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に  
6 付けることを目指し、発達の段階に応じて、「生命(いのち)を大切に  
7 する」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」  
8 ための教育に取り組みます。

9  
10 ③ 健やかな体の育成

11 幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポ  
12 ーツに親しめるように、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ(第79回国民  
13 スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会)をはじめとする大規模大  
14 会を契機としたスポーツに対する機運の高揚とも連動させながら、学校体  
15 育の充実等により運動習慣の確立を図ります。

16 また、食に関する知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育<sup>37</sup>や、健康に  
17 ついての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進し  
18 ます。

19  
20 <目標>

- 21 ○ 運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または  
22 能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加

23 (目標設定の考え方)

24 運動が苦手な子どもなど、それぞれの状況に応じて取り組むことが健  
25 やかな体の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。

26  
27 <主な取組>

28  
29 i 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進

- 30 ◆ 運動への愛好的な態度を高め、運動の習慣化を図るため、個に応じた  
31 授業展開ができるよう、授業改善に取り組みます。子ども一人ひとりが  
32 「できた」「わかった」と実感できる体育授業の推進を核として、小学  
33 校における「健やかタイム」<sup>38</sup>の実施など、学校教育全体を通じて、運  
34 動の習慣化を図ります。

<sup>37</sup> 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することが  
できる人を育てるもの。

<sup>38</sup> 各小学校において、体を使った運動遊びを習慣化し、1日の運動時間が増えていくことを目的とする、  
学校の実情に応じた取組。

1 ◆ 体育授業の学習内容については、教科等の横断的な視点とともに、学  
2 年相互の関連を図るなど、発達段階に応じた系統的な教育課程の編成  
3 に取り組みます。

4 ◆ 運動が得意でない子どもにおいても運動を楽しく感じて取り組むこ  
5 とができるようになる視点から、教員の指導力の向上に取り組み、体育  
6 授業の充実を図ります。併せて、体育の宿題、運動教材の提供など、学  
7 校外での運動に親しむ機会の促進に取り組み、運動の習慣化を図りま  
8 す。

9  
10 ii 保健教育および学校保健の推進

11 ◆ 生涯を通じた心身の健康の保持増進や、感染症、肥満・痩身、メンタ  
12 ルヘルスの問題、アレルギー疾患、がん、薬物乱用防止など、複雑化・  
13 多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するため、体系的な  
14 保健教育を推進します。

15  
16 iii 食育の推進

17 ◆ 食の自己管理や望ましい食習慣の習得に向けて各学校で作成した  
18 「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体で食育を推  
19 進します。また、子どもの生活習慣の改善・向上を図るため、食に関す  
20 る指導教材等を活用した指導を周知し、家庭や地域との連携を推進し  
21 ます。

22 ◆ 食育推進の中核となる栄養教諭等の資質向上を図り、栄養教諭等と  
23 学級担任、教科担任が連携して、教科等における食に関する指導の一層  
24 の充実に取り組みます。

25 ◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、  
26 学校給食の献立に教科等で扱う教材・食材や地場産物を活用したり、滋  
27 賀に根ざした豊かな郷土食や行事食を提供したりする等、学校給食を  
28 「生きた教材」とした食育に取り組みます。

29  
30 (2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

31 社会の変化を前向きにとらえ、主体的に社会形成に参画していく人づく  
32 りに向けて、必要となる資質能力を育みます。

33  
34 ① 社会参画・社会貢献意識の育成

35 社会を構成する一員として主体的に社会形成に参画していくために必要  
36 な資質能力を育むほか、社会をより良くするために貢献しようとする意識  
37 を育成します。

1 <目標>

2 ○ インターンシップに参加した高等学校生徒の割合の増加

3 (目標設定の考え方)

4 インターンシップに挑戦して働くことを体感することは、将来の社会  
5 参画や社会貢献において有益であるため、目標として設定します。

6  
7 ○ 海外留学をした高等学校生徒の増加

8 (目標設定の考え方)

9 海外留学に挑戦してグローバル社会を実感することは、将来の社会参  
10 画や社会貢献に有益であるため、目標として設定します。

11  
12 <主な取組>

13  
14 i 主権者教育等の推進

15 ◆ 社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他  
16 者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の  
17 構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じ  
18 て身に付けられるよう、総合的に主権者教育<sup>39</sup>に取り組みます。

19 ◆ 自主的に校内のルールを検討したり、地域や学校間の交流を深めたり  
20 するなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促進し、社会の形成者  
21 として主体的に参画しようとする資質能力の育成に取り組みます。

22 ◆ 高等学校公民科の科目「公共」において、現代の諸課題に関する理解  
23 のほか、諸課題の解決に向けた考え方や主体的に解決しようとする態  
24 度などの育成に取り組みます。

25 ◆ 将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教  
26 科において、消費者教育<sup>40</sup>や金融教育<sup>41</sup>に取り組みます。

27  
28 ii 外国語教育の充実およびグローバル社会で活躍するための学びの充実

29 ◆ A L T<sup>42</sup>等のネイティブスピーカーも活用するなどして、英語をはじめ  
30 とする外国語の学びを充実し、知識とともにコミュニケーションに  
31 活用できる技能や、日常的な話題や社会的な話題の表現、外国の文化へ  
32 の理解などを含め、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍でき

<sup>39</sup> 国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと。

<sup>40</sup> 一人ひとりが自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むための教育。

<sup>41</sup> お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育。

<sup>42</sup> Assistant Language Teacher の略称。外国語が母語である外国語指導助手のこと。

1 素養を育みます。

2 ◆ 自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社  
3 会で活躍できる資質能力を育成するため、ICTを有効に活用しなが  
4 ら国際交流を推進したり、国際バカロレアなど特色ある教育を県立高  
5 等学校で展開したりします。

6 ◆ 高校生の海外留学の促進などにより、地域にイノベーション<sup>43</sup>を起こ  
7 すことができるグローバル探究リーダーの育成に取り組みます。

8  
9 iii キャリア教育、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進

10 ◆ 子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、  
11 主体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有  
12 用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成  
13 を図るとともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育  
14 成します。

15 ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレ  
16 ンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインター  
17 ンシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系  
18 統的なキャリア教育<sup>44</sup>に取り組みます。

19 ◆ 子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、  
20 将来のキャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリ  
21 ア・パスポート<sup>45</sup>の活用を図ります。

22 ◆ 学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価  
23 を行い、学校や地域の状況に応じたキャリア教育を推進します。また、  
24 外部人材を活用する取組の充実を図り、地域の人々と地域課題を解決  
25 する協働した取組等を推進します。

26 ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現で  
27 きるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将  
28 来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みま  
29 す。

30 ◆ 職業教育においては、産業界および地域の企業等と連携しながら、社  
31 会の変化や経済の動向に対応できる資質や能力のほか、伝統的技術や  
32 地場産業を含む滋賀の産業を支える職業人として、高度な専門的知識、

---

<sup>43</sup> 新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。

<sup>44</sup> 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

<sup>45</sup> 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。

1 技能、能力や態度の育成に取り組みます。

2 ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる  
3 専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企  
4 業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがごと検  
5 定」<sup>46</sup>の実施や企業等での就業体験に取り組みます。

6 ◆ 企業等や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神(アントレ  
7 レナーシップ)<sup>47</sup>を育む学びに取り組みます。

#### 8 9 iv 社会的な課題に関する教育の推進

10 ◆ 持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に向けて、国内外の  
11 学校間の交流や、地域の多様な関係者との連携などにより、持続可能な  
12 開発のための教育(ESD)<sup>49</sup>に取り組みます。

13 ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題(問題)を解決し、持続可能  
14 な社会を実現するために、滋賀県環境学習の推進に関する条例および  
15 滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民やNPO・地域団体、学校、事  
16 業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境学習<sup>50</sup>に取り組みます。

17 ◆ 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画に基づき、固定的  
18 な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢  
19 を育む男女共同参画教育に取り組みます。

#### 20 21 ② 情報活用能力の育成

22 図書等の活字資料の有効活用に加え、滋賀県生きる力を育むための学校  
23 教育の情報化の推進に関する条例の規定により定める学校教育情報化推進  
24 計画に基づき、情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等により、情  
25 報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

#### 26 27 <目標>

28 ○ 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をし  
29 た教員の割合の増加  
30 (目標設定の考え方)

31 教員のICTの活用に関する指導力は、子どもの情報活用能力の育成

<sup>46</sup> 県立特別支援学校高等部生徒の就労への意欲や興味・関心を高め、就労に必要な基礎的な態度や技能を身に付けるために行う技能検定制度。

<sup>47</sup> 新しい事業や企業を創造するために要求される態度や発想、能力を総称したもの。

<sup>49</sup> Education for Sustainable Development の略。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

<sup>50</sup> 環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習。

1 にとり重要であるため、目標として設定します。

2  
3 <主な取組>

4  
5 i ICTを主体的に活用できる態度の育成

6 ◆ 授業の目的に応じてICTを適切に活用し、学習の効果を高め、情報  
7 および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。

8 ◆ 問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用  
9 し、デジタル社会に主体的に参画するための資質・能力を育みます。

10  
11 ii 情報モラル教育の充実

12 ◆ 安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、児童生徒が情  
13 報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などの情報モラル  
14 <sup>51</sup>を育みます。

15 ◆ デジタル・シティズンシップ<sup>52</sup>の観点を踏まえ、デジタル社会の構成  
16 員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力や、自らの意思  
17 で積極的にデジタル社会と関わっていく態度を育みます。

18 ◆ 子どもが著作権や肖像権および知的財産権等に関する正しい知識と  
19 高い意識を持って情報を取り扱うことができる学びに取り組みます。

20  
21 iii プログラミング的思考の育成

22 ◆ 技術・家庭科、情報科や他教科との関連も図りながら発達段階に応じ  
23 たプログラミング教育<sup>53</sup>を行い、プログラミング的思考<sup>54</sup>や論理的思考  
24 力、創造性などを育みます。

25  
26 (3) 多様な学びの機会をつくる

27 地域資源を学びの素材とした体験活動等は、知識だけでなく、仲間や地域  
28 の人々との協働を通じた協調性の育成や、地域への愛着など多様な教育効  
29 果が期待されるものであり、その推進に取り組みます。

30 また、生徒の自主的な活動である部活動については、スポーツや文化等に  
31 関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任感や連帯感の育成な

---

<sup>51</sup> 人間が情報を用いた社会形成に必要とされる一般的な行動の規範。情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

<sup>52</sup> 情報技術の利用に関する適切で責任ある情報規範。デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。

<sup>53</sup> プログラミングを体験するなどしながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。

<sup>54</sup> 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

1 ど、多面的な教育効果が期待されるものであることから、その活動を支援し  
2 ていきます。

3  
4 ① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進

5 本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会を支える人々から体験的に学びを得るとともに、県外から見た滋賀の視点や木育<sup>55</sup>の視点なども踏まえながら、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の育成を図ります。

10  
11 <目標>

12 ○ 「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについて自分の考えを持ち、他の人に伝えることができた」児童の割合の増加  
13  
14 (目標設定の考え方)

15 滋賀県ならではの体験学習「びわ湖フローティングスクール」の学びを自身に定着させることが体験活動の推進において重要であるため、目標として設定します。

18  
19 <主な取組>

20  
21 i 滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進

22 ◆ 県内のすべての小学5年生・特別支援学校小学部5年生を対象とした、学習船「うみのこ」を活用したびわ湖フローティングスクール児童学習航海に取り組み、環境に主体的に関わる力や、規律ある生活の実践力、人と豊かにかかわる力を育みます。

26 ◆ 滋賀の森に親しむ森林環境学習「やまのこ」<sup>56</sup>や、生命や食べ物の大切さなどを学ぶ農業体験学習「たんぼのこ」<sup>57</sup>、びわ湖ホールの舞台芸術に直接触れ、舞台芸術への関心を高め、豊かな心や感受性をはぐくむ「ホールの子」<sup>58</sup>、信楽焼の体験等を通じて陶芸文化に触れる「つちっ

<sup>55</sup> 木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組。

<sup>56</sup> 次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、森林環境学習施設およびその周辺森林で実施される体験型の学習。

<sup>57</sup> 子どもたちが自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験により、農業への関心を高め、理解を深める学習。

<sup>58</sup> 滋賀県の舞台芸術の拠点であるびわ湖ホールに県内小学生等を招き、子どもたちが舞台芸術に直接触れる機会を提供することにより、舞台芸術への関心を高め、豊かな心や創造性をはぐくむことを目指すもの。

1 こプログラム」<sup>59</sup>などの、滋賀ならではの多彩な体験学習に取り組みま  
2 す。

3 ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題(問題)を解決し、持続可能  
4 な社会を実現するために、滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民やN  
5 PO・地域団体、学校、事業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境  
6 学習に取り組みます。【再掲】

7 ◆ 滋賀県文化振興基本方針に基づき、学校教育や社会教育において文  
8 化芸術に親しめる機会の設定に取り組みます。

9 ◆ 滋賀県文化財保存活用大綱に基づき、学校教育や社会教育における  
10 文化財の活用に取り組みます。

11  
12 ii 地域社会を教育資源とした学びの推進

13 ◆ 地域社会の人々の協力も得ながら、地域の特色ある町づくりや伝統  
14 文化等を題材とした学びを推進し、地域への愛着を育みます。

15 ◆ 小学校では社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジ  
16 ウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターン  
17 シップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的  
18 なキャリア教育に取り組みます。【再掲】

19 ◆ 県立特別支援学校生徒の働く力の育成と就労促進を図るため、「しが  
20 しごと応援団」<sup>60</sup>を通じて、「しがしごと検定」の取組など、職業的自立  
21 と社会参加をめざす企業との連携・協力による職業教育の充実および  
22 就労支援の強化を図ります。

23 ◆ 地域と学校との連携を図る地域学校協働本部<sup>61</sup>を中心として、幅広い  
24 地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験  
25 活動、居場所づくり等の地域学校協働活動<sup>62</sup>の推進を支援します。

26 ◆ 企業や団体等と学校との連携を図る「しが学校支援センター」<sup>63</sup>を通  
27 じて、企業や団体等との連携授業を推進するとともに、各学校の地域連  
28 携担当者への研修等の実施により、効果的な連携授業の実施を促進し  
29 ます。

59 信楽焼の産地にある滋賀県立陶芸の森において、質の高い陶芸文化に触れ、土を素材とした創作体験や作品鑑賞を行うもの。

60 県立特別支援学校と連携して職業的自立と社会参加をめざした職業教育の取組に積極的に参加し、「はたらきたい」という意欲ある生徒を応援していただく企業の登録制度。

61 幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。

62 地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動。

63 地域の人々や企業・団体・NPO等が持つ豊富な知識や経験・思い・アイデアを学校教育活動に取り入れるとともに、学校を支援する仕組みづくりを進めるもの。

1 ② 部活動の持続可能で適切な運営への支援

2 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、活動を通じてスポ  
3 ーツや文化芸術等に関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任  
4 感や連帯感の育成など、多面的な教育効果が期待されることを踏まえ、持続  
5 可能で適切な運営が図られるよう支援します。

6  
7 <目標>

8 ○ 部活動指導員や地域クラブ活動等の外部指導を受けている生徒数の増  
9 加

10 (目標設定の考え方)

11 部活動指導員<sup>64</sup>や地域クラブ活動<sup>65</sup>等の地域の力を活用することが部  
12 活動の持続可能で適切な運営に当たり重要であるため、目標として設定  
13 します。

14  
15 <主な取組>

16  
17 i 適切な部活動指導の実施

- 18 ◆ 生徒が自主的、自発的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる環  
19 境を整備し、持続可能かつ適切に活動が実施されるよう支援します。
- 20 ◆ 部活動指導に当たり、部活動指導員や外部指導者などの教員以外の  
21 指導者の確保を図ります。
- 22 ◆ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動や休養、睡眠等とのバランス  
23 の取れた生活を送ることができるよう、科学的な知見も踏まえて、適切  
24 な活動時間および休養日を設定します。
- 25 ◆ 部活動においては、指導に当たっての体罰の禁止を徹底するととも  
26 に、生徒の健康や安全が十分に確保されるよう指導します。

27  
28 ii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

- 29 ◆ 持続可能性や活動機会の確保の観点も踏まえ、各学校の部活動にお  
30 いて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同  
31 練習等の交流などが柔軟に取り組まれるように支援します。
- 32 ◆ 公立中学校で行われる部活動について、地域の実情に応じて活動が  
33 最適化されるよう、段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行がで  
34 きる環境整備を図ります。

---

<sup>64</sup> 学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する学校の職員。

<sup>65</sup> 地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動。

## 柱Ⅱ 学びの基盤を支える

多様化・複雑化する社会の状況を踏まえ、子どもたちの学びの基盤を支えていくために体系的に教育施策に取り組みます。

学校教育の基盤である教職員の活動を支援し、力を発揮していくことができる環境づくりに取り組みます。併せて、変化の激しい時代にあっても教育力がしっかり確保されるよう、教職員の資質能力の向上を支援し、教職員自身の幸せの実現に取り組みます。

また、子どもたちが安心して快適に学びを進めることができるよう周辺環境を整えていきます。

さらに、多様な教育ニーズへ対応するとともに、成長過程の各段階の学びを円滑につなげていく取組など、一人ひとりの子どもを真ん中に置き、その学びの基盤を切れ目なく支えていきます。

### (1) 教職員を支え、教育力を高める

日々子どもたちに向き合う、学校教育の基盤である教職員が、力を十分に発揮していくことができるよう、働き方改革の推進などを通じて勤務環境を整えます。併せて、変化し続ける時代に対応し、子どもたちの主体的な学びを支えていくことができるよう、教員の資質能力の確保・向上への支援を通じて、教職員のやりがいを高め、教職員自身の幸せの実現を図ります。

#### ① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じて、教員の子どもの向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。

#### <目標>

##### ○ 教員一人あたりの時間外在校等時間（月平均）の短縮

（目標設定の考え方）

教員の多忙な状況を改善し、時間外在校等時間<sup>66</sup>を縮減することが学校における働き方改革や笑顔あふれる学校づくりにおいて重要であるため、目標として設定します。

<sup>66</sup> 在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間。

1 <主な取組>

2  
3 i 学校における働き方改革の推進

- 4 ◆ 「学校における働き方改革取組計画」に基づき、ICTを効果的に活  
5 用しながら、学校における働き方改革を総合的に推進します。

6  
7 ii 多様な人材の学校運営への参画

- 8 ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書な  
9 どの専門人材のほか、教員の業務を支援する教員業務支援員<sup>67</sup>など、地  
10 域の多様な人材の学校運営への参画を得て、「チーム学校」として各教  
11 職員で役割の分担を図ります。これにより、多様化する課題への対応を  
12 図るほか、教員が授業をはじめとした教育活動に注力することができる  
13 環境を構築します。

14  
15 iii 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保

- 16 ◆ 教育職員の業務量を適切に管理し、教育職員の健康および福祉の確  
17 保を通じて学校教育の水準の維持向上を図ります。  
18 ◆ 魅力ある職場環境づくりや、私生活との両立により、教職員のやりが  
19 いと働きやすさを創出するため、休暇制度等の整備や、代替教職員の確  
20 保に取り組みます。

21  
22 iv 教職員の健康管理の推進

- 23 ◆ 定期健康診断の結果による事後措置や健康相談を充実するとともに、  
24 長時間労働を行った者への産業医による面接指導を行うこと等により、  
25 教職員の健康の確保を図ります。  
26 ◆ 教職員自らが心の健康に対する正しい理解と認識を持つためのセル  
27 フケアと教育を推進するとともに、各種相談事業につなげることでメ  
28 ンタル不調者の早期発見・早期対応に努めます。さらに、長期療養者等  
29 の円滑な職場復帰と再発防止のための復職支援を積極的に行います。

30  
31 ② 教職員の資質能力の向上

32 子どもの学びを支える教職員には、教育的愛情や倫理観、向上心を基本的  
33 な資質能力として、時代の変化にもしっかりと対応していく教育力が求め  
34 られます。優秀な人材の確保に努めるほか、教職員の人材育成の取組を通じ  
35 て、主体的な資質能力の向上を支援します。

---

<sup>67</sup> 教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフ。

1  
2 <目標>

3 ○ 授業準備や事例研究等、実践的な研修を積極的に行っている学校の割  
4 合の増加

5 (目標設定の考え方)

6 授業準備などの実践的な研修が校内で積極的に行われることが教職  
7 員の資質能力の向上に当たり重要であるため、目標として設定します。  
8

9 <主な取組>

10  
11 i 教員人材の確保

- 12 ◆ 学校における働き方改革の推進を通じて、教職の魅力を高めること  
13 により、優秀な教員人材の確保を図ります。  
14 ◆ 出願要件や選考方法の検討のほか、豊かな自然や文化を活かした学  
15 びや同僚とのつながり・支え合い等の本県の教職の魅力を発信するな  
16 どして、採用戦略の不断の改善に取り組みます。  
17 ◆ 大学生等を対象に「滋賀の教師塾」<sup>68</sup>を実施し、教員を志す意欲、情  
18 熱とともに実践的な指導力を高めることにより、使命感を持った滋賀  
19 の教育を担う人材の確保を図ります。  
20

21 ii 教職員の人材育成

- 22 ◆ 滋賀県教員のキャリアステージにおける資質の向上に関する指標な  
23 どに基づき、求められる資質能力を共有しながら計画的に教職員の人  
24 材育成に取り組みます。  
25 ◆ 教育力の基本である学習指導力のほか、ICTを効果的に活用して  
26 指導する力や、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての力な  
27 ど、これからの教育に求められる能力の育成を図ります。  
28 ◆ 滋賀県総合教育センターを中心とした体系的な研修の実施による人  
29 材育成の他、教職員同士が学び合うOJTに組織的に取り組み、学び続  
30 ける教職員の資質能力の向上を支援します。また、教員の研修履歴に応  
31 じた人材育成に取り組みます。  
32 ◆ 教員育成協議会<sup>69</sup>等を通じて、教員養成大学・学部等との連携を強化  
33 し、人材育成に活かします。

---

<sup>68</sup> 滋賀において、高い「志」と「実践力」を持つ教職志望者を育成することを理念として、大学3年生等を対象に、教師としての資質や実践的指導力を高めるために行う講座や実地体験のこと。

<sup>69</sup> 教員等の任命権者である教育委員会が、教員等としての資質の向上に関する指標の策定に関する協議や、指標に基づく教員等の資質の向上に関する必要な事項についての協議を行う場として組織するもの。

1  
2 (2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる

3 子どもの幸せの実現の前提となる安全・安心を確保し、子どもたちが安心  
4 して日々の学校生活を送り、学ぶ力を引き出すことができる環境の整備に  
5 取り組みます。併せて、子どもが様々な危険に対応し、安全を守ることがで  
6 きる力を育みます。

7  
8 ① 子どもの心理的安全性の確保

9 子どもが安心して日々の学びを進め、互いに協力し合い、悩みを受け止め  
10 ることができる環境を確保します。心理的安全性<sup>70</sup>の確保を通じて、子ども  
11 の主体性の発揮とともに、対話的で深い学びを促進します。

12  
13 <目標>

14 ○ 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談  
15 できると感じている児童生徒の割合の増加

16 (目標設定の考え方)

17 困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できる環境づ  
18 くりが子どもの心理的安全性の確保において重要であることから、目標  
19 として設定します。

20  
21 <主な取組>

22  
23 i いじめ防止対策の徹底

24 ◆ 担任教員等への信頼感や安心感のもと、子どもがお互いを認め合い、  
25 いじめの問題を自分ごととして考え、主体的にいじめの防止や解消に  
26 取り組む態度を育み、いじめを許さない学校づくりを目指します。

27 ◆ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるとい  
28 う認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の  
29 実現を目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学  
30 校は、「子どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的か  
31 つ迅速な対応によるいじめの解消に取り組みます。

32 ◆ 学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や  
33 福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワー  
34 カー等の専門人材などと緊密に連携し、社会のみんなできいじめ問題に  
35 取り組みます。

36  

---

<sup>70</sup> 率直な意見、素朴な質問、そして違和感の指摘が、いつでも、誰もが気兼ねなく言えること。

1  
2 ii 子どものメンタルヘルスへの対応

- 3 ◆ 教職員による日々の適切な声掛けなどを通じて、子どもの学校生活  
4 における心の健康を保つとともに、子ども同士の交流を促進する取組  
5 を通じて、学校生活を安心して送ることが出来るように配慮します。  
6 ◆ 教職員による日々の観察を通じて、早期に子どもの異変の兆候を察  
7 知し、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
8 などの専門的な知見を有する人材と迅速に連携して対応に取り組みま  
9 す。  
10 ◆ 養護教諭は学校内の専門職員として、担任教員等と連携しながら、子  
11 どもの心の健康の確保を図ります。また、必要に応じて学校医やスク  
12 ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉分野の関係  
13 機関等とも連携した専門的な支援に取り組みます。  
14 ◆ 担任教員等と子どもの信頼関係の構築を基盤として、教室を安心で  
15 ける居場所にしていくことはもとより、教室で居づらさを感じる子ど  
16 もに対して、保健室や相談室など、安心できる居場所づくりや、対応す  
17 る人員の配置等に取り組みます。

18  
19 iii 学校内外の相談体制の整備

- 20 ◆ 生徒指導の一環として、一人ひとりの子どもの状況の理解(アセスメ  
21 ント)に基づき、子どもの資質や能力の伸長を援助する観点から、教育  
22 相談に取り組みます。  
23 ◆ 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシ  
24 ャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の  
25 整備を推進します。  
26 ◆ 不登校等の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減し、課題  
27 を整理し支援するため、滋賀県心の教育相談センターにおいて、心理分  
28 野や医療分野の専門人材も交えながら相談対応を実施します。  
29 ◆ 福祉分野の関係機関等と連携し、SNS等の子どもが親しみやすい  
30 手段も活用しながら、子どもの多様な状況に対応する学校外の相談窓  
31 口の確保を図ります。

32  
33 ② 学校安全の推進

34 学びを取り巻く環境から、子どもが災害や犯罪、事故等で被害に遭うリス  
35 クの低減に取り組むとともに、子ども自身がリスクを察知し、回避でき  
36 るようにするため、関係機関等とも連携しながら、防災や防犯等への学  
37 びを推進  
38 します。

1 <目標>

2 ○ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少  
3 (目標設定の考え方)

4 学校管理下における事故等の防止が学校安全の推進に当たり重要で  
5 あることから、目標として設定します。

6  
7 <主な取組>

8  
9 i 学校生活の安全確保に向けた取組の推進

10 ◆ スクールガード<sup>71</sup>等の見守りボランティアや警察と連携した子ども  
11 の見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学  
12 路の交通安全・防犯体制の構築や、バス送迎に係る子どもの安全確保を  
13 支援します。併せて、学校教育活動全体を通じて、子どもの発達段階に  
14 応じた系統的な交通安全教育に取り組みます。

15 ◆ アレルギー対応、熱中症対応等、子どもの緊急時に対処できるように  
16 するため、AED<sup>72</sup>の使用を含む救命救急法等についての教職員研修に  
17 取り組みます。

18 ◆ 学校防災教育コーディネーター<sup>73</sup>を対象とした講習会等を実施し、学  
19 校防災委員会の運営や、学校防災教育アドバイザー<sup>74</sup>の指導を踏まえた  
20 校内研修や防災教育<sup>75</sup>の実施など、学校の防災管理や防災教育の中核と  
21 して役割を果たすことができるよう、資質の向上に取り組みます。

22 ◆ 全ての教職員が学校の設置場所における災害リスクを把握し、想定  
23 される様々な災害に対処するための学校防災マニュアル<sup>76</sup>を整備する  
24 とともに、マニュアルに基づいた避難訓練を実施し、安全対策の改善を  
25 行えるよう、教職員の危機意識やスキルの向上に取り組みます。また、  
26 大規模災害発生時は、学校は地域の避難所となることから、避難所の開  
27 設を想定した教職員研修にも取り組みます。

---

<sup>71</sup> 児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。

<sup>72</sup> けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

<sup>73</sup> 防災教育推進の中核となり、学校防災委員会の運営や学校防災教育アドバイザー等の関係機関との連絡調整等を担う校務分掌。

<sup>74</sup> 学校防災教育の推進のために、学校防災委員会に対して指導・助言するサポートメンバーのこと。主に消防署職員が想定される。

<sup>75</sup> 学校や地域のみならず、様々な機会・場を通じて、①それぞれが暮らす地域の、災害・社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力、②自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、③進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力、④災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力、といった「生きる力」を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行われる教育。

<sup>76</sup> 災害発生時に児童生徒の命を守るために教職員が行うべき必要な対応等をあらかじめ明確化し、全教職員の共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするための行動指針となるもの。

1  
2 ii 防災教育、防犯教育の推進

- 3 ◆ 日常生活の中に潜む様々な危険を子ども自身が予測し、回避できる  
4 力や、授業中だけでなく、休み時間や登下校中等にも災害や事件、事故  
5 等に遭遇することを想定し、自ら対処できる力等、発達段階に応じた災  
6 害等への対応力を身に付けられるよう安全教育に取り組みます。特に、  
7 中学生や高校生に対しては、災害等の発生時には自分の命を守るだけ  
8 でなく、周囲の人々に目を向け、助けられるような自助・共助の精神の  
9 育成を図ります。

10  
11 ③ 教育DXの推進

12 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規  
13 定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、子どもたちの1人1台  
14 端末環境を安定的に運用するとともに、教育活動へのICT活用を推進し、  
15 学びへの最大限の効果を発揮することができるよう取り組みます。

16  
17 <目標>

- 18 ○ 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をし  
19 た教員の割合の増加【再掲】  
20 (目標設定の考え方)

21 子どもの学びを支える教員において、日進月歩のICTに対応して指  
22 導力を確保していくことが教育DX<sup>78</sup>の推進において重要であることか  
23 ら、目標として設定します。

24  
25 <主な取組>

26  
27 i 1人1台端末環境の安定的な運用

- 28 ◆ 1人1台端末環境を安定的に授業等に活用できるネットワーク環境  
29 の確保を図ります。  
30 ◆ ICT機器を安心して学びに利用することができるよう、情報セキ  
31 ュリティの確保を図ります。  
32 ◆ 経済的状況等のため県立学校における1人1台端末への対応が難し  
33 い家庭に対して、端末の貸与等の学びのセーフティーネットを確保し  
34 ます。

35  
36  

---

<sup>78</sup> デジタル技術の活用により、教育にもたらされる変革。

1 ii 教育活動へのICT活用の推進

2 ◆ 授業内容や児童生徒の実態に応じて、ICTを自在に活用して教育  
3 活動を行えることを目指し、教職員のICT活用指導力の向上に取り  
4 組みます。

5 ◆ 校務や学習の教育データを活用し、指導が必要な児童生徒の早期発  
6 見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につな  
7 げる、教育データの利活用の推進を図ります。

8 ◆ ICT活用事例の集約や授業用支援ソフト・サービス<sup>79</sup>の運用の推進  
9 などにより、1人1台端末環境による教育効果の最大化を図ります。

10  
11 iii 一人ひとりに配慮したICTの利活用

12 ◆ 障害や日本語能力など特別な支援が必要な児童生徒に対し、遠隔教  
13 育などのICTを活用した学びにより、均等に学ぶ機会を確保します。

14 ◆ 姿勢や視力低下などの健康面に留意したICT機器の利用について  
15 啓発指導に取り組めます。

16  
17 ④ 学校施設の教育環境の整備

18 子どもたちにとって安全・安心で、快適な学びの場とする観点から、計画  
19 的に学校施設の教育環境の整備に取り組めます。

20  
21 <主な取組>

22  
23 i 県立学校施設の計画的な整備

24 ◆ 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、点検等により各  
25 施設の状況を的確に把握しながら、計画的に県立学校施設の整備に取  
26 り組めます。

27  
28 (3) 多様な教育ニーズに対応する

29 障害のある子どもなど特別な教育的支援が必要な子どもへの支援や、高  
30 等学校段階における多様な学びの選択肢の提供を通じて、子どもたちの個  
31 別最適な学びの機会の確保とともに、すべての子どもたちがそれぞれの多  
32 様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保できるよう取  
33 り組めます。

34  
35 ① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

36 「この子らを世の光に」の考えに基づく社会的包摂の観点を踏まえなが

---

<sup>79</sup> ICTで児童生徒の学びを促進しながら教師の授業運営をサポートする仕組みのこと。

1 ら、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、  
2 障害のある子どもの教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害  
3 のない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システム<sup>80</sup>の構築に向け  
4 た取組を推進します。

5  
6 <目標>

7 ○ 個別の教育支援計画および個別の指導計画に係る「活用率」の上昇  
8 (目標設定の考え方)

9 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が進んできた状況にあ  
10 って、その活用を推進することが、特別支援教育の充実やインクルーシ  
11 ブ教育システムの構築に向けて重要であることから、目標として設定し  
12 ます。

13  
14 <主な取組>

15  
16 i 切れ目のない指導・支援

17 ◆ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、小学校就学前から高等  
18 学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校園間の円滑な引  
19 継ぎを進めます。小・中・高等学校における個別の指導計画および個別  
20 の教育支援計画の作成や保護者等との共有はもとより、一層の活用を  
21 推進します。

22  
23 ii 多様な学びの機会の確保

24 ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を充実するた  
25 め、副籍制度<sup>81</sup>の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多  
26 様な学びを進めます。また、多様な障害の状態や特性、医療的ケア<sup>82</sup>を  
27 必要とする子どもへの対応など、障害のある子どもの教育的ニーズに  
28 対応できる体制づくりや、学校間連携を推進します。

29 ◆ 合理的配慮<sup>83</sup>の提供とともに、通常の学級における特別な支援の実施、  
30 通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある  
31 多様な学びを推進します。

---

<sup>80</sup> 人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人が、共に学ぶ仕組みのこと。

<sup>81</sup> 特別支援学校と地域の学校の双方に学籍を置いて学ぶ仕組みのこと。

<sup>82</sup> 医療機関以外の場所(学校、自宅等)で日常的に継続して行われる、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のこと。

<sup>83</sup> 障害のある人から何らかの支援を求める意思の表明があった場合において、過重な負担でない範囲で、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮のこと。

1  
2 iii 就学先の選択と相談

3 ◆ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びが柔軟に選択できる  
4 よう、必要な支援に取り組みます。

5 ◆ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとと  
6 もに、就学相談関係者の専門性の向上を図り、本人・保護者等の思いを  
7 尊重しながら、適切な情報提供や必要な相談・助言に取り組みます。

8  
9 iv 特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実

10 ◆ 幼児教育・保育や、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態  
11 や教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、教員の特別支援教育  
12 に関する研修を推進します。

13  
14 v 特別支援教育の実施体制の確保

15 ◆ 県立特別支援学校にあっては、子ども一人ひとりの障害の状態や教  
16 育的ニーズに応じてきめ細かく指導し、持てる能力の伸長を図ります。  
17 教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動に取り  
18 組みます。

19 ◆ 県立特別支援学校が地域の多様な学びの場における特別支援教育の  
20 推進・充実をけん引するセンターとなるよう、その専門性を高め、関係  
21 機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。

22 ◆ 様々な障害のある子どもたちが、安心、安全に過ごし、学びの充実  
23 つながるよう、特別支援学校の一層の教育環境の整備を図ります。

24  
25 vi 障害のある子どものキャリア教育の推進

26 ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現で  
27 けるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将  
28 来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みま  
29 す。【再掲】

30 ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる  
31 専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企  
32 業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがしごと検  
33 定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。【再掲】

34  
35 vii 障害のある人を支援する関係機関との連携

36 ◆ それぞれの障害の状態に応じて学びを進め、社会参加へとつながる  
37 よう、県・市町間をはじめ、保健・医療、福祉、労働等の関係機関と連  
38 携して切れ目のない支援に取り組みます。

- 1 ◆ 学校から生活の場や働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、  
2 福祉、労働の各部局と横断的に連携します。また、労働局（ハローワーク）  
3 や滋賀障害者職業センターなど、障害のある人の就労を支援する機  
4 関と連携し、障害のある子どもの就労に関する情報を共有するなどし  
5 て、就労とその定着を支援します。  
6 ◆ 「しがしごと応援団」への登録を促進するなど、就労先企業および現  
7 場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等に対して障害者へ  
8 の理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の実施を働きかけていきま  
9 す。

## 11 ② 魅力ある県立高等学校づくりの推進

12 社会の高度化、多様化や生徒数の減少等に対応し、新しい時代を切り拓く  
13 人づくりのため、全県的視野で魅力と活力ある県立高等学校づくりを推進  
14 します。

### 16 <目標>

- 17 ○ 学校評価(第三者評価)において、魅力化の取組が進んだと評価された  
18 県立高等学校数の増加  
19 (目標設定の考え方)

20 第三者の視点において県立高等学校の魅力化の評価を高めることが  
21 重要であることから、目標として設定します。

### 23 <主な取組>

#### 25 i 各県立高等学校の魅力化の推進

- 26 ◆ 各県立高等学校においては、これからの滋賀の県立高等学校の在り  
27 方に関する基本方針や滋賀の県立高等学校魅力化プラン、各学校の経  
28 営方針等に基づき、生徒の多様なニーズに応える魅力と活力ある学校  
29 づくりに取り組みます。  
30 ◆ 県立高等学校の学科の多くを占める普通科について、全県的な視野  
31 から多様な学びの選択肢を提供するため、弾力的に特色化を推進しま  
32 す。

#### 34 ii 産業教育の充実

- 35 ◆ 各県立高等学校の産業系の専門学科においては、最先端の技術や知  
36 識、職業上必要となる専門性の基礎と民間企業等で新しい技術に触れ  
37 る機会等をバランスよく設けながら、社会人としての意識を併せ持っ  
38 た技術者の卵となる人づくりに取り組みます。

1  
2 iii 地域との連携の推進

- 3 ◆ 各県立高等学校において、多様な生徒一人ひとりの学びを支えるた  
4 めに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域住民や産業界な  
5 ど地域の主体との連携・協働を推進するコーディネーターの配置や、コ  
6 ンソーシアム<sup>84</sup>の構築、学校運営協議会の設置などに取り組みます。併  
7 せて、地域課題の解決に向けた探究的な学び等を展開することにより、  
8 地域と連携・協働した学校づくりを推進します。

9  
10 ③ 私学教育の振興

11 それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育により、生徒等のニーズに  
12 応じた学びを提供し、公教育の一翼を担う私立学校の自主性を尊重しつつ、  
13 私学教育の振興を図ります。

14  
15 <主な取組>

16  
17 i 私立学校の安定的な運営への支援

- 18 ◆ 私立学校の経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私  
19 立学校の人件費等の経常的経費に対して助成を行います。  
20 ◆ 社会情勢の変化や教育ニーズを踏まえた魅力ある学校づくりを支援  
21 するため、特色ある取組を行う私立学校に対して助成金を重点的に配  
22 分します。

23  
24 ii 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減

- 25 ◆ 県内の私立高等学校等に在籍する生徒の授業料負担の軽減を図るた  
26 め、世帯の所得状況に応じて経済的支援を行います。

27  
28 (4) 学びを円滑につなげる

29 発達段階に応じた各教育段階の学びについて、校種間の連携や接続の取  
30 組を通じて、成長過程の各段階の学びを円滑につなぎ、子どもの育ちを支え  
31 ます。

32  
33 ① 幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続

34 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼  
35 児教育・保育と小学校教育の接続の観点を踏まえながら、幼児教育・保育の  
36 質の向上に取り組みます。

<sup>84</sup> 一つの目的のもとに、複数の企業・団体などが形成する連合体。

1  
2 <目標>

3 ○ 幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の  
4 割合の増加

5 (目標設定の考え方)

6 小学校が校区内の幼稚園等とともに接続の取組を充実することが、幼  
7 児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続に当たり重要であ  
8 ることから、目標として設定します。

9  
10 <主な取組>

11  
12 i 幼稚園教諭等の指導力の向上

13 ◆ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士の指導力の向上を支援し、幼児教育・  
14 保育の充実を図ります。

15  
16 ii 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進

17 ◆ 幼児教育・保育と小学校が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」  
18 <sup>85</sup>の認識を共有し、幼児教育・保育から小学校への接続期における教育・  
19 保育の質の向上を図ります。

20  
21 ② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

22 大学や設置が予定されている滋賀県立高等専門学校(以下「県立高専」)等  
23 の高等教育機関は地域の知の拠点であり、子どもたちの学びの充実に向け  
24 て連携を推進するとともに、子どもたちの多様な学びの選択肢となるよう、  
25 円滑な接続を図ります。

26  
27 <目標>

28 ○ 大学等と連携して専門的な学びを深める取組を行った高等学校数の増  
29 加

30 (目標設定の考え方)

31 高等学校における大学等との連携による深い学びの展開が高等教育  
32 機関との連携や接続の充実において重要であることから、目標として設  
33 定します。

34  
35  

---

<sup>85</sup> 小学校入学前までに育まれることが望まれる資質や能力を、10の視点から具体的な姿として表したものの。

1 <主な取組>

2  
3 i 高等教育機関との連携の推進

- 4 ◆ 高等学校等と高等教育機関との連携を通じて、高度な学びが得られ  
5 る教育活動を展開します。特に、高等教育機関が有する専門性を、各県  
6 立高等学校における学びの特色化に活かします。
- 7 ◆ 次代の滋養を支える高等専門人材の育成に取り組む県立高専の設置  
8 を見据え、県立高専と県立高等学校が互いに魅力を高め合い、子どもた  
9 ちの進学の実選択肢の充実を図ります。
- 10 ◆ 教員育成協議会等を通じて、教員養成大学・学部等との連携を強化し、  
11 人材育成に活かします。【再掲】

12  
13 ii 高等教育機関への円滑な接続の推進

- 14 ◆ 中学校や高等学校から高等教育機関への進学を目指す子どもたちの  
15 多様な進路選択に向けて、新たな選択肢となる県立高専の十分な周知  
16 を含め、高等教育機関の学びへの理解を促進します。
- 17 ◆ 卒業後の高等教育機関での学びにつなげるとともに、さらにその先  
18 の社会で力を発揮していくことも見据え、県立高等学校において、主体  
19 的に学ぶ姿勢を育む、学びの変革に取り組みます。

### 1 柱Ⅲ みんなで学びに関わる

2  
3 子どもや学校だけでなく、社会全体を学びの当事者と捉え、持続可能性に配慮  
4 しながら、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなで学びに関わる取組を  
5 推進し、みんなの幸せの実現を目指します。

6 学校等の卒業後も学びの機会を得て、知識を深め、能力を高めていくことは、  
7 豊かな人生を送るために重要となります。人生 100 年時代を見据え、誰もが生  
8 涯のあらゆる場面で学びにアクセスでき、学ぶことで充実感を得て、学びの成果  
9 を社会での活動で発揮していく生涯学習社会づくりに取り組みます。

10 また、みんなの幸せの実現の基盤となる地域社会のつながりは、コロナ禍の影  
11 響により、一層の希薄化の進行が指摘されており、学びを通じた地域社会のつな  
12 がりづくりに取り組みます。

13 他方で、子どもなどを取り巻く環境は一層複雑化・多様化しています。困難な  
14 環境等における学ぶ機会を支援し、学びから誰一人取り残されないようにす  
15 るためには、専門家や学校と違った角度からアプローチできる人材・機関との連  
16 携による支援が不可欠です。子どもにとって身近な存在である学校と、専門性を  
17 有する人材・機関等がチームとなり、子どもたちの学びをしっかりと支えていき  
18 ます。

#### 19 20 (1) 生涯を通じた学びを推進する

21 人生の様々な場面で学びにアクセスできる機会の確保に取り組むととも  
22 に、社会のみんなで学び続ける機運の醸成に取り組みます。また、充実した  
23 学びが得られるよう、子どもの頃からの読書の習慣化に取り組むとともに、  
24 生涯にわたる学びの拠点として、図書館の充実を図ります。

#### 25 26 ① 生涯学習の振興

27 人生 100 年時代を見据え、柔軟で多様なマルチステージの生き方<sup>86</sup>の実現  
28 に向けて、人生の様々な場面で生じる個人的・社会的課題に対応した知識を  
29 深めたり、意欲に応じて学ぶことができる生涯学習の機会の充実を図りま  
30 す。一人ひとりが主体的に自分らしく学び続けることと併せて、仲間や地域  
31 のみんなと学び合う意欲を高められるように、デジタル技術の活用を組み  
32 合わせて利便性を高めるなどしながら取り組み、地域コミュニティの維持・  
33 活性化を図ります。取組に当たっては、学びで得られた成果を地域社会への  
34 参画や課題解決に活かす意識づくりを重視し、今後の生涯学習の広がり  
35 につなげます。

---

<sup>86</sup> 「教育、労働、引退」という従来型の3ステージの人生に対し、多様な働き方や生き方を複数選択して  
いく人生という考え方。

1 <目標>

2 ○ 学びの動機が「地域や社会における活動に生かすこと」である学習者の  
3 増加

4 (目標設定の考え方)

5 地域や社会における活動に生かすために学ぶ人を増やすことが生涯  
6 学習の振興に当たり重要であることから、目標として設定します。

7  
8 <主な取組>

9  
10 i 学びの機会の充実

- 11 ◆ 市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生か  
12 す取組を支援し、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場  
13 の創出、課題解決型学習の普及を図ります。併せて、各地域の実践発表・  
14 交流の促進等を通じて、活力ある地域づくりに結び付く学習機会の充  
15 実を図ります。
- 16 ◆ 各市町の社会教育担当者や公民館等関係者を対象とした研修を通じ  
17 て、地域における、課題解決に向けた学習機会の提供や、地域活動の支  
18 援を目的とした講座の活性化を図ります。
- 19 ◆ 高齢者が自らの力を磨き、地域で積極的に活躍し、地域と関わりなが  
20 ら居場所や生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせるように、学  
21 習機会の充実を図ります。また、高齢者の学びの成果が、地域課題解決  
22 に向けたボランティアや世代間交流など、多様な活動につながるよう  
23 に支援することにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした学びの次世  
24 代への継承を促進します。
- 25 ◆ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互い  
26 に認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社  
27 会における人権課題の解決につなげる観点から、最新の状況も踏まえ  
28 た研修会や啓発活動などを推進し、人権意識の向上を図ります。
- 29 ◆ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひと  
30 りが互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方  
31 が選択できる男女共同参画社会を実現する観点から、情報や学習機会  
32 の提供を推進し、地域における取組の加速化を図ります。
- 33 ◆ 交通安全、防災、社会のデジタル化への対応などの社会的・現代的課  
34 題について、地域で行われる講座に人材を派遣することなどを通じて、  
35 多様な主体と連携した学びの機会の充実を図ります。
- 36 ◆ 学校における探究活動と連携して地域住民が地域の魅力や課題につ  
37 いて学ぶことにより、様々な世代が参加した地域づくりを促進します。

1 ii 学びの情報の充実

2 ◆ 社会のみんなの主体的な生涯学習を支援するために、学校や団体、大  
3 学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情  
4 報を、学習情報提供システム「におねっと」<sup>87</sup>に一元化し、学びの情報  
5 の充実を図ります。

6 ◆ 「におねっと」において、人生 100 年時代にマルチステージの生き方  
7 の実現に向けて学び続ける意義や、学びの成果を地域活動や地域の課  
8 題解決に活かした事例などを発信し、多様な学びのあり方についての  
9 理解促進や、学びを通じた地域の主体間のネットワークづくりを図り  
10 ます。

11 ◆ 地域の人々の学びの成果を学校教育に生かすことができるよう、学  
12 校教育の充実に資する人材に関する情報の発信やコーディネートを推  
13 進します。

14  
15 iii 地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用

16 ◆ 社会教育行政に従事する職員や社会教育施設職員に向けた研修機会  
17 の充実に取り組み、資質能力の向上を促進します。

18 ◆ ボランティア、NPO活動に必要な知識・技術に関する学習機会や、  
19 団体相互の交流、情報交換を行う場、分野を越えた交流の機会の提供な  
20 どの支援を通じて、市民活動の活性化やネットワークづくりを促進し  
21 ます。

22 ◆ 生涯学習・社会教育に関する指導・助言やコーディネート等を行う専  
23 門人材である社会教育主事<sup>88</sup>や社会教育士<sup>89</sup>の養成・育成を促進し、地  
24 域での学びを支える人づくりを図ります。

25  
26 ② 読書活動の推進

27 新たな知識を得たり、幅広い世界を知ることができる読書は、生涯にわた  
28 る学びの充実につながるものです。生涯にわたり本に親しむためには、子ど  
29 もの時期の読書習慣の定着が重要です。子どもが読書によって学ぶ楽しさ  
30 や知る喜びを体験し、読み解く力が育まれ、更に学びを深めようとする意識  
31 が培われるよう、家庭、地域、学校など社会のみんなが関わり、一人ひとり  
32 の子どもの状況に応じて、いつでもどこでも楽しく読書ができる環境づく  
33 りに取り組みます。

34 また、通常の活字での読書が困難な視覚障害者等の読書のバリアフリー  
35 に取り組みます。

<sup>87</sup> 滋賀県学習情報提供システムの通称。県民の主体的な生涯学習を支援するためのポータルサイト。

<sup>88</sup> 社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる教育委員会事務局の専門的職員。

<sup>89</sup> 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号。

1  
2 <目標>

- 3 ○ 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり10分以上  
4 読書している児童生徒の割合の増加

5 （目標設定の考え方）

6 子どもの頃からの自主的な読書習慣の定着が読書活動の推進において  
7 重要であることから、目標として設定します。

8  
9 <主な取組>

10  
11 i 家庭や地域における子ども読書活動の推進

12 ◆ 子どもの時期の読書習慣の定着のため、小学校就学前の子育て支援  
13 の取組とも連携しながら、保護者の読書の重要性への理解を促進し、そ  
14 れぞれの状況に応じた家庭における読書活動の普及・啓発に取り組み  
15 ます。

16 ◆ 発達段階に応じて子どもの意欲を喚起する読書活動の啓発に取り組  
17 みます。

18 ◆ 図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティア<sup>90</sup>の養成等を通  
19 じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図  
20 ります。

21 ◆ 児童館<sup>91</sup>や放課後児童クラブ<sup>92</sup>、子ども食堂<sup>93</sup>などの子どもが集まる場  
22 所に本がある環境づくりに向けて、社会のみんなが連携した読書活動  
23 を促進します。

24  
25 ii 学校図書館の活用など学校における読書活動の促進

26 ◆ 「読み解く力」の基礎となる言語能力を育む読書活動の推進に向けて、  
27 教員や学校司書等に対する研修や、学校における一斉読書等の活動を  
28 推進するとともに、発達段階に応じた子どもへの系統的な指導により、  
29 子どもの読書に親しむ態度を育みます。

30 ◆ 学校図書館が組織的に運営され、学校全体の計画のもと、多様な読書  
31 活動や各教科の学習活動に活用されるよう、図書整備や運営体制の  
32 充実を促進します。また、学校図書館が子どもたちにとって魅力ある環

---

<sup>90</sup> 公立図書館や学校等で読み聞かせ等のボランティア活動を行う地域人材。

<sup>91</sup> 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。

<sup>92</sup> 児童福祉法における「放課後児童健全育成事業」の通称。保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行うもの。

<sup>93</sup> 子どもやその保護者および地域住民に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒を提供するための社会活動を指す。

1 境となり、安心して過ごすことができる居場所となるよう、公共図書館  
2 との連携による魅力ある学校図書館づくりや多様な図書の整備を図る  
3 など、その充実を促進します。

- 4 ◆ 学校段階が進むにつれて読書率が低下する傾向も踏まえながら、読  
5 書への関心を高めるため、ビブリオバトル<sup>94</sup>や同世代間で本を薦めるな  
6 どの取組を推進します。

### 7 8 iii 読書バリアフリーの推進

- 9 ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等  
10 の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において  
11 書籍を通じて専門知識を得ることができるように、多様な分野の書籍  
12 等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができ  
13 るよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。

- 14 ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できる  
15 ように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利  
16 用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとな  
17 るような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、  
18 自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよ  
19 う支援します。

- 20 ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな  
21 電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚  
22 障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、  
23 視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じ  
24 て豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段につい  
25 て周知し、県民の理解促進を図ります。

### 26 27 ③ 図書館を生かしたまちづくりの推進

28 本県はすべての市町に図書館があり、それぞれが個性豊かなサービスを行  
29 い、学びや交流の場となっています。この強みを生かし、より良き自治の  
30 基盤づくりにつながる、図書館を生かしたまちづくりを推進します。

#### 31 32 <目標>

- 33 ○ 県民一人当たりの県立・市町立図書館で年間に借りる図書冊数の増加  
34 (目標設定の考え方)

35 県立図書館が中心となって公共図書館のサービスの充実を図り、図書

---

<sup>94</sup> 自分の好きな本を持ち寄り、その魅力を紹介し、聞き手が最も読みたい本を選ぶゲーム形式の書評合戦のこと。

1 館の利用を促進することが図書館を生かしたまちづくりに当たり重要  
2 であることから、目標として設定します。

3  
4 <主な取組>

5  
6 i 県立図書館におけるサービスの推進

- 7 ◆ 県民が生涯のあらゆる場面で活用できる場、学びを支える場として、  
8 資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力<sup>95</sup>など専門性の向  
9 上を図ります。  
10 ◆ デジタル技術の活用等により、資料のインターネット予約や、スマー  
11 トフォン等のICT機器から資料へのアクセス対応、スマートフォン  
12 等を貸出カードとして使った図書の貸出など、サービスの充実を図り  
13 ます。  
14 ◆ 県民が地域課題について考え、解決することができるよう、関連する  
15 資料やレファレンスサービス<sup>96</sup>を提供するとともに、県の各機関と連携  
16 して県政情報の発信を進めます。

17  
18 ii 図書館ネットワークの充実

- 19 ◆ 県民がどこに住んでいても、身近な図書館で求める資料や情報が得  
20 られるよう、県立図書館が市町立図書館等とネットワークを形成し、図  
21 書資料の配送を行うほか、司書間の情報交換や研修を行うなど、各図書  
22 館の連携・協働体制の充実を図ります。  
23 ◆ 県立図書館と市町立図書館の連携により、各学校図書館への資料の  
24 貸出しや運営への助言を行うなどして、学校図書館への支援に取り組  
25 みます。

26  
27 iii 図書館等を活用した地域づくりへの支援

- 28 ◆ 図書館を地域の生涯学習の拠点として、地域団体等による地域活動  
29 の創出や地域のつながりづくりなど、まちづくりの活動に活かす取組  
30 を推進します。  
31 ◆ 県立図書館は、地域の「知の拠点」として、地域を取り巻く多様な課  
32 題に関する資料の収集と提供、関連情報の発信や、課題についての施策  
33 や関係機関の情報提供に取り組みます。

34  

---

<sup>95</sup> レファレンスサービスを行うために必要な、利用者の要求を的確に引き出し、それに基づいて適切な本  
や資料、情報を探し出して、利用者の満足する形で提供する力。

<sup>96</sup> 利用者の求めに応じて、図書館職員が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを  
行うこと。

iv 子どもを真ん中に置いた図書館づくり

- ◆ すべての子どもたちが、置かれた環境にかかわらず、読書を通じて学ぶ喜び、生きる力を持つことができるようにする観点から、子どもを真ん中に置いた図書館のあり方について検討します。

(2)地域社会で学びをつなげる

子どもたちの学校での学びはもとより、地域社会のみんなの学びの基盤として、家庭、地域住民、企業やNPOなど、地域社会の構成員が、それぞれの立場から学校などと共に学びに関わるとともに、学びを支え合う取組を通じて、地域みんなのつながりづくりや、地域社会の活性化・特色や伝統の継承を図ります。

① 地域と共に取り組む学びの推進

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域とともにある学校への転換を図るため、学校と地域住民や両者をつなぐNPO等の関係機関が力を合わせて、相互に持続可能性に配慮しながら、学校運営や教育活動に取り組めます。地域みんなが学びに関わり、地域社会全体で子どもを育むしくみを整えます。

<目標>

○ コミュニティ・スクールを設置する公立学校の割合の増加

(目標設定の考え方)

学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組むプラットフォームとなるコミュニティ・スクールの設置の促進が地域と共に取り組む学びの推進において重要であることから、目標として設定します。

<主な取組>

i コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進

- ◆ 学校と地域との連携・協働により子どもの育ちを支えるため、市町立学校や県立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を推進します。そのため、地域の実情や学校種の特性を踏まえて系統立てた研修、好事例の発信、専門的な知見を有するアドバイザー、ディレクター等の人材の活用を推進します。
- ◆ コミュニティ・スクールを導入している学校に対して、学校運営に有効に活用されるよう、助言支援に取り組めます。

1 ii 地域学校協働活動の推進

- 2 ◆ 地域住民等と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を  
3 支え、地域を創生する地域学校協働活動を、コミュニティ・スクールと  
4 の両輪として推進します。その際、幅広い地域住民の参画を得て取組の  
5 持続可能性を高めつつ、活動内容が地域と学校の双方向に深められる  
6 よう、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員<sup>97</sup>の配置を促進しま  
7 す。併せて、地域学校協働本部を中心として、放課後子ども教室等にお  
8 ける学習支援や体験活動、居場所づくりが総合的に進められるよう支  
9 援します。

10  
11 iii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行【再掲】

- 12 ◆ 持続可能性や活動機会の確保の観点から、各学校の部活動にお  
13 いて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同  
14 練習等の交流などが柔軟に取り組まれるように支援します。  
15 ◆ 公立中学校で行われる部活動について、地域の実情に応じて活動が  
16 最適化されるよう、段階的な地域連携や地域クラブ活動への移行がで  
17 きる環境整備を図ります。

18  
19 ② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進

20 地域社会の重要な構成員であり、事業活動を通じて専門的な知見や技能  
21 を有する企業・NPOと共に、地域における学びの充実に向けて取り組みま  
22 す。特に、子どもが将来、社会の一員として主体性を発揮していくための資  
23 質能力の育成に、共に取り組みます。

24  
25 <目標>

- 26 ○ 「におねっと」の出前講座および学校支援メニューの登録件数(メニ  
27 ュー数)の増加

28 (目標設定の考え方)

29 一元的に学習情報を提供する「におねっと」における、地域や学校で  
30 の学びへの支援に関する情報の充実が、企業等と共に取り組む学びにお  
31 いて重要であることから、目標として設定します。

32  
33  
34  
35  

---

<sup>97</sup> 教育委員会からの委嘱を受けて、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力し  
て、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対す  
る助言その他の援助を行う者。

1 <主な取組>

2  
3 i 学びの充実に向けた企業等との連携

4 ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレ  
5 ンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインタ  
6 ーネットなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系  
7 統的なキャリア教育に取り組みます。【再掲】

8 ◆ 職業教育においては、産業界および地域の企業等と連携しながら、社  
9 会の変化や経済の動向に対応できる資質や能力のほか、滋賀の産業を  
10 支える職業人として、高度な専門的知識、技能、能力や態度の育成に取り  
11 組みます。【再掲】

12 ◆ NPO等が地域で行う学習支援事業と連携し、子どもや大人の学び  
13 の充実を図ります。

14  
15 ii 学習支援情報の発信

16 ◆ 「しが学校支援センター」の運営等、企業やNPO等が学校や地域を  
17 対象に行う講座情報の収集・発信により、学校における効果的な連携授  
18 業を支援するほか、地域における学びの機会の創出および実施を支援  
19 します。

20  
21 iii 協定制度に基づく企業による取組の促進

22 ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県  
23 家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」<sup>98</sup>を活用し、仕事と子育てが  
24 両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進め  
25 ます。併せて、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの  
26 支援により、質の充実を図ります。

27  
28 ③ 家庭と共に取り組む学びの推進

29 地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況  
30 を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組  
31 を推進します。子育て支援とも連携しながら支援体制づくりを進めるとと  
32 もに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育  
33 ちや子どもの学びの充実を図ります。

34  
35  

---

<sup>98</sup> 家庭教育の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、協力して滋賀県の家庭教育の向上を推進しようとする制度。

1 <目標>

2 ○ 家庭教育支援チームを組織する市町数の増加

3 (目標設定の考え方)

4 地域のみんで家庭教育を支える体制の構築が家庭と共に取り組む  
5 学びの推進に当たり重要であることから、目標として設定します。

6  
7 <主な取組>

8  
9 i 家庭教育の活性化促進

10 ◆ 「早寝・早起き・朝ごはん」など子どもの規則正しい生活習慣づくり  
11 や、家庭における学習・読書習慣の定着、子どもの自尊感情や愛情、意  
12 欲などを高める親のかかわり方の重要性について、P T A、企業等と連  
13 携しながら子育て支援の取組や啓発活動を推進します。

14 ◆ 親同士が日頃の子育ての悩みなどを語り合い、地域の横のつながり  
15 をつくりながら共に親として育っていくことができるよう、家庭教育  
16 支援チーム、P T A等と連携しながら、語り合いを通じた親育ちの学習  
17 機会の充実を図ります。

18  
19 ii 家庭教育支援体制の構築

20 ◆ 身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う  
21 家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家  
22 庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんで子どもの育  
23 ちを支える体制の構築を図ります。

24 ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭  
25 教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状  
26 況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。

27 ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県  
28 家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが  
29 両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進め  
30 るとともに、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの  
31 支援により、質の充実を図ります。【再掲】

32  
33 (3) 困難な環境等にある人の学びを支える

34 家庭環境や言語・文化の環境のほか、特異な才能の一方で学習や生活に困  
35 難を抱える子どもなどの、様々な困難な環境に対応し、学びから誰一人取り  
36 残されず居場所や活躍の機会が確保されるように、社会のみんで学びを  
37 支えます。困難な家庭環境や複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々  
38 な専門人材・機関等がチームとなり、アセスメントを行い、各々の特長を活

1 かしながら学習者を支えます。

2  
3 ① 学校や家庭での学びへの支援

4 教職員と専門人材・機関等とが連携し、学校における学びや生徒指導上の  
5 対応を通じて、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組みます。  
6 また、子どもが家庭で困難を抱えている場合は、地域住民や福祉部門等と連  
7 携しながら支援に取り組みます。

8  
9 <目標>

10 ○ 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談  
11 できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】

12 (目標設定の考え方)

13 困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できることが、  
14 学校や家庭での学びへの支援において重要であることから、目標として  
15 設定します。

16  
17 <主な取組>

18  
19 i 生徒指導・教育相談の充実

20 ◆ 教育活動の中で子どもの課題の把握や対応に取り組む生徒指導や教  
21 育相談の充実を図るため、担当教員の研修や指導体制の整備に取り組  
22 みます。

23 ◆ 医師や弁護士、警察等の専門人材・機関等と連携し、学校へ生徒指導  
24 上の事案への対応を助言するとともに、学校だけの解決が困難な事  
25 案が発生した場合は、専門人材等を派遣し、連携して対応に当たる体制  
26 を構築します。

27  
28 ii 専門人材による支援

29 ◆ 複雑化・多様化する子どもの困難な課題を、専門的知見を活用して解  
30 決を図るため、心理分野の専門人材であるスクールカウンセラーや、福  
31 祉分野の専門人材であるスクールソーシャルワーカーなどによる、子  
32 どもや教職員への支援を推進します。

33  
34 iii 困難な家庭環境への支援

35 ◆ 経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒が学び続け  
36 ることができるように、教育費の負担軽減など修学の支援に取り組み、  
37 教育機会の確保を図ります。

1 ◆ 日々の教育活動を通じてヤングケアラー<sup>99</sup>の状態にある子どもを早  
2 期発見することができるよう、教職員にヤングケアラーの概念を周知  
3 し、理解促進を図ります。また、ヤングケアラーとして把握された子ど  
4 もおよび家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの支援等も活  
5 用しながら、福祉等の関係機関と切れ目のない連携を図り、支援に取り  
6 組みます。

7 ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭  
8 教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状  
9 況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。【再掲】

#### 10 11 iv 日本語指導が必要な子ども等への支援

12 ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの  
13 状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な  
14 日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつ  
15 つ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。また、  
16 市町とも連携し、不就学またはその可能性がある外国人の子どもの就  
17 学の促進を図ります。

18 ◆ 上記のほか、「滋賀県多文化共生推進プラン」および「滋賀県生活者  
19 としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」に基  
20 づき、外国人等住民に係る多文化共生や日本語教育の推進に関する施  
21 策に取り組みます。

#### 22 23 ② 多様な学びの機会や居場所の確保

24 困難を背景として、学びのニーズが多様化している状況を踏まえ、自分  
25 合った学びができる機会や居場所の確保を支援します。また、義務教育を受  
26 ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学ぶ機会となる夜間中学<sup>100</sup>の設置およ  
27 び運営を支援します。

#### 28 29 <目標>

#### 30 ○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わっ 31 た児童生徒数の増加

32 (目標設定の考え方)

33 専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー  
34 による支援を必要な児童生徒に実施していくことが、多様な学びの機会  
35 や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。

<sup>99</sup> 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう場合がある。

<sup>100</sup> 市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のこと。

1  
2 ○ 相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少

3 (目標設定の考え方)

4 不登校の状態にあっても取り残されることなく相談や支援が受けら  
5 れるように取り組むことが多様な学びの機会や居場所の確保において  
6 重要であることから、目標として設定します。

7  
8 <主な取組>

9  
10 i 不登校等の状態にある子どもへの支援

11 ◆ 不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえてアセスメント  
12 を行い、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、  
13 スクールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援  
14 に取り組みます。

15 ◆ 不登校等の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減し、課題  
16 を整理し支援するため、滋賀県心の教育相談センターにおいて、心理分  
17 野や医療分野の専門人材も交えながら相談対応を実施します。【再掲】

18 ◆ 不登校や引きこもりの状態にある子どもへの切れ目のない支援に向  
19 けて、県と市町の福祉部門と教育部門とで結ぶ連携協定に基づくなど  
20 して、支援を必要とする子どもに対し、連携しながら早期の適切な支援  
21 に取り組みます。

22 ◆ 子どもと年齢が近い大学生等により、不登校等の状態にある子ども  
23 への相談やケアを行う、スクーリング・ケアサポーターの活動を支援し  
24 ます。

25  
26 ii 学びの機会や居場所の確保

27 ◆ 市町が運営する教育支援センター<sup>101</sup>やフリースクール<sup>102</sup>等の民間団  
28 体、福祉分野の関係機関等と連携し、不登校の状態にある子どもを含め、  
29 それぞれの人が自分に合った学びをできるよう、居場所の確保を図り  
30 ます。

31 ◆ それぞれの子どもが自身の状況に応じて学びを進めることができる  
32 よう、多様な学びの場についての教職員の理解を深め、教室以外の場で  
33 の学びも適切に評価するなど、学校内外の連携を促進します。

34  

---

<sup>101</sup>教育委員会等が学校以外の場所等において、不登校の状態にある児童生徒等への指導、支援を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。

<sup>102</sup> 一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

- 1       iii 多様な状況に応じて義務教育を受ける機会となる夜間中学への支援  
2       ◆ 義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学んでいくことが  
3       できる学びの場となる夜間中学を支援し、多様な学びの機会の実現を  
4       図ります。
- 5
- 6       iv 読書バリアフリーの推進【再掲】
- 7       ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等  
8       の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において  
9       書籍を通じて専門知識を得ることができるように、多様な分野の書籍  
10      等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができ  
11      るよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。
- 12      ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できる  
13      ように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利  
14      用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとな  
15      るような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、  
16      自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよ  
17      う支援します。
- 18      ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな  
19      電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚  
20      障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、  
21      視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じ  
22      て豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段につい  
23      て周知し、県民の理解促進を図ります。
- 24
- 25

1 6 施策の推進方法

2  
3 (1) 県における推進体制

4 子どもを健やかに育み、多様化する教育ニーズや課題に対応するため  
5 は、医療・福祉・産業・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組  
6 む必要があります。県の関係部局が相互に連携し、当事者である子どもの声  
7 を聴きながら、総合的な取組を進めます。

8  
9 (2) 国および市町との連携

10 本県の教育施策の推進に当たり、国の所管に属する制度や事業の活用は  
11 もとより、事業の創設、制度改正などが必要となる場合は、適宜国に政策を  
12 提案します。

13 また、市町の教育施策との調和を図るとともに、市町において効果的に教  
14 育施策が推進されるよう、情報の共有化、広域的な観点からの調整、市町に  
15 対する技術的・専門的な助言や支援などを推進します。

16  
17 (3) 進行管理

18 本計画に掲げる基本目標などの目指す姿への到達状況については、成果  
19 や達成状況を把握するものとし、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改  
20 善）の考えに基づき、毎年度、点検・評価を行います。

21 点検・評価の結果は、外部有識者等の評価を経て、議会へ報告します。ま  
22 た、結果はその後の施策の展開に反映します。

23  
24 (4) その他

25 計画期間中であっても、本県の教育を取り巻く状況の変化に機動的に対  
26 応するため、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。

1 7 目標  
2

施策の柱	施策	目標	
柱Ⅰ 夢と 生きる 力を育む	(1) 知・徳・体を 育む	①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成	授業の内容がよく分かると答えた児童生徒の割合の増加 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合の増加 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加 人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加 運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加
	(2) 主体的に社会へ参 画できる資質能力 を育む	①社会参画・社会貢献意識の育 成 ②情報活用能力の育成	インターンシップに参加した高等学校生徒の割合の増加 海外留学をした高等学校生徒の増加 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加 「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができた」児童の割合の増加
	(3) 多様な学びの 機会をつくる	①滋賀に学ぶ体験活動等の推進 ②部活動の持続可能で適切な運 営への支援	部活動指導員や地域クラブ活動等の外部指導を受けている生徒数の増加
柱Ⅱ 学びの 基盤を 支える	(1) 教職員を支え、 教育力を 高める	①働き方改革を通じた笑顔あふ れる学校づくりの推進 ②教職員の資質能力の向上	教員一人あたりの時間外在校等時間(月平均)の短縮 授業準備や事例研究等、実践的な研修を積極的に行っている学校の割合の増加
	(2) 安心して学び、 能力を発揮 できる環境を つくる	①子どもの心理的安全性の確保 ②学校安全の推進 ③教育DXの推進 ④学校施設の教育環境の整備	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少 授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加【再掲】 - (別途、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき取り組む。)
	(3) 多様な教育 ニーズに 対応する	①特別支援教育の充実、インクル ーシブ教育システム構築の推進 ②魅力ある県立高等学校づくり の推進 ③私学教育の振興	個別の教育支援計画および個別の指導計画に係る「活用率」の上昇 学校評価(第三者評価)において、魅力化の取組が進んだと評価された県立高等学校数の増加 - (各私立学校の建学の精神に基づいた教育の充実を図る。)
	(4) 学びを円滑に つなげる	①幼児教育・保育の充実および 小学校教育との円滑な接続 ②大学、県立高等専門学校等の高 等教育機関との連携や接続	幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加 大学等と連携して専門的な学びを深める取組を行った高等学校数の増加
柱Ⅲ みんなで学 びに 関わる	(1) 生涯を通じた 学びを推進 する	①生涯学習の振興 ②読書活動の推進 ③図書館を生かしたまちづくり の推進	学びの動機が「地域や社会における活動に生かすこと」である学習者の増加 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合の増加 県民一人当たりの県立・市町立図書館で年間に借りる図書冊数の増加
	(2) 地域社会で 学びをつなげる	①地域と共に取り組む学びの推 進 ②企業・NPO等と共に取り組 む学びの推進 ③家庭と共に取り組む学びの推進	コミュニティ・スクールを設置する公立学校の割合の増加 「におねっと」の出前講座および学校支援メニューの登録件数(メニュー数)の増加 家庭教育支援チームを組織する市町数の増加
	(3) 困難な環境等に ある人の 学びを支える	①学校や家庭での学びへの支援 ②多様な学びの機会や居場所の 確保	困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加 相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少

(参考資料)「次期「滋賀の教育大綱」(素案 ver2.0)」から「原案」にかけての変更箇所

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
1	サブテーマ	…本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。…	…本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や <u>子どもの育ちの基盤である</u> 家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。…	文章の読み易さを考慮した修正。
2	4(3)滋賀に学ぶ教育	…雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を <u>持つて</u> 交わろう」の…	雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を <u>もって</u> 交わろう」の…	字句修正。
3	柱 I (1)②豊かな心の育成<目標>	○ 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加 (目標設定の考え方) (略)	○ 自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合の増加 (目標設定の考え方) (略)  ○ <u>人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合の増加</u> (目標設定の考え方) <u>周囲の人を積極的に助けようとする態度は豊かな心の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。</u>	自尊感情の育成に加え、周囲の人を積極的に助けようとする態度の育成についても目標に設定するもの。
4	柱 I (1)②豊かな心の育成	i 子どもの権利の尊重	i 子どもの権利の尊重・ <u>利益の擁護</u>	国の教育振興基本計画やこども基本法の記載を踏まえた追記。

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
5	柱 I (1)③ 健やかな体の育成<目標>	<p>○ <u>一週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合の減少</u></p> <p>(目標設定の考え方)  <u>子どもの運動時間の確保が</u>健やかな体の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。</p>	<p>○ <u>運動・スポーツが苦手(嫌い)な傾向にある児童生徒向けの取組、または能力差に応じた取組を行っている学校の割合の増加</u></p> <p>(目標設定の考え方)  <u>運動が苦手な子どもなど、それぞれの状況に応じて取り組むことが</u>健やかな体の育成に当たり重要であるため、目標として設定します。</p>	<p>現況値(小:13.6%、中:12.5%)の10%台からの低減を図る目標の達成が困難と見込まれることや、児童生徒の運動時間を対象とすることで、該当の生徒のプレッシャーとなるのではないかとの意見を踏まえ、目標項目を変更するもの。</p>
6	柱 I (1)③ i 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進	<p>◆ 運動への愛好的な態度を高め、運動の習慣化を図るため、個に応じた授業展開ができるよう、授業改善に取り組みます。子ども一人ひとりが「できた」「わかった」と実感できる体育授業の推進を核として、小学校における「健やかタイム」の実施など、学校教育全体で<u>運動に親しむことができる機会の設定に取り組むこと</u>を通じて、運動の習慣化を図ります。</p> <p>◆ 体育授業の内容については、教科等の横断的な視点とともに、学年相互の関連を図るなど、発達段階に応じた系統的な教育課程の編成に<u>取り組むほか</u>、運動が得意でない子どもにおいても運動を<u>促進する視点を重視します。併せて、</u>教員の指導力の向上や、体育の宿題、運動教材の提供などを<u>通じた</u>学校外での運動に親しむ機会の促進に取り組み、<u>体育授業の充実</u>や運動の習慣化を図ります。</p>	<p>◆ 運動への愛好的な態度を高め、運動の習慣化を図るため、個に応じた授業展開ができるよう、授業改善に取り組みます。子ども一人ひとりが「できた」「わかった」と実感できる体育授業の推進を核として、小学校における「健やかタイム」の実施など、学校教育全体を通じて、運動の習慣化を図ります。</p> <p>◆ 体育授業の<u>学習</u>内容については、教科等の横断的な視点とともに、学年相互の関連を図るなど、発達段階に応じた系統的な教育課程の編成に<u>取り組みます。</u></p> <p>◆ 運動が得意でない子どもにおいても運動を<u>楽しく感じて取り組むことができるようになる視点から、</u>教員の指導力の向上に<u>取り組み、体育授業の充実を図ります。併せて、</u>体育の宿題、運動教材の提供など、<u>学校外での運動に親しむ機会の促進</u>に取り組み、運動の習慣化を図ります。</p>	<p>文章の読み易さを考慮した修正。</p>

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
7	柱 I (2)①社会参画・社会貢献意識の育成	<p>iii キャリア教育、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進</p> <p>◆ (略)</p> <p><u>iv 障害のある子どものキャリア教育の推進</u></p> <p>◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みます。</p> <p>◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがしごと検定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。</p> <p><u>v 社会的な課題に関する教育の推進</u></p>	<p>iii キャリア教育、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進</p> <p>◆ (略)</p> <p>◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みます。</p> <p>◆ (略)</p> <p>◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがしごと検定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。</p> <p>◆ (略)</p> <p><u>iv 社会的な課題に関する教育の推進</u></p>	<p>キャリア教育は障害の有無に応じて区別されるものではなく、包括的に記載あうことが適当との意見を踏まえた修正。</p>
8	柱 I (3)②部活動の持続可能で適切な運営への支援<目標>	<p>○ 部活動指導員や<u>外部指導者等の指導</u>を受けている生徒数の増加 (目標設定の考え方) 部活動指導員等の地域の力を活用することが部活動の持続可能で適切な運営に当たり重要であるため、目標として設定します。</p>	<p>○ 部活動指導員や<u>地域クラブ活動等の外部指導</u>を受けている生徒数の増加 (目標設定の考え方) 部活動指導員や<u>地域クラブ活動</u>等の地域の力を活用することが部活動の持続可能で適切な運営に当たり重要であるため、目標として設定します。</p>	<p>現在配置を進めている部活動指導員以外にも、今後の地域連携・地域移行を見据えた目標設定とすべきとの意見を踏まえた修正。</p>
9	柱 II (1)①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進<目標>	<p>○ 教員一人あたりの時間外在校等時間(月平均)の<u>減少</u></p>	<p>○ 教員一人あたりの時間外在校等時間(月平均)の<u>短縮</u></p>	<p>字句修正。</p>
10	柱 II (1)① ii 多様な人材の学校運営への参画	<p>◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材のほか、…</p>	<p>◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、<u>学校司書</u>などの専門人材のほか、…</p>	<p>多様な人材には学校司書も含まれるとの意見を踏まえた修正。</p>

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
11	柱Ⅱ(2)①子どもの心理的安全性の確保<目標>	○ <u>相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少</u>  (目標設定の考え方) <u>不登校の状態にあっても取り残されることなく相談や支援が受けられるように取り組むことが</u> 子どもの心理的安全性の確保において重要であることから、目標として設定します。	○ <u>困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加</u> (目標設定の考え方) <u>困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できる環境づくりが</u> 子どもの心理的安全性の確保において重要であることから、目標として設定します。	「相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少」は柱Ⅲ(3)②多様な学びの機会や居場所の確保の目標として組み換え。本施策の目標としては相談し易い環境づくりの観点から、左記目標へ変更。
12	柱Ⅱ(2)② i 学校生活の安全確保に向けた取組の推進	◆ スクールガード等の見守りボランティアや警察と連携した子どもの見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学路の交通安全・防犯体制の構築や、バス送迎に係る子どもの安全確保を支援します。	◆ スクールガード等の見守りボランティアや警察と連携した子どもの見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学路の交通安全・防犯体制の構築や、バス送迎に係る子どもの安全確保を支援します。 <u>併せて、学校教育活動全体を通じて、子どもの発達段階に応じた系統的な交通安全教育に取り組みます。</u>	「学校安全の推進」において、通学時の子ども自身の安全についても記載することが適当との意見を踏まえた追記。
13	柱Ⅱ(2)③教育DXの推進<目標>	○ <u>ICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合の増加</u>  (目標設定の考え方) <u>ICTを活用した学びを必要に応じていつでも行うことができる環境づくりが</u> 教育DXの推進において重要であることから、目標として設定します。	○ <u>授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした教員の割合の増加【再掲】</u> (目標設定の考え方) <u>子どもの学びを支える教員において、日進月歩のICTに対応して指導力を確保していくことが</u> 教育DXの推進において重要であることから、目標として設定します。	「ICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合の増加」は教育DXの本質ではなく、本来の目的は資質能力の育成・学びの改善であるとの意見を踏まえ、子どもたちの力を育むためにも、子どもたちの学びの基盤を支えるためにも、ともに指導力のある教員の存在が不可欠であることから、「情報活用能力の育成」との共通の目標として位置付けるもの。
14	柱Ⅱ(3)① i 切れ目のない指導・支援	◆ …小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成や保護者等との共有はもとより、一層の <u>利活用</u> を推進します。	◆ …小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成や保護者等との共有はもとより、一層の <u>活用</u> を推進します。	字句修正。
15	柱Ⅱ(3)① ii 多様な学びの機会の確保	◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ <u>仕組みをつくる</u> ため、副籍制度の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びを進めます。… ◆ 合理的配慮の提供とともに、通常の学級における特別な支援の実施、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びを推進します。	◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ <u>機会を充実する</u> ため、副籍制度の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びを進めます。… ◆ 合理的配慮の提供とともに、通常の学級における特別な支援の実施、通級による指導、特別支援学級や <u>特別支援学校</u> といった、連続性のある多様な学びを推進します。	字句修正。

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
16	柱Ⅱ(4)①幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続<目標>	○ 幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加 (目標設定の考え方) 小学校が校区 <u>の中心となって幼稚園等との接続</u> の取組を充実することが、幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続に当たり重要であることから、目標として設定します。	○ 幼児教育・保育との接続状況のフェーズが3または4である小学校の割合の増加 (目標設定の考え方) 小学校が校区 <u>内の幼稚園等とともに</u> 接続の取組を充実することが、幼児教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続に当たり重要であることから、目標として設定します。	幼保側も含めた目標の設定についての意見を踏まえた修正。
17	柱Ⅲ(2)③家庭と共に取り組む学びの推進<目標>	○ <u>朝食欠食率の減少(小中高)</u> (目標設定の考え方) <u>家庭における生活習慣の安定が子どもの育ちや学びに当たり重要であることから、目標として設定します。</u>  ○ 家庭教育支援チームを組織する市町数の増加 (目標設定の考え方) 地域のみんで家庭教育を支える体制の構築が家庭と共に取り組む学びの推進に当たり重要であることから、目標として設定します。	○ 家庭教育支援チームを組織する市町数の増加 (目標設定の考え方) 地域のみんで家庭教育を支える体制の構築が家庭と共に取り組む学びの推進に当たり重要であることから、目標として設定します。	「朝食欠食率の減少」は家庭の状況に左右されることもあるため、教育行政の目標にはなじみにくく、目標は家庭への支援の充実につながる「家庭教育支援チームを組織する市町数の増加」に焦点化するのが適切ではないかとの意見を踏まえ、「家庭教育支援チームを組織する市町数の増加」一項目とするもの。なお、朝食欠食率の改善については、滋賀県食育推進計画等の食育推進の取組において、引き続き注視していく。
18	柱Ⅲ(3)困難な環境等にある人の学びを支える	…困難な家庭環境や複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々な専門人材・機関等がチームとなり、各々の特長を活かしながら学習者を支えます。	…困難な家庭環境や複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々な専門人材・機関等がチームとなり、 <u>アセスメントを行い</u> 、各々の特長を活かしながら学習者を支えます。	専門職員や関係機関との連携・協働もさることながら、まずは学校において子どもの状況をアセスメントすることが重要との意見を踏まえ、追記するもの。
19	柱Ⅲ(3)①学校や家庭での学びへの支援<目標>	○ <u>公立小中学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒数の割合の増加</u> (目標設定の考え方) <u>日本語指導が必要な児童生徒一人ひとりの状況に柔軟に対応して学びを提供することが</u> 、学校や家庭での学びへの支援において重要であることから、目標として設定します。	○ <u>困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加【再掲】</u> (目標設定の考え方) <u>困りごとや不安があるときに、先生などにいつでも相談できることが</u> 、学校や家庭での学びへの支援において重要であることから、目標として設定します。	本施策の対象が幅広い特徴を踏まえ、特定の対象に特化しないような目標設定が適当との意見を踏まえ、子どもたちを取り巻く多様な困難に対して、教員や専門職員によりいつでも相談できることが、学校や家庭での学びへの支援において重要であることから目標を変更するもの。

No.	箇所	素案 ver2.0 の記載	原案の記載	変更の趣旨
20	柱Ⅲ(3)②多様な学びの機会や居場所の確保<目標>	○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加 (目標設定の考え方) (略)	○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが支援に関わった児童生徒数の増加 (目標設定の考え方) (略)  ○ <u>相談・支援等を受けていない不登校児童生徒の割合の減少</u> (目標設定の考え方) 不登校の状態にあっても取り残されることなく相談や支援が受けられるよう取り組むことが多様な学びの機会や居場所の確保において重要であることから、目標として設定します。	スクールカウンセラー等による支援以外にも、多様な状況へきめ細かく対応していくような目標設定が適切とのご意見を踏まえ、不登校児童生徒が取り残されることなく相談・支援等を受けられる方向性の目標を追加することとしたもの。
21	柱Ⅲ(3)② i 不登校等の状態にある子どもへの支援	◆ 不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえ、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が <u>アセスメントを行い</u> 、個々のケースに応じた適切な支援に取り組みます。	◆ 不登校等の状態となった子ども本人等の声を踏まえて <u>アセスメントを行い</u> 、関係機関とも連携しながら、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、個々のケースに応じた適切な支援に取り組みます。	専門職員や関係機関との連携・協働もさることながら、まずは学校において子どもの状況をアセスメントすることが重要との意見を踏まえ、追記するもの。
22	柱Ⅲ(3)② ii 学びの機会や居場所の確保	◆ <u>不登校の状態にある子どもを含め、それぞれの子どもが自分に合った学びの居場所の確保に向けて</u> 、市町が運営する教育支援センターやフリースクール等の民間団体等との <u>連携</u> を図ります。	◆ 市町が運営する教育支援センターやフリースクール等の民間団体、 <u>福祉分野の関係機関等と連携し</u> 、 <u>不登校の状態にある子どもを含め、それぞれの人が自分に合った学びをできるよう、居場所の確保</u> を図ります。	子どもの不登校だけでなく、大人の引きこもりにもしっかりと向き合うべきとの意見を踏まえ、子どもだけに限定されない内容に修正するもの。

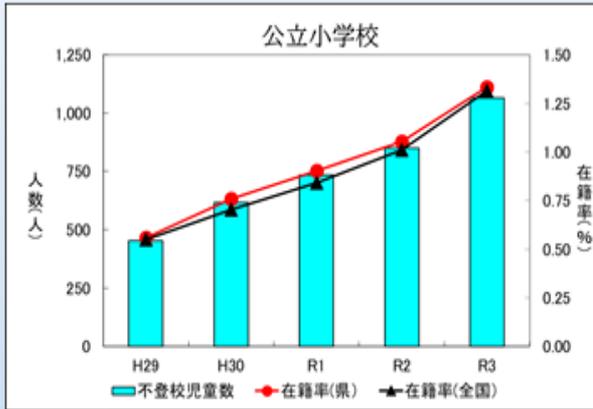
# 第2回 総合教育会議

## テーマ(2)「不登校対策について」

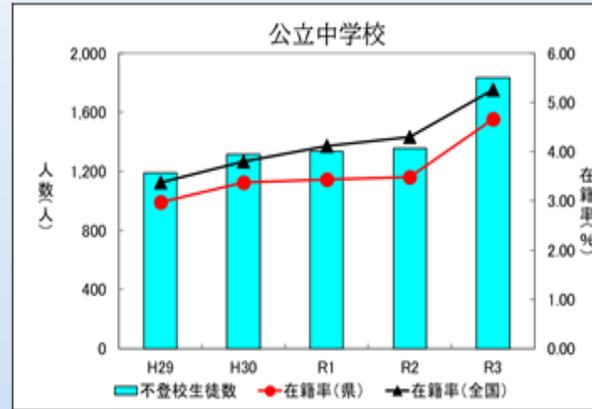
令和5年7月21日(金)  
幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

# 県内公立学校の不登校の現状

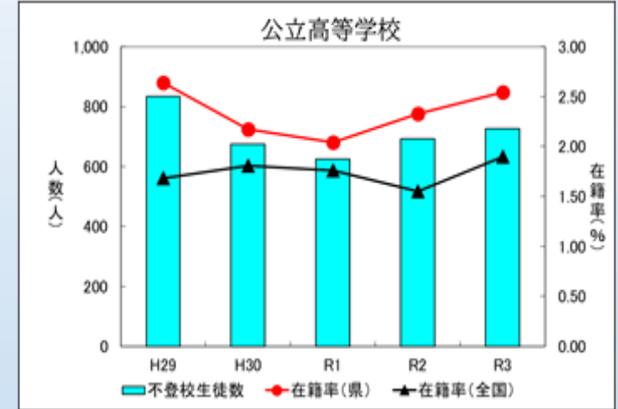
文部科学省 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査等より



H29年 179人に1人  
↓  
R3年 75人に1人



H29年 34人に1人  
↓  
R3年 21人に1人



H29年 38人に1人  
↓  
R3年 39人に1人

## 教員の見立てによる不登校の要因

- 小学校
- ①無気力、不安
  - ②親子の関わり方
  - ③生活のリズムの乱れ、あそび、非行

- 中学校
- ①無気力、不安
  - ②生活のリズムの乱れ、あそび、非行
  - ③いじめを除く友人関係をめぐる問題

## 子どもの思い

「最初に学校に行きづらい」と感じ始めたきっかけ

- 小学校
- ①先生のこと
  - ②身体の不調
  - ③生活リズムの乱れ

- 中学校
- ①身体の不調
  - ②勉強が分からない
  - ③先生のこと

文部科学省 不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書より

※不登校はR4も増加傾向にある

## ①別室指導を受ける児童生徒

### 小学校

471人(前年383人)  
124校(56%の学校)

### 中学校

660人(前年590人)  
85校(87%の学校)

令和5年2月の別室指導の児童生徒の状況(月例報告より)

## ②教育支援センターでの支援を受ける児童生徒

### 小学校

95人(前年82人)

### 中学校

135人(前年136人)

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する県独自調査より

### ③民間施設等での支援を受ける児童生徒

小学校

45人(前年28人)

中学校

55人(前年34人)

### ④自宅におけるICT等を活用した児童生徒

小学校

29人(前年6人)

中学校

192人(前年9人)

### ⑤相談・指導等を受けていない児童生徒

小学校

323人(前年201人)

不登校児童の30%(前年24%)

中学校

736人(前年413人)

不登校生徒の40%(前年30%)

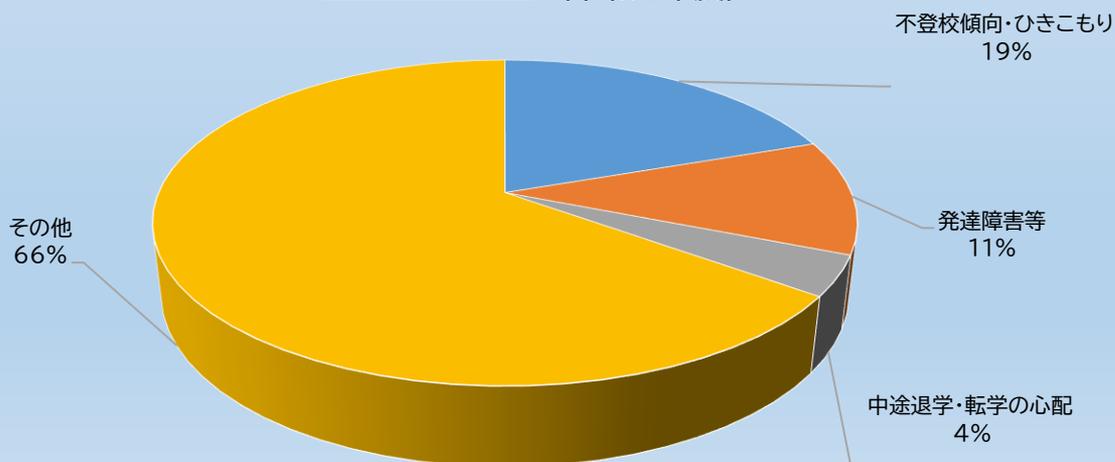
# これまでの県の取組

## ①児童生徒の健全育成に係る 県と市町の連携協定の締結

- ・県、市町、それぞれの福祉、市町教育委員会の4者で協定を締結
- ・令和3年14市町でスタートし、令和5年4月、全19市町で実施

※情報連携やケース会議を実施したのべ件数 全736件

連携内容 (令和4年度)



## ②不登校対策研究会議(R4開催、5回)

### 協議の柱

- 1.不登校児童生徒の未然防止のための取組
- 2.不登校児童生徒の社会的自立の取組の推進
- 3.相談・指導を受けていない者への効果的な介入

研究会議参加者

大学教授 医師 心理の専門家 福祉の専門家 民間団体・民間施設等の代表

※研究会議の結果は各学校に通知済み

### ③教育と福祉の連携支援 SSWを派遣した教育相談ネットワークの構築

困難な状況にある児童生徒に必要な支援を行うため  
スーパーバイザーが、派遣された市町の福祉部局や関係団体等に出向く



**教育と福祉**が一体となった  
地域の子どもを支える体制づくりに必要な支援を実施

R2 彦根市、草津市、栗東市  
R3 長浜市、甲賀市、湖南市  
R4 竜王町

## ④「訪問型家庭教育支援」の普及

モデル市町にスクールソーシャルワークスーパーバイザーを派遣



- 困り感のある家庭へのチーム支援を促進
- 家庭教育支援協議会・研修会・交流会を通して普及・啓発を実施

「訪問型家庭教育支援」モデル構築・普及事業

R2 彦根市・湖南市  
R3 近江八幡市・日野町  
R4 東近江市・竜王町

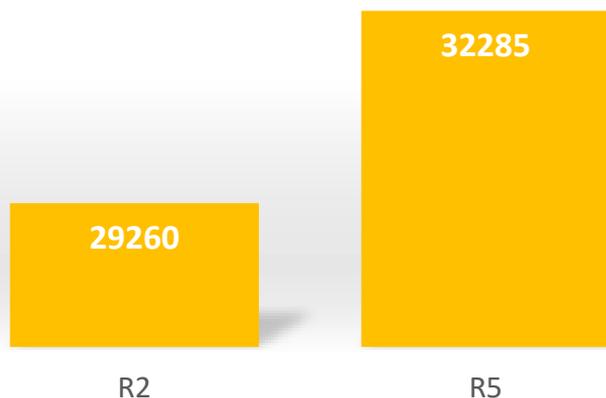


令和5年度  
「届ける家庭教育支援」地域活性化事業

# ⑤ スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカーの拡充

## 配置時間

### スクールカウンセラー



### スクールソーシャルワーカー



### 配置時間拡充の内訳

	R2	R5
小中学校	22,620時間	23,611時間
高校	5,940時間	7,974時間
S V	700時間	700時間

### 拡充の内訳

	R2	R5
【市】	8,304時間	10,758時間
【町】	1,572時間	1,680時間

# ⑥別室(校内教育支援センター)指導加配の拡充

R4 小学校5校、中学校10校

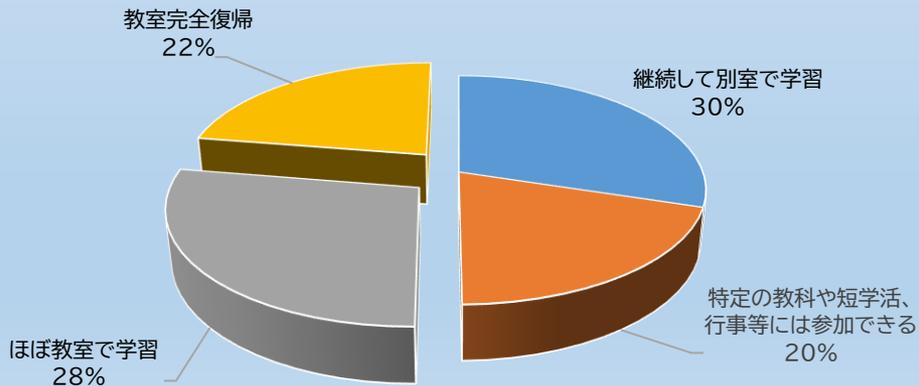


R5 小学校7校、中学校13校に拡充

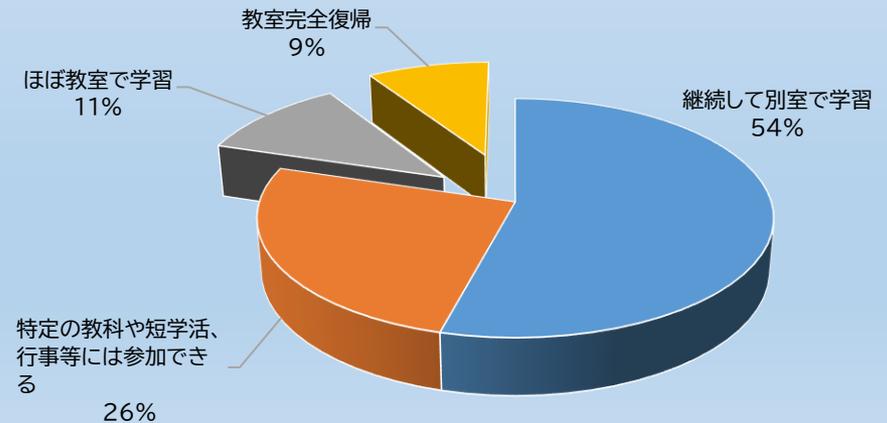
## 【過去6年間の配置校の状況】

別室加配の状況(事業報告書より)

小学校(281人)



中学校(693人)



## ⑦不登校特例校の視察(4校)

京都市立洛風中学校

香川県三豊市立高瀬中学校

京都市立洛友中学校

岐阜市立草潤中学校

### ※不登校特例校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる(小・中・高等学校等)のこと

## 令和5年度の取組

- (1) 市町教育委員会との議論の場の設定  
4月21日(金)、9月、3月の3回
- (2) 校種別の不登校対応教員連絡協議会を開催  
6月、7月、8月
- (3) 教員向け不登校リーフレットを活用した  
各種研修会の実施
- (4) 不登校対策研究会議における  
議論のまとめの普及啓発

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

## 主な取組

### 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○**不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。

○**校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○**教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○**高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○**多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

## 実効性を高める取組

○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人95の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

### 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

○**1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進**（健康観察にICT活用）  
○**「チーム学校」による早期支援**（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）

○**一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

### 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

○**学校の風土を「見える化」**（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）  
○**学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善**（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

○**いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**

○**児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**

○**快適で温かみのある学校環境整備**

○**学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

令和5年(2023年)7月21日  
第2回総合教育会議  
資料2 - 2

# 別室運営：実践報告

東近江市立蒲生北小学校

教諭 川越ちづる(生きる力加配)

# 本校の現状と課題

- ① 特別な支援を要する児童の割合が多い。特別支援学級 6 学級・34名（在籍率13%）、通級指導教室通室児童13名。個が抱える課題もそれぞれ大きく、昨年度は同じ児童が対教師暴力と器物損壊を繰り返し行い、対応に苦慮した。
- ② 素直な子どもらしい児童が多い反面、他者とのかかわりが苦手、自制心や耐性が十分に育っていない。受け身的であり、失敗を嫌がる児童が多い。
- ③ 新興住宅地が校区世帯数の88%を占め、保護者の価値観も多様化している。地域の関わりが希薄で、家庭基盤や家庭教育力が脆弱な家庭が多い。

# 生徒指導上の取組の力点

## ① 特別支援教育の充実

特別支援教育について、全教職員が共通理解と認識を深める。また特別支援教育の視点に立ち、どの子にとっても個別最適な学びによる細やかな教育の推進を図る。

## ② SC、SSWの利活用

ケースに応じた的確に計画的にコーディネートを進める。SCおよびSSWによるアセスメント&コンサルテーションは複数教員で受け、即時校内ケース会議につなげる。また、SCおよびSSWをとおして中学校との連携を図り、切れ目ない支援に努める。

### ③ 校内ケース会議の充実

必要な時に、機を逃さず、短時間でも相談する。常に早期対応・組織対応を意識する。

### ④ 迅速、正確な情報の共有

状況に応じて書面もしくは口頭で、速やかな情報共有を図る。定期的に「子どもを語る会」を実施する。また、校務支援ソフトを活用して記録を残し、積み上げ、確実に引き継ぐ。

# 不登校問題に関する学校の課題

- 兄弟姉妹ともに不登校が見られ、校園にまたがり長期化している。
- 家庭での課題や不安を抱えたまま、登校してくる児童が多い。
- 別室対応の対象児童なのかを早急に判断することが難しく、不登校ぎみの児童を全て別室で指導することが難しい。
- 担当教諭が、入り授業や他の生徒指導に関わることもあり、常時別室に居ることができない。

# 不登校問題や教育相談体制等の学校アセスメント

- ・ 不登校が長期化している場合、定期的にケース会議を開催し、関係機関と連携しながらアプローチしているが、保護者の危機意識が薄れ、なかなか進捗せず、互いに疲労感が募っている。
- ・ 保護者や担任、担当者が一人で抱え込まず、全職員が共通理解の上で対応できるよう、ケース会議や保護者面談の内容を校務支援ソフト等を活用して情報を共有する仕組みを整備しているが、度重なる会議の開催とその報告書作成に労力を要し、超過勤務につながっている。
- ・ 児童の特性に加えて深刻な家庭問題がある場合、SCや医療等の関係機関と密に連携し対策を練るが、改善が難しい。

# 別室(おひさまルーム)の利用について

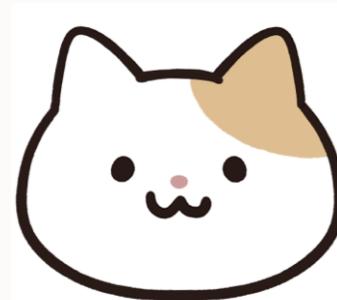
①教師用、保護者用を作成

②主な内容

- ・ 目的
- ・ 場所
- ・ 対象
- ・ 学習と生活について

・ 別室運営にあたり、細かな説明や手順を記述して、保護者に理解してもらった上で利用を開始する。別室の在り方を職員間で共有し、円滑に運営する。

※別紙参照



# 別室運営の環境づくり



その1：  
出席できた日は、カレンダーにシールを貼ります！「〇個たったら、〇〇する！」と、自分(保護者)で決めます。



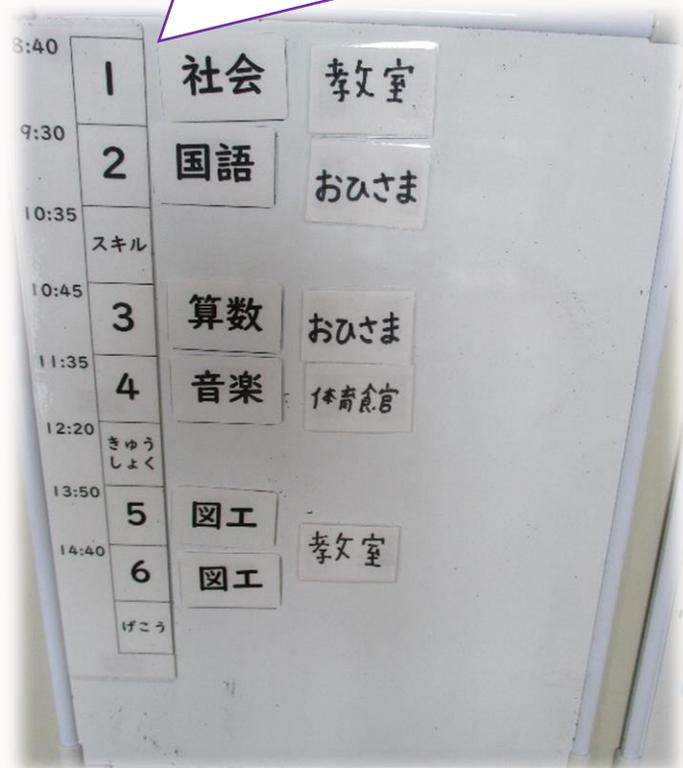
その2：  
まずはおひさまルームに登校。学校に来たくなるような雰囲気にしたくて、別室登校の子どもたちと飾りつけをしました。



その3：  
自分がどこにいるのかをお知らせするボードです。「頭が痛いので、保健室に行ってきます」など、メモをしてくれることもあります。

#### その4：

1日の学習スケジュールを自分で組みます。時間割を見ながら、自分の体調や気持ちに合わせて決めていきます。決めたようにできなくてもオッケーです！



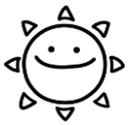
8:40	1	社会	教室
9:30	2	国語	おひさま
10:35	スキル		
10:45	3	算数	おひさま
11:35	4	音楽	体育倉庫
12:20	きゅうしよく		
13:50	5	図工	教室
14:40	6	図工	
	げこう		



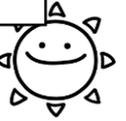
#### その5：

衝立で仕切った学習スペースがあります。主に、タブレットを使って、教室とおひさまルームとを繋いでいます。自学自習することができるよう、個人ロッカーの中に学習用具を入れてあります。

ご清聴ありがとうございました。



# 【別室(おひさまルーム)の利用について：教師用】



## 1. 目的

- ・別室登校において、学習や学校生活に取り組み、児童が教室への復帰ができるよう支援する。  
(児童、保護者の方には個々に合わせた伝え方をする。)

## 2. 場所

- ・別室として「おひさまルーム」を利用する。「学習ルーム」を使用する場合もある。

## 3. 対象

- ・不登校傾向が続いている児童
- ・別室をステップにし、教室復帰を目指す児童  
(学年は分けず、学年合同で別室を利用)

## 4. 学習と生活について

### (学習について)

- ・朝、登校時に自分でスケジュールを決める。  
どの学習を、おひさまルームで取り組むのかを担当に伝える。



- ・別室では、自学自習をする。他の学年の児童も同じ教室で過ごすため、静かに学習するよう事前に指導する。担任は、別室での学習課題を提供する。または、教室とおひさまルームをリモートで繋ぎ、教室と同じように学習できるよう支援する。

※自学自習であっても、学級活動が見えて交流が図れるよう工夫する。別室の児童が疎外感を感じることがないように、教室での居場所づくりを心掛ける。

※学級担任は、成果物や、取組の確認を行う。おひさまルームでの学習の様子を、別室担当者は担任に伝える。

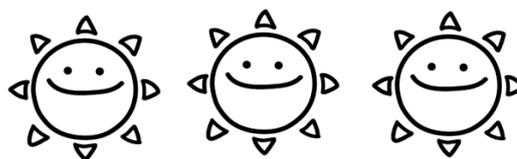
### (生活について)

- ・別室に登校する児童も、在籍は学級 できるだけ朝の会、帰りの会は学級で参加し、学級や学年の友達と関われるようにする。(個々に合わせて相談)
- ・他の児童と同様、8：20までに登校を目指す。(児童に合わせて登校時間も相談)
- ・給食や掃除など、児童の登校状況や形態に合わせて、始めに保護者と相談し決定する。
- ・生活に関わり、児童や保護者が不安を感じたり、不登校傾向が続いたりする場合は、SCやSSWと連携する。
- ・学期ごとに、目標を決めて利用の在り方を見直す。(担任含)



## 別室利用までの手順

- ① 利用までに ケース会議の開催
- ② 担任、保護者、別室担当による面談の実施 利用についての提案、了解
- ③ 学校長の許可→職員間で共通理解
- ④ 別室利用開始



※別室利用については、年度ごとに検討・決定する。

# 不登校等子育て支援および教育支援室の取組から



守山市教育研究所

所長 脇阪 久徳

# 守山市の状況

人口(令和5年5月31日) 85,704人

◇小学校 9校 児童数 5,711人

※守山小学校 児童数 1,072人 40学級

※中洲小学校 児童数 141人 8学級

◇中学校 4校 生徒数 2,782人

※守山南中学校 生徒数 1,137人 40学級



# 守山市の不登校児童生徒の現状について

◇小学校	全 国		滋 賀 県		守 山 市	
	人 数	在籍率	人 数	在籍率	人 数	在籍率
平成 30 年度	44,471 人	0.70%	617 人	0.76%	34 人/5,862 人	0.58%
令和 元年度	52,905 人	0.84%	731 人	0.90%	42 人/5,547 人	0.84%
令和 2 年度	52,522 人	1.01%	85 人	1.05%	55 人/5,841 人	0.94%
令和 3 年度	80,825 人	1.32%	1,066 人	1.33%	69 人/5,817 人	1.19%
令和 4 年度					109 人/5,711 人	1.91%

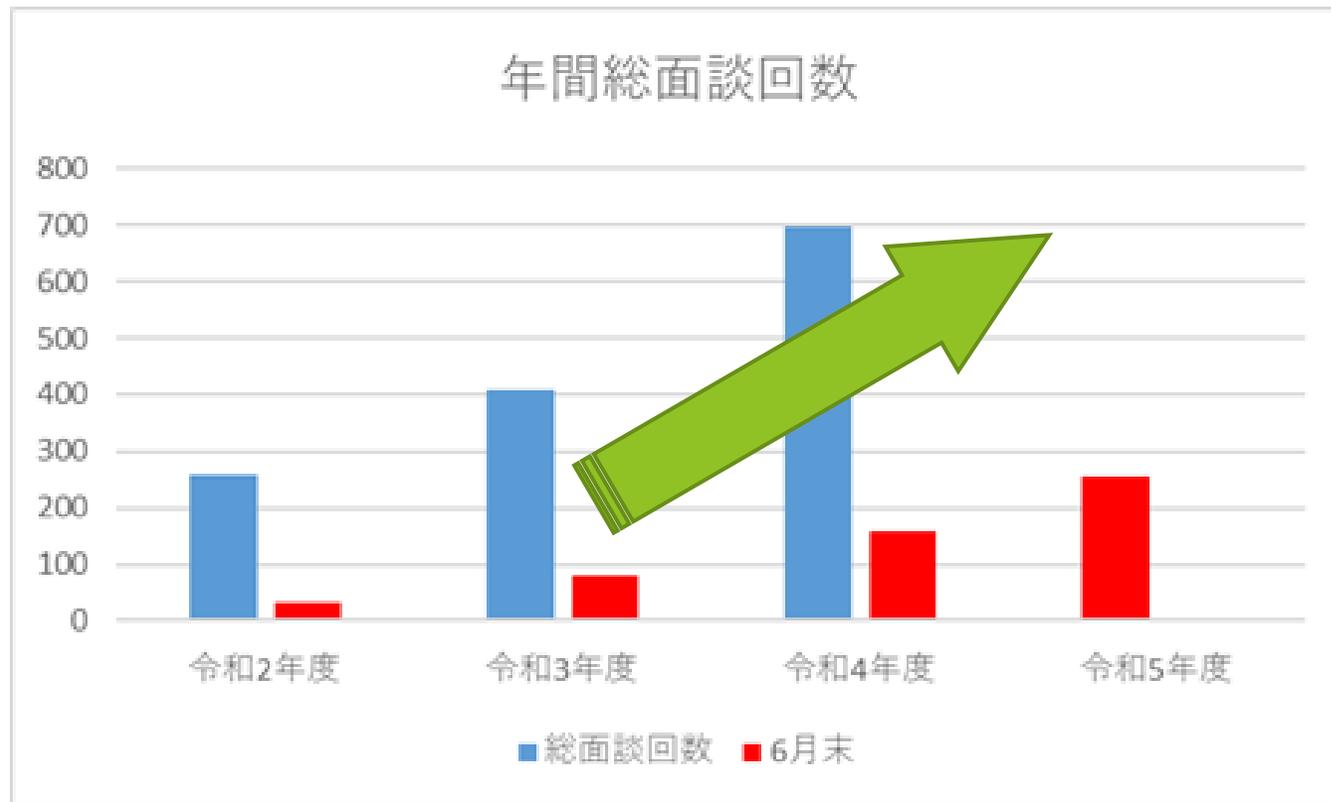
不登校児童生徒の支援に悩む教職員に頼りにされ、

◇中学校	全 国		滋 賀 県		守 山 市	
	人 数	在籍率	人 数	在籍率	人 数	在籍率
平成 30 年度	114,311 人	3.51%	1,316 人	3.37%	89 人/2,668 人	3.31%
令和 元年度	122,519 人	4.12%	1,335 人	3.39%	73 人/2,668 人	2.77%
令和 2 年度	127,671 人	4.30%	1,358 人	3.49%	82 人/2,674 人	3.11%
令和 3 年度	157,019 人	5.26%	1,835 人	4.66%	144 人/2,754 人	5.23%
令和 4 年度					152 人/2,782 人	5.43%

子どもや保護者の拠り所となる教育研究所に

# 教育相談について 1

- 児童生徒や保護者の悩みや不安に寄り添う支援  
(児童生徒と保護者の並行面談)



今年度は、前年同期比 **1.6倍**の増加！

# 教育相談について 2

## ◇相談の内容から◇

○不登校、子育てに悩む相談が9割を占める

- ・学校生活に困難さを抱えている（学習、集団活動・対人関係など）
- ・小さい頃から行き渋りがあった
- ・家族に自分の思いを話せない、受け止めてもらえない

## ◇課題の多様化◇

○医療・福祉・発達など、児童生徒および保護者の抱える課題が多岐にわたる

- ・保護者の教育相談だけにとどまって、本人は来所できないケース
- ・来所はできていないが、教育相談につなぐことが望ましいケース
- ・教育相談員との1対1面談から進むことができないケース

**なかなか難しい！**

☆教育相談から、くすのき教室へ



# くすのき教室の活動について 1

<指導体制>

指導員1名、学生ケアサポーター、（教育相談員）

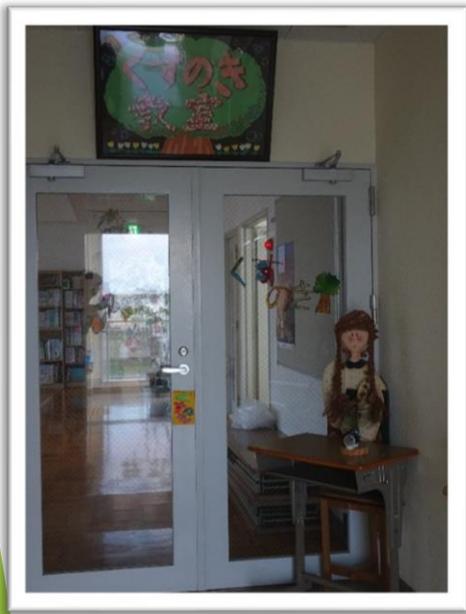
不登校児童生徒の人間関係づくり、情緒の安定・学習補充等のサポートを行い、その社会的自立を支援する。

- ・ 学習状況に応じた個別学習支援
- ・ 各種体験活動や集団活動（実習、遠足、外部講師による体験活動）

くすのき教室年間在籍児童生徒数（体験入室含む）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	在籍人数	4（0）	5（2）	5（3）	2
	修了者数	2	2	2	
中学生	在籍人数	8（2）	7（4）	7（4）	7
	修了者数	4	4	4	
計	在籍人数	12	12	12	9
	修了者数	6	6	6	

- ・ 体験、通室してもその集団にうまくなじめないケースがある



# くすのき教室の活動について 2

《 くすのき教室時間割表 》				
時程 \ 曜日	月	水	木	金
	9:30～ 9:45	予 定 を 立 て る		
1	9:45～10:35	学 習	学 習	学 習
2	10:40～11:30	学 習	学 習	学 習
3	11:40～12:30	学習(みそ汁作り)	学習(みそ汁作り)	学習(みそ汁作り)
	12:30～13:00	昼 食 ・ 休 憩		
4	13:00～13:50	くすのきタイム	くすのきタイム	くすのきタイム
5	13:50～14:45	フリータイム/面談	フリータイム/面談	(クッキングタイム) フリータイム/面談
	14:45～15:00	そ う じ / 反 省		

☆時間・曜日は自分で決めて通室する。毎週火曜日は、学校チャレンジデー

## ＜学習支援活動＞

- 自分の課題に合わせて学習  
(新研究、学校のワークなど)
- ICTの活用  
(学校の授業とつないでオンライン学習、すらら)
- 学校と連携し、必要に応じて定期テストや実力テストの実施



# くすのき教室の活動について 3

## <くすのきタイム（集団活動）活動>



**調理実習活動等も実施**

# くすのき教室の活動について 4

＜外部講師による体験活動（滋賀次世代文化芸術センター美ココロ事業など）＞



◇支援を広げる・機会を増やす◇

# ある事例から (Aさん)

小学校1年生の頃より「行きたくない」と行き渋りがあった。4年生の頃までは「いや」と言いながらも、遅刻や早退をしながら、ほぼ毎日登校できた。学年が上がるにつれ、別室の時間が増える。5年生2学期ころより、まったく登校できなくなる。5年生の10月よりくすのき教室へ。

- 本人の意思を育む (進路選択)
  - ・タイムリーで適切な声掛け (学校・くすのき)
- 学校と緊密な連携、ケース会議の実施
  - ・学校の協力、学校からのこまめな連絡
- 保護者とのきめ細かい面談 (適宜・月に1回程度)
- 適切なアセスメント
  - ・期待に応えようと頑張りすぎる
  - ・母親の過干渉、心配性、不安
- 専門機関との連携 (守山市民病院・守山市発達支援課)

現在 中学校2年生 中学校に入学後は、時には疲れて欠席の日もあるものの、毎日登校できている。

今年の「私の思い」の学級発表会では、「私は不登校やった」と、自分の経験談を作文につづり、学級代表となり学年の場でも発表している。

# 教育相談・くすのき教室の活動から大切なこと

## ○安心・信頼そして拠り所

保護者や児童生徒から「**安心**」してもらえる。  
学校、教職員から「**信頼**」してもらえる。

## ○きめ細かな連携

- ・校内組織の課題（**管理職のリーダーシップ**、教育相談主任のフォローシップ）
- ・小中連携と**就学前との連携**（学校教育課、保育幼稚園課）
- ・学校との連携（**子どもの情報交換**とアセスメント）
- ・専門機関（発達支援課、専門医など）

## ○個別の悩みや不安を持つ子どもへの対応と支援の広がり

- ・適切なアセスメント
- ・充実した**学び**や**体験**、**温かい関わり**
- ・**つながりの薄い子どもや保護者へのアプローチ**

## ○相談員・指導員の資質向上

- ・事例検討会や運営懇談会でSVからの指導助言
- ・**経験値**を高める

# 今後に向けて

## ○きめ細かな連携

- ・組織的な課題の改善（校長のリーダーシップ・指導助言）
- ・現場に入り込んでの情報交換
- ・就学前教育の重要性

## ○多様な悩みや不安を持つ子どもへの対応と関わりのない子どもへの支援

- ・ケアサポーター派遣事業
- ・滋賀次世代文化芸術センター（美ココロ事業）等の体験活動の重要性
- ・各校の別室登校や行き渋りのある子どもや保護者も、ともに体験活動を

## ○相談員・指導員の資質向上

- ・事例の紹介
- ・学びや体験活動および教室環境等の交流
- ・研修機会の確保

子どもを社会で自立できるようにするのではなく  
子どもが自ら社会で自立できるように支援する。

☆真摯に誠実に、温もりと情熱を持って☆  
「教育は人なり」

令和5年度第2回滋賀県総合教育会議2023.7.21

# ひとつぶてんとう園代表 西村 静恵

その他

- 滋賀県フリースクール等連絡協議会副会長
- 不登校当事者アンケートチーム
- ここから始まる不登校プロジェクト@近江八幡  
(東近江圏域サポートブック作成)
- 2022滋賀県不登校対策研究会議委員
- 2022近江八幡市子ども子育て会議委員



# 0歳児からのフリースクール

対象：妊娠時期のお母さんから高校生（現在は中・高生なし）

＝切れ目のない連続的な伴走

特徴：未就学児は親子登園・月曜日は小学部親も登園

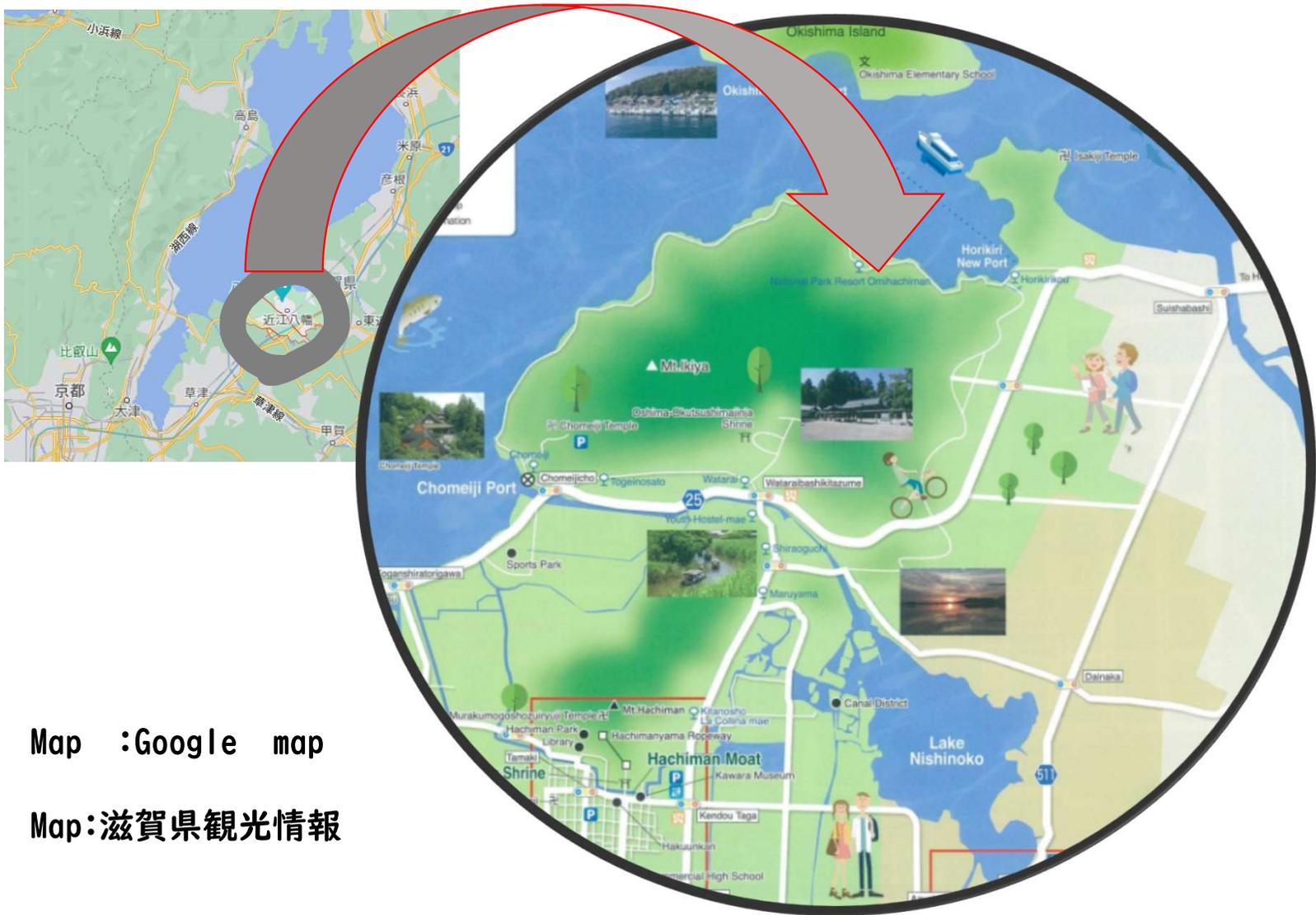
産前・産後  
サポート

幼児部  
自主保育

小学部 1  
(他居場所や学校と併用)  
小学部 2  
(ひとつぶてんとう園のみ)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
幼児部合同	幼児部合同	幼児部合同	■	■
小学部－1合同	小学部－1合同	小学部－1合同	■	■
小学部－2合同	小学部－2合同	小学部－2のみ (子どもだけ)	小学部－2のみ (子どもだけ)	小学部－2のみ (子どもだけ)

# わたしたちの学びの場：基本近江八幡市・滋賀県下地域を使い学ぶ場



西の湖・山・琵琶湖をはじめ豊かな自然と『新』と『旧』の文化が融合する地域の資源と環境全体を イベントではなく日常的な学びの場としている

Map :Google map

Map:滋賀県観光情報

# 合同活動日

※活動の一部



西の湖へ散策



琵琶湖



山 (子どもを背負い登るときも)



西の湖園地



火をおこす



運動会



幼児期からの性教育



BIWAKOビエンナーレ



佐川美術館



琵琶湖博物館



山（毎週月曜日）



山（雨でも登る）



安土城考古学博物館

異年齢・親子同伴の合同活動で学ぶこと：色々な場所に出かけ、様々な活動を行うが『イベント』が目的ではなく自分から興味・関心をもつ機会となり得る数々の引っかかるフックの中で『活動の過程にある学び』が目的

**【子ども】：五感で感じ吸収し養う/自分の頭で考える学び**

**【おとな】：自分の価値観、物差しを取り除き子どもと**

**『同じ目線』『対等』になることの学び**

## 小学部\_2 (街がクラスルーム) ※活動の一部



料理



ろくろ (陶芸)



投票見学



高校生で会社を  
立ち上げた方から  
お金や経済の  
話を聞く



大工さんに道具や仕  
事について学ぶ



羊毛 (常備)

小学部\_2:街がクラスルーム=街の大人たちに学ぶ/自分の  
自由な発想力からの実行と確立

【子ども】何をするにも自分の頭で考え選択し、更にその  
選択を人とどう紡ぎつくっていくか。

失敗してもいい、練習してもよい安心な場所。

【おとな】子ども達の潜在能力をどのように表に出し引  
き伸ばしていくかの挑戦

## その他のとりくみ

- Workawayシステムにより海外の人と接点と交流
- 可能な学校の校長や担任との積極的な情報交換
- 可能な学校との連携  
(見学に来てくれたり月に一度担任生徒と過ごしてくれる先生も)
- 保護者参加を設けることで丁寧な相談/サポート
- 学校復帰を前提にはしていないけれど、学校復帰へ展開した子どももいる



連携や不登校への理解を進めるうえで聞かれる声や心配事

- 勉強は？
- 集団行動は？



森で算数（スウェーデン）



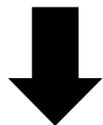
廃業した時計屋で時計を学ぶ（算数/創作など）



焙煎からのチョコレートづくり（計算（算数）/理科/家庭/計画/国語など）  
計算できる

## 不登校とは

おとな達の無理解・非寛容で生まれる言葉



大胆な意識の転換が必要→（県に先導していただきたい）

## 不登校対策（意識の転換）とは

- 学校（公的機関）以外って何？という視野の狭さを手放すこと
- 学校以外の学びの場への先入観を手放すこと
- 先生や学校のタイミングではなく、こどもの段階とタイミングを知ること

教育機会確保法/3月末に文科省が出したCOCOLOプランも学校復帰を前提にしていないう『不登校を減らす』  
『不登校をどうしよう』という発想ではなく、学校以外の学びの場を選択する子どもたちの権利の保障すると  
明確に打ち出している。

学校に行く行かないに関わらず、子どもたちの人権の問題であるとの認識が必要。

- ・・・にもかかわらず不登校対策として、いまだに  
『学校復帰前提』を掲げていたり『初期対応』をいわれるが、大事なものは『その子のタイミング』  
タイミングを間違えたり、間違った登校刺激をあたえることが命取り。
- ※『明るい不登校』さんが出している不登校の段階表など、子どもたちの声を是非参考にしてご活用いただきたい。

## 滋賀県子ども政策推進本部の活動状況等について

### 1 子ども施策についての政府への提案・要望

資料①

#### (1) 概要

・6月に実施した国に対する提案・要望において、子ども政策推進本部での議論を経て、子ども施策に関連する項目を別冊としてとりまとめ、子ども家庭庁の小倉大臣をはじめ、政府に対して要望活動を行った。

#### (2) 提案・要望事項

- ① 幼児教育・保育の充実
- ② 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設
- ③ 夢と生きる力を育む教育環境の整備
- ④ GIGAスクール構想の継続的な支援
- ⑤ 困難な環境にある子どもたちへの支援及び教育相談体制の充実
- ⑥ 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進
- ⑦ 青少年の健全育成の推進
- ⑧ 子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化
- ⑨ 子どもにやさしい社会づくりのための施策展開
- ⑩ 子ども関連予算の拡大と適切な役割分担

### 2 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組の展開

資料②

#### (1) 概要

・本県では、子どもの笑顔と幸せあふれる社会を目指し、市町や民間等と連携して「すまいる・あくしょん」および「淡海子育て応援団」などの取組を進めてきた。基本構想に掲げる「子どもを真ん中に置いた社会づくり」を推進するための取組の一つとして、県立施設や庁舎の窓口等において、子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるよう、優先的に受付を行う窓口や駐車スペースの設置等の取組について全庁的に検討を行い、取組状況の公表を行った。

#### (2) 主な取組の事例

- ・優先受付窓口の設置
- ・子ども連れ等に配慮するための駐車スペースの設置
- ・授乳室やおむつ替えシートの設置
- ・キッズコーナーの設置や絵本の配架
- ・ベビーカーの貸出 等

掲示アイコン(例)



#### (3) 推進本部における議論

- ・様々な経験をする機会を広げることも含めて、滋賀らしい取組を検討するべきである。
- ・県内全域で幅広く取り組んでいただくことが重要であり、取組のない施設にも拡大できるよう、しっかりと周知していただきたい。

### 3 子ども施策に係る令和6年度施策構築方針に関する議論

資料③

#### (1) 概要

- ・県や国、市町の取組を、ライフステージや目的により整理し、課題と考えられる事項を示した資料をもとに、次年度の県の施策構築方針に向けて意見交換を行った。

#### (2) 推進本部における議論

- ・「民間との協働を進める」ことは重要な視点である。みんなで子ども政策に関わるという視点で、NPOや民間団体の方々のノウハウを活かすことができればよい。
- ・個別の施策だけでなく、一人ひとりが子どもに目を向けていくための、きっかけづくりとなる取組ができればよい。
- ・特別支援学級に通う子どもに対しては、それぞれの発達段階に目配りをして、切れ目のない支援を行う必要がある。

#### (3) 重視する視点

- ①「子どもとともに」という観点から、子どもの声、意見を聞くこと、子どもの権利を保障すること。
- ②子ども・子育てにやさしく、寛容な社会を作ること。
- ③産む子ども、生まれる子ども、一人ひとりを大切にすること。保健、医療、教育、食べること、こどもとしょかん等を中心とする。
- ④母親、父親、家族を含め、育む人に寄り添う視点、支える人々を支える視点を持つこと。
- ⑤虐待、不登校、引きこもり等のコロナ禍の影響に対して寄り添うこと。
- ⑥外国人世帯の子どもに対して、十分な手当を行うこと。

### 4 外国人児童生徒への支援の状況に関する報告

資料④

#### (1) 概要

- ・しが外国人相談センターの運営状況や、子どもに関する相談の状況について事務局から報告を行い、意見交換を行った。

#### (2) 推進本部における議論

- ・外国人の子どもへの教育について、環境を整えれば、学びたがっている子どもたちの可能性は引き出される。外国人児童生徒を支援する教員を十分に配置できるように、国に強く働きかけていく必要がある。

### 5 その他

- ・こども家庭庁が進める「こどもまんなか応援サポーター」の滋賀県としての就任宣言を行った。

#### こどもまんなかとは

こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践します。どんなこどものことも考えていきます。(こども家庭庁)



令和6年度に向けた

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

# 子ども施策についての 提案・要望書



令和5年6月  
滋賀県

# 令和6年度に向けた子ども施策についての提案・要望

1	幼児教育・保育の充実	1
2	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設	3
3	夢と生きる力を育む教育環境の整備	5
4	GIGAスクール構想の継続的な支援	7
5	困難な環境にある子どもたちへの支援及び教育相談体制の充実	9
6	社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進	11
7	青少年の健全育成の推進	13
8	子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化	15
9	子どもにやさしい社会づくりのための施策展開	17
10	子ども関連予算の拡大と適切な役割分担	19

# 幼児教育・保育の充実

- ▶ 保育士等の職場環境のさらなる改善や、幼児教育・保育の無償化を拡充することにより、保育の質の向上を図る。

【提案・要望先】 内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置の改善と、その実現に向けた人材確保と職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 公定価格の基準を超え、調理員を配置している施設に対する支援

### (2) 認可外保育施設における幼児教育・保育無償化の拡充

- 児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の基準緩和

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 送迎バス内の子どもの置き去り事案や不適切な保育が全国で相次いだ。これらは、保育現場の過重な負担やそれに伴うストレスが一因と考えられ、現場からは、現行の職員配置では園児の安全を十分に確保できないとの声を聞いている。
- 誤食などのヒヤリ・ハット事案も把握しており、子どもたちにしっかりと目が行き届く体制の確保が必要。
- 国において示された職員配置の見直しと併せ、新たな保育人材の確保策も必要となることから、一層の処遇改善が必要。
- 市町や保育関係団体からは、調理員配置への支援を求める多くの声を聞いており、運営努力により基準を超えた配置を行っている施設への支援が必要。

### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 児童の多くが外国人である認可外保育施設においては、国の指導監督基準で求められている保育従事者数の要件を満たすことが困難な状況であり、経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通し。
- 国家戦略特区においては、その基準を緩和する取扱いが示されているが、本県は当該特区に指定されておらず、また、新たな募集も行われていない。
- 今後、外国人向けの認可外保育施設が継続して運営していくために、特に懸案となっている「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という配置基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」および「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準へ緩和することが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 保育士等の業務負担軽減と更なる処遇改善の推進

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に県補助
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.2万円 > 保育士 30.3万円（差額 4.9万円）

（出典：全世代型社会保障構築会議（第1回）公的価格評価検討委員会（第1回）合同会議資料4）

- 日々、事故防止や安全確保、感染症対策に細心の注意を払いながら勤務を継続
- 調理員は、離乳食や食育指導に加えアレルギー除去の対応も求められ、現行の基本単価の基準による体制では対応が困難。

〔1施設あたりの調理員等配置状況（自園調理のみ）〕

〔食物アレルギー児童数〕

施設類型	利用定員			R5. 4. 1在籍児童数		
	40人以下 (1人配置)	41~150人 (2人配置)	151人以上 (3人配置)	食物アレル ギー児童数	アレルギ ー児童の割合	
私立保育所	1.5人	2.9人	4.2人	11,698人	663人	5.6%
私立認定こども園	-	3.2人	4.9人	10,903人	672人	6.1%

（滋賀県調べ）

### (2) 幼児教育・保育の無償化の拡充

- 県内の外国系認可外保育施設の現状
  - ・ 主に外国人の子どもを預かる施設は県内に3施設
  - ・ いずれもブラジル系の施設。母語であるポルトガル語で保育を実施。
  - ・ 令和4年度の立入調査実施時点で、3施設とも国の基準を満たせていない。
- 国の指導監督基準を満たせない背景
  - ・ 基準の項目は概ね100項目。
  - ・ 基準を満たすうえで、特に困難な項目は「保育に従事する者の資格要件」（保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上かつ常時1名以上配置）
  - ・ 保育士確保にあたっては、認可園においても苦慮しているなか、ポルトガル語での保育に対応できる有資格者を確保することが極めて困難な状況となっている。
  - ・ 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。



#### 【参考】特区内で適用される取り扱い

平成27年8月7日付け雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」より

国家戦略特別区域内に所在する認可外保育施設で利用児童の多くが外国人であるものについては、次に掲げる要件に該当する場合には基準を満たすものと取り扱って差し支えない。

- (1) 外国人児童の割合が概ね2分の1以上
- (2) 外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置
- (3) 日本の保育士資格有資格者を1名以上配置
- (4) 知事が行う調査等に積極的に協力する

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室  
TEL077-528-3557

## 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】 内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設すること

### 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、県内市町等からも、制度の創設について要望がある。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」の中の加速化プランにおいて、国民健康保険の減額調整措置の廃止に向けた取組が示されたところであるが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については明示されなかった。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任で行われるべきものである。
- 同じ医療を受けても、居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減制度が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

- 平成 28 年 4 月から乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 実施主体である県内各市町において、独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充。
- 市町の財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。

### 【県の実施事業】

子どもに係る医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成する経費を、実施主体の市町に補助する事業。

実施主体	市町（県単独事業）
負担割合	県 1/2、市町 1/2
助成対象	入院、通院ともに就学前まで
自己負担	なし
所得制限	なし
令和 5 年度当初予算額	約 11 億円

### 【19 市町の状況】（令和 5 年 4 月 1 日現在）

#### <入院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



#### <通院に対する助成の実施状況>（単位：市町数）



担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室  
TEL 077-528-3554

# 夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

#### ○少人数教育のさらなる推進

- ・少人数学級編制拡充のための定数改善（中学校および高等学校における35人学級編制の実現）
- ・少人数習熟度別指導等の充実のための指導方法工夫改善定数の現行数維持

#### ○専門性の高い教科指導を実現する専任教員の配置

- ・小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充

#### ○複雑化・困難化する教育課題に専任する教員配置の拡充

- ・不登校やいじめ、暴力行為の解消を目指し、指導体制を強化する専任教員の拡充
- ・教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善
- ・共同調理場における栄養教諭の配置基準の改善
- ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度を推進するため、副籍のコーディネーターを行う、特別支援教育コーディネーターの加配の拡充

### (2) 優秀で多様な人材の確保

#### ○教職員が笑顔で働くことができる職場環境づくり

- ・教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ・中学校部活動の円滑な地域移行と働き方改革推進のための部活動指導員の拡充
- ・校務運営の充実に向けた共同事務推進のための事務職員加配の拡充

#### ○すべての子どもたちがより本に親しめる環境づくりに向け、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充

#### ○勤務実態に見合った処遇を可能とする給与制度の実現

#### ○地方の教員養成大学への運営費交付金の拡充

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

- 本県の不登校やいじめ、暴力行為など、生徒指導上の現状と課題、子どもたちの健康課題等を踏まえ、専任教員や養護教諭、栄養教諭の配置の充実を図る必要がある。また、学力向上のための人員配置の拡充が必要。専門性の高い教育により、どの児童にも確かな学力を身に付けさせるために、小学校高学年において、専科教員の配置を一層拡充する必要がある。

### (2) 優秀で多様な人材の確保

- 教員不足が大きな課題となる中で、効果的で質の高い教育活動を行うためには、より優秀な人材を確保する必要がある。そのためには、定数を改善し、教職員が安心して休暇・休業制度を利用できる職場体制を整え、働き方改革を加速させるとともに、勤務実態に見合った処遇となる給与制度を実現することで、教員の士気、教職の魅力を高める施策が必要である。また、地域の教育を担う人材を養成する教育機関の更なる充実が求められる。

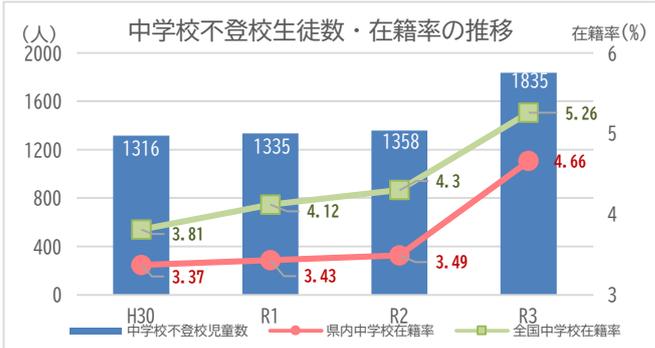
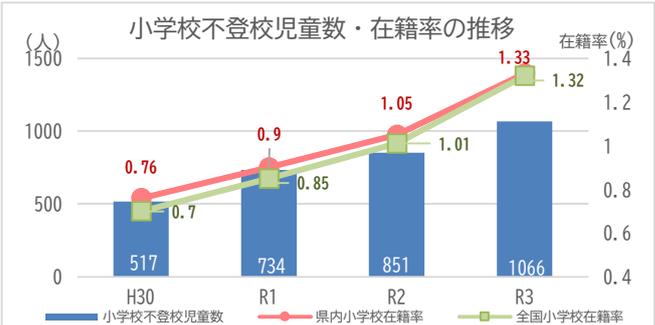
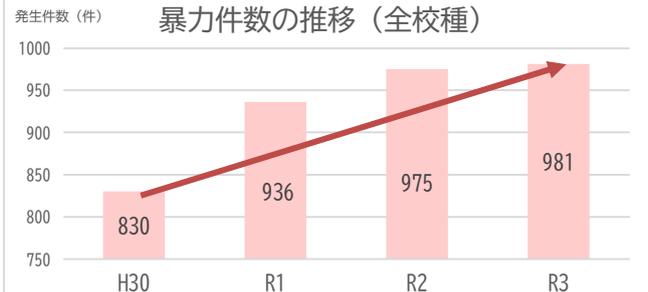
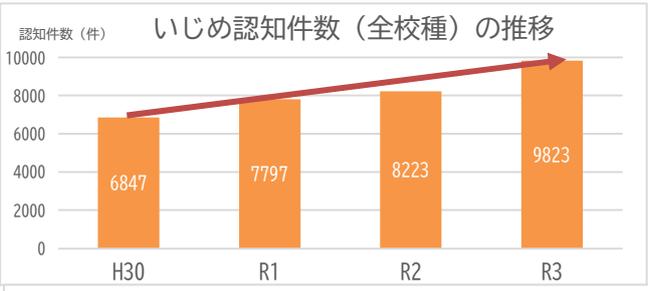
# (本県の取組状況と課題)

## (1) 新しい時代の学びの環境整備および多様な教育課題への対応

### (2) 優秀で多様な人材の確保

本県は、不登校やいじめ、学力、体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、**個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている**。しかし、依然として教育課題が多く、特に**不登校やいじめ、暴力など生徒指導上の諸課題については深刻な状況**。これら諸課題への対応と授業づくり等において、教員は長時間を費やしている現状がある。現状克服のためには、**一層の定数改善や加配の充実**を図るとともに、優秀な人材を確保していくため、**勤務の実態に見合った処遇改善**が求められる。

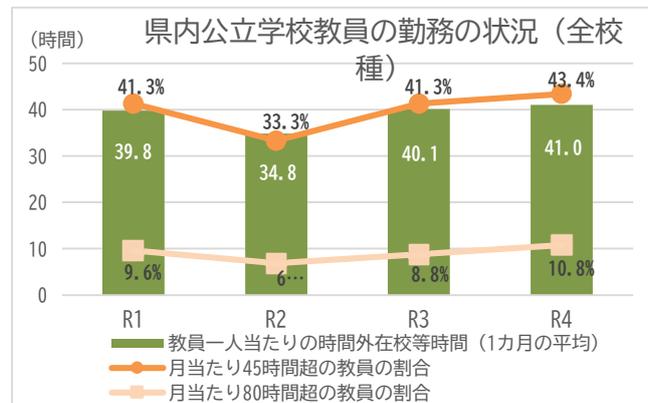
年々増大する生徒指導上の諸課題への対応には定数改善や専任教員等の充実が必要



教員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要

定数改善例を小学校の標準学級数に基づき計上すると、12学級規模では、担任外は6名（教頭含む）の配置で、教員一人当たりの持ち時数（週）の3時間程度を軽減できる。

標準学級数	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
【本県配置基準】 学級担任以外の教員数（教頭含む）	0	1	1	2	2	2	3	4	4	4
【定数改善後】 学級担任以外の教員数（教頭含む）	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10



勤務実態に見合った処遇改善が求められる

一例として本県教員の勤務実態から教職調整額を試算

- 教職調整額4%の根拠  
→S41年度文部省「教員勤務状況調査」の1週間の平均超過勤務時間より算出  
(小中学校平均超過勤務時間約1.77時間)
- 本県公立学校における令和4年度教員一人当たりの1週間の平均時間外在校等時間  
=約9.5時間

すべての子どもたちがより本に親しめるよう、滋賀ならではの「こどもとしょかん」の検討を進めており、学校図書館機能充実のための図書館事務を担う専門事務職員の加配拡充が必要

# GIGA スクール構想の着実な実施に向けた継続的支援

- 誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性を最大限に引き出す学びを実現する
- 教育における ICT の効果的な活用について、市町に対し広域的な支援を行う

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 学習者用端末の更新期において、国による十分な財政措置を行うこと
- GIGA スクール運営支援センターに係る財政措置の継続および充実を図ること

### (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

- デジタル教科書を無償で使用できるようにするための財政措置を行うこと
- デジタル教材や関連するソフトウェア、通信費について、更なる財政措置を行うこと

## 2. 提案・要望の理由

### (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

- 各学校においてデジタルを活用し、誰一人取り残さない教育を推進するためには、1人1台端末環境の維持が不可欠。
- 市町の財政力のみでは、端末の更新に対応することが困難であることから、導入時と同様、国による財政支援が不可欠。
- GIGA スクール運営支援センターに係る運営経費の補助について、令和6年度まで国の補助事業が予定されているが、その後も支援体制の維持が必要。
- 支援センターに係る国庫補助については、対象の学校1校につき、補助上限額が設定されているが、更なる機能充実のためには、上限額の引き上げが必要。

### (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

- 1人1台端末を更に効果的に活用し、学びの質を向上できるよう、デジタル教科書やデジタル教材等を導入するための財政支援が必要。
- 活用の幅を広げるため、通信費等のランニングコストについても更なる財政支援が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## 条例および推進計画の策定

- 滋賀県では、議員提案により令和3年度に「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」を策定し令和4年4月1日より施行。
- 条例に基づき、滋賀県教育委員会では、令和4年度に滋賀県独自の学校教育の情報化推進に向けた計画（滋賀県学校教育情報化推進計画）を策定。3年間の期間で、以下の基本方針のもと、目標達成に向け、ICTを活用した教育の推進に全県的に取り組んでいく。

### ○基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

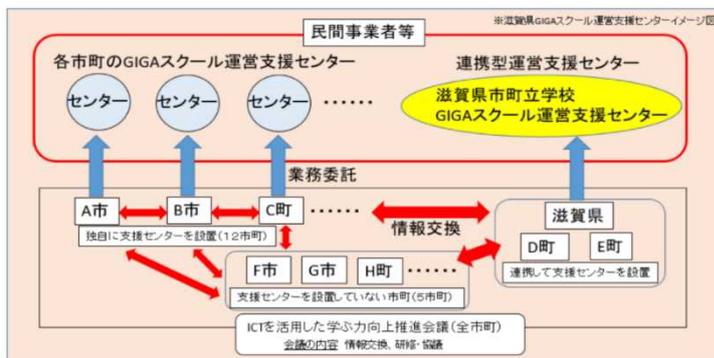
### ○数値目標（目標は令和7年度末の目標値）

項目	現状	目標
前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合（全国学力・学習状況調査）	小 67.6% (R4)	小 100.0%
	中 65.7% (R4)	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合〔「できる」や「やである」の割合〕（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 74.4% (R3)	小 90.0%
	中 69.5% (R3)	中 90.0%
	高 65.4% (R3)	高 90.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合〔「できる」や「やである」の割合〕（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）	小 88.3% (R3)	小 95.0%
	中 82.8% (R3)	中 95.0%
	高 82.5% (R3)	高 95.0%
	特 67.9% (R3)	特 90.0%

## (1) GIGA スクール構想に係る継続的かつ十分な財政支援

### GIGA スクール運営支援センターの設置

- 県内の GIGA スクール運営支援センター設置状況（県内 19 市町の状況）
  - ・市町が単独で支援センターを設置 12 市町
  - ・県と連携して支援センターを設置 2 町
- ICT を活用した学ぶ力向上推進会議（対象：市町教育委員会の担当者）
  - ・全 19 市町参加の連携会議を定期的で開催（令和 4 年度は 3 回）
 ⇒ 研修や情報共有を通して知見を深めるとともに、連携型支援センターの機能拡充、連携範囲の拡大を目指す。



## (2) 1人1台端末を活用した学びの充実に向けた支援

### デジタルドリル教材の活用

- 県内ほぼ全ての市町立小中学校で、デジタルドリル教材を活用。
- 児童生徒1人につき、年額1千円～2千円程度の使用料が必要で、その経費は、市町または家庭が負担している。

担当：教育委員会事務局幼小中教育課学ぶ力向上係 TEL：077-528-4662



# 困難な環境にある子どもたちへの支援 及び 教育相談体制の充実

- 困難な状況にある子どもたちを社会全体で育む環境をつくり、子どもを真ん中においた社会づくりを進める

【提案・要望先】 文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制の充実と人材の確保

### (2) いじめや不登校対応のための教員の配置

- 増加しているいじめへの対応や不登校の子どもたちへの支援を行い、関係機関等との連携を図るコーディネーターの配置

## 2. 提案・要望の理由

### (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

- 多様化・複雑化している生徒指導上の諸課題に対応するためには、生徒指導の充実や教育相談体制の整備が必要。
- 増加している困難な環境にある子どもたちへの支援のため、SC、SSWの役割はますます重要であることから、更なる配置の拡充が必要。
- 小・中学校を中心に配置しているSC、SSWを、近年ニーズが高まっている高等学校や特別支援学校でも配置拡充できるよう、更なる国による財源の確保が必要。

### (2) いじめや不登校対応のための教員の配置

- 子どもや保護者、教員のニーズを把握し、SC、SSWを有効活用するためには、コーディネーターの役割を担う教員の配置が必要。
- 教育と福祉、県と市町の連携による取組を推進し、切れ目のない支援を図るためには、関係機関連携を推進する教員の配置が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) SCやSSWの補助率の引き上げを含む配置の拡充

### SC、SSWの相談状況

○SCの配置の状況（令和4年度）

- 【小学校】県内35校に配置し、毎月3回程度勤務
- 【中学校】すべての学校に配置し、毎月5回程度勤務
- 【高等学校】すべての学校に配置し、毎月3～4回程度勤務
- 【特別支援学校】配置はなし

<課題>

カウンセリングの予約が2・3か月後しか取れないことがあり、支援のタイミングを逃すことがある。

※相談人数：令和元年度8,670人、令和2年度9,164人、令和3年度10,065人

○SSWの配置の状況（令和4年度）

- 【小学校】県内20校に配置し、週2回程度勤務
- 【中学校】配置小学校から派遣
- 【高等学校・特別支援学校】要請に応じて派遣

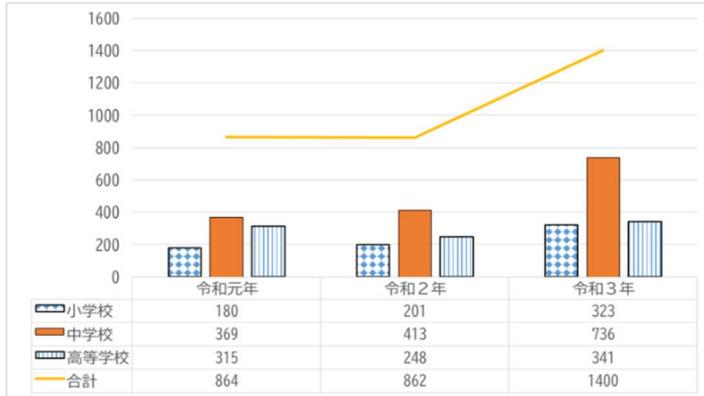
<課題>

1人のSSWが複数校を対応することから、学校のニーズにタイミングよく応えられない場合がある。

※対応した児童生徒数：令和元年度1,345人、令和2年度1,616人、令和3年度1,787人

### 専門的な相談・指導等が必要な子どもの数

○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



○不登校児童生徒総数

令和元年 令和3年  
2,693人 → 3,628人 (1.34倍)

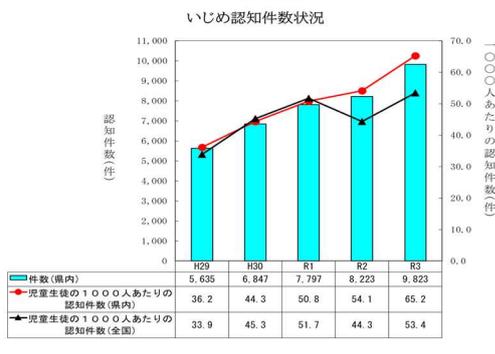
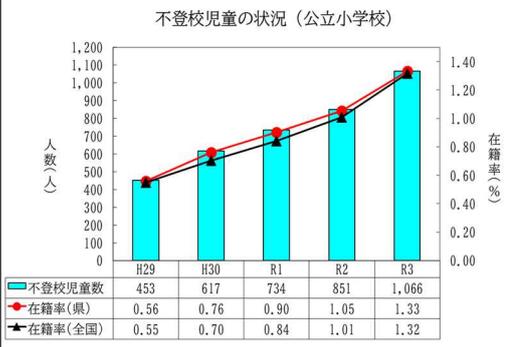
○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒総数

令和元年 令和3年  
864人 → 1,400人 (1.62倍)

## (2) いじめや不登校対応のための教員の配置

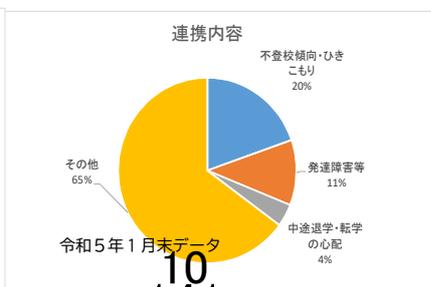
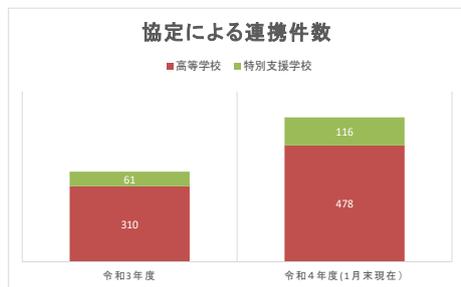
### いじめや不登校等への対応

増加（早期支援必要）  
小学校における不登校児童数の



過去最多  
公立学校のいじめ総認知件数は

○令和3年度より、「児童生徒の健全育成のための県と市町の連携に関する協定」に基づいた取組を開始した。



担当：教育委員会 幼小中教育課  
生徒指導・いじめ対策支援室  
TEL 077-528-4668



## 社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の習い事の利用を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### 小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツの習い事等にかかる費用を措置費の対象とした支援の拡充

### 2. 提案・要望の理由

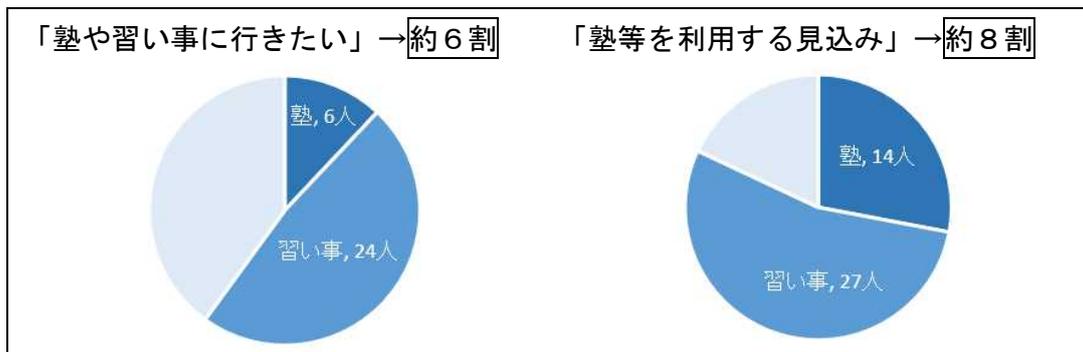
- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- 施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。また、措置されている小学生児童の約6割が発達障害等の課題を抱えており、一般家庭とは異なる育ちの環境にあるため、より配慮のある支援が必要となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っておらず、子どもたちの多様なニーズに対応できていない。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設（回答：4/4施設）」および「ファミリーホーム（回答：6/17施設）」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがあると回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、約8割が利用するのではないかと回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【表1】塾等の利用の意向・見込み（50人中）



※ ここでいう「習い事」は、塾以外の音楽教室やスイミングスクール等、文化・スポーツ等を指す。

【表2】より配慮のある支援を要する児童の状況（50人中）

発達障害の診断を受けている児童数	8人
上記以外の児童で職員等が「発達に課題がある」と感じている児童数	22人
計	30人

### (2) 本県の小学生への学習等支援の取組

- このことを踏まえ、令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

#### 【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 10千円/月

〔予算額 5,760千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

【参考】現行の措置費支給対象額（国）

	学習塾費	部活動費
小学生	なし	なし
中学生	実費相当額	実費相当額
高校生	上限 20,000～25,000円	上限 23,300円(公立)/34,540円(私立)

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 虐待・非行防止対策係  
TEL 077-528-3551



## 青少年の健全育成の推進

- こどもまんなか社会の実現に向け、社会参画活動の活性化を通じて青少年の健全育成を図る。

【提案・要望先】 内閣府・文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### 青少年の社会参画活動の活性化

- 青少年の社会参画活動に対する社会全体の理解醸成を図るための広域的な情報発信と活動活性化に向けた環境整備
- 青少年の社会活動を後押しするための交付金制度の拡充

### 2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた政策が強力に推進される中、乳幼児期や義務教育課程にある子どもや子育てに関する施策とあわせて、青少年を対象とした施策を拡充し、一体的な理念として社会に浸透させることが重要。
- 青少年の社会参画活動を活性化するためには、国による優良事例紹介などの広域的な情報発信により国民の理解を醸成するとともに、休暇取得に関する企業の協力や職場のサークル活動としての位置付けといった青少年が活動に参加しやすくなる仕組みの整備等による社会全体の構造・意識の改革が必要。
- 本県では、特に、青少年の地域活動において、多くの熱心な若者が育ち、地域のリーダーとしての活躍につながってきたところであり、子ども施策に係る計画においても「青少年の健全な成長」を位置づけているが、青少年の活動の多様化などにより、近年、参加者が減少傾向にあることから、琵琶湖をはじめとした滋賀ならではの体験活動や環境保全を目的とした社会活動など幅広い活動を対象とした新たな助成制度を創設し、民間との協働により青少年活動の活性化を図ることとしているところ。
- 青少年の自立性・社会性の獲得は、子どもの成長における重要な要素であり、その機会を充実させることは、子どもから若者、子育て世代までを切れ目なく支援する上で重要であることから、既存の交付金制度の拡充により、このような支援を後押しし、全国的な機運を醸成することが必要。

## (本県の取組状況)

### **(1) しが若者ミーティング事業**

○目的：若者が地域と関わり合いながら主体的に活動するための新たな気づきや新しく活動を始めるきっかけ作り、また参加者同士の交流によるつながり作り。

○内容：若者による活動内容の発表や若者による活動団体との交流・意見交換等

- ・コーディネーター、ゲストスピーカーによる話題提供
- ・若者の活動実施団体による話題提供
- ・グループセッション、全体セッション

○実績：年2回開催(6/25、11/5)、延べ35名参加

○参加者の意見

「活気あふれる若者同士で交流できてよかった。」「同じ滋賀県で活動する仲間がたくさんいることが嬉しい。」「自分がしている活動も、改めてやりがいを感じる活動だと実感できた。」



### **(2) 青少年団体ネットワーク事業**

○目的：青少年関係団体相互の理解と協力体制の強化、今後の地域社会全体での青少年育成活動の一層の推進。

○内容：県内の青少年関係団体が一堂に会し、各団体の現状や実践、今後の方策等について意見交換を行う。

○実績：意見交換会 年3回開催(6/3、10/21、2/22)、延べ17団体参加

フォーラム 年1回開催(11/26)、14団体30名参加



### **(3) (仮称)協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業〈R5〜〉**

○目的：子どもたちの健やかな育ちや学びの機会、若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会の創出。

○内容：NPOのスキルアップや団体間連携による新たな活動創出の機会作りなど民間活動の育成と促進を図り、社会全体で子ども・若者に向けた支援の取組を進める。(NPO等への複数年度にわたる公募型助成)

### **(4) 青少年の海外交流**

○内容：これまでからミシガン州や中国湖南省との青少年による友好交流を実施しており、令和5年度には中国湖南省との提携40周年を記念して高校生書道交流を予定。

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局  
子ども未来戦略室 総務・青少年係  
TEL：077-528-3550

## 子どもの成長過程を通じて 子育てしながら 誰もが活躍できる仕組みづくりと中小企業への支援強化

- ▶ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

### 1. 提案・要望内容

【提案・要望先】内閣府・厚生労働省

#### (1) 人的資源・財務基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 育児休業取得時の代替要員の確保、周囲の従業員の負担軽減、モチベーション確保等を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化

#### (2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 妊娠・幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて、誰もが希望に応じたキャリア形成と子育ての両立を可能とする仕組みの構築（法整備を含む）

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 本県で働く従業者の8割以上を占める中小企業では、少子高齢化による労働人口の減少等の影響により慢性的な人材不足が顕著であり、また属人的な業務形態も相まって、従業員の育児休業取得に対応できる代替要員が確保できない現状がある。また、周囲の従業員への負担増大により、モチベーションの低下を招くことが課題となっている。
- このため、既存の両立支援等助成金においては、代替要員確保に対する助成額の拡大と併せ、周囲の従業員の負担軽減に資する業務改善や人材育成、モチベーション確保への対策経費についても支援の対象とするなど大幅な強化が望まれる。

#### (2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- キャリア形成と子育ての両立を目指す中で、女性だけが育児休業の取得や短時間勤務を強いられたり、結果的に離職を余儀なくされ、非正規雇用など不安定な就労形態を選択せざるを得ず、自身の望むキャリアを断念するケースがある。
- このため、妊娠・出産から乳幼児期だけでなく、学齢期など子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

- 事業主や従業員それぞれがこれまでからの子育ての考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、国の制度改正や支援制度を周知啓発するとともに、気運醸成につながる取組を進めている。
- 誰もが進学や就職、結婚や出産といった人生の節目において希望に応じた生き方や働き方を選べるように、これまで女性のライフステージに応じた切れ目のない施策を部局連携で展開してきた。

### 【課題】

#### (1) 人的資源・財政基盤の脆弱な中小企業への支援強化

- 多様で柔軟な働き方ができる環境整備が中小企業では進んでいない。

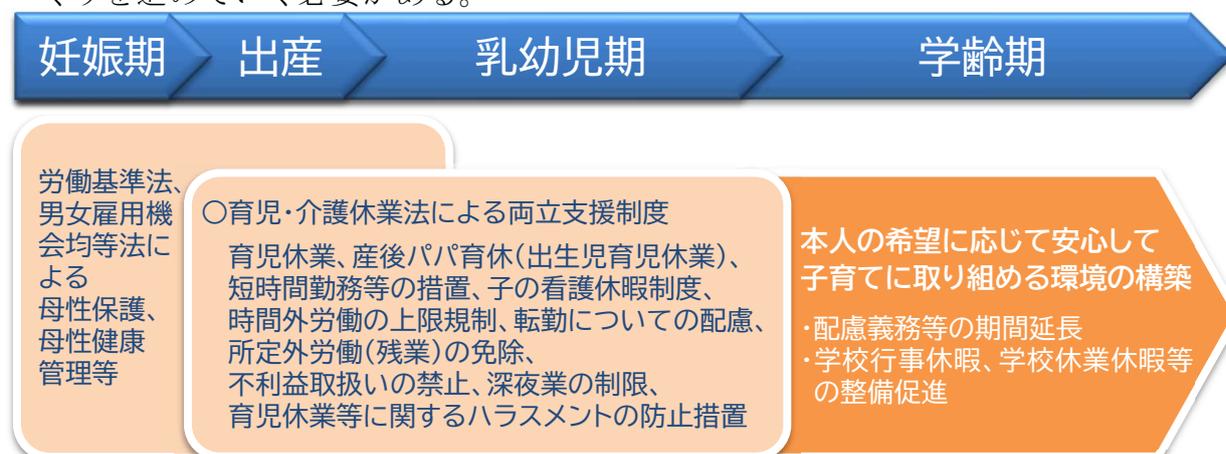
項目	1,000人以上	10～29人
育児のための短時間勤務制度	90.4%	54.3%
育児に携わる従業員の所定外労働の免除	75.3%	43.0%
テレワークの在宅勤務制度	46.6%	11.0%
変形労働時間制	57.5%	29.8%
長時間労働抑制について経営トップがメッセージ発信	52.1%	22.5%

出典：令和4年滋賀県労働条件実態調査

- 中小企業からはアンケート等で従来から「支援制度を知らなかった」との回答が多数あり、支援制度の効果的な広報が課題である。また、仕事と子育ての両立支援において、業務改善や人材育成などにも取り組まれる事業者は、国の両立支援等助成金と他の助成金を併用して手続きする必要がある。

#### (2) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みの構築

- 女性の活躍という視点だけでなく、子どもの視点に立ち、大人へと成長するまでの間、誰もが子育てに関わりながら、自身のキャリア形成も実現できる社会環境づくりを進めていく必要がある。



担当：商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3751  
女性活躍推進課 TEL 077-528-3771

## 子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

- 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子ども・子育てにやさしい社会の実現を図る。

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### 子どもや子育て中の方々の声を踏まえた施策展開

- 子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策の確実な展開と国民運動による機運醸成

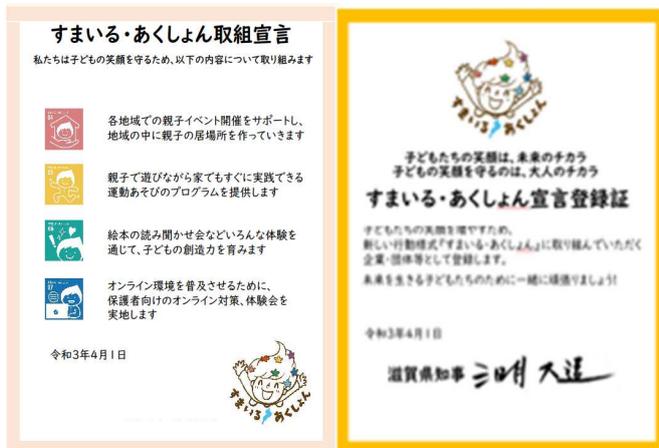
### 2. 提案・要望の理由

- 「こどもまんなか」社会の実現のためには、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できる社会となるよう、社会全体の構造・意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 令和5年3月31日に国が発表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」においても意識改革に国民運動として取り組むことが示されたところであり、子ども政策を実効あるものとするには、国や地方団体だけでなく、企業や民間団体、個人をも巻き込んだ取組が重要であると共感するところ。
- 本県では、生まれてきた全ての子どもたちを対象に贈り物を届ける等の社会で子どもを支援する事業や、コロナ禍においても子どもたちの笑顔を増やし、子どもたちが生き生きと過ごすための生活様式である「すまいる・あくしょん」を約3万人の子どもの声を集めて策定。参画する事業者とともに社会の行動変容に繋がる事業を独自にいち早く展開している。
- 国においても、地方での取組と十分に連携し、子どもや子育て中の方々の声を大事にした施策を確実に展開するとともに、社会全体の機運醸成および国民の行動変容の実効性を保つことが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 「すまいる・あくしょん」

- コロナ禍の下で子どもの笑顔を増やすためにみんなが取り組める行動や方法、条件などを、約3万人の子どもの声を集め、子ども目線の新しい行動様式として定めた（令和2年10月）。
- 専用Webサイトや体験型イベント（R4 来場者約2,600人）の開催等を通じて周知を行い、趣旨に賛同する民間企業や団体を募り、取組を広げている。
- 実績  
「すまいる・あくしょん宣言」  
企業・団体数 93者（R5.5.1時点）



### (2) 「滋賀で誕生ありがとう事業」

- 滋賀で誕生した子どもやその家族に「おめでとう」「ありがとう」の気持ちを届け、社会全体で子育てを応援していることを示すとともに、応援の機運を醸成するため、企業等と連携して、滋賀ならではの祝い品や、協賛品、子育てリーフレット等を届け、その訪問の際に状況を把握して、必要な支援につなげている。
- 実績 令和4年度申込件数 6,290件  
令和4年度協賛企業数 17社（資金協賛2社、物品協賛12社、役務協賛3社）

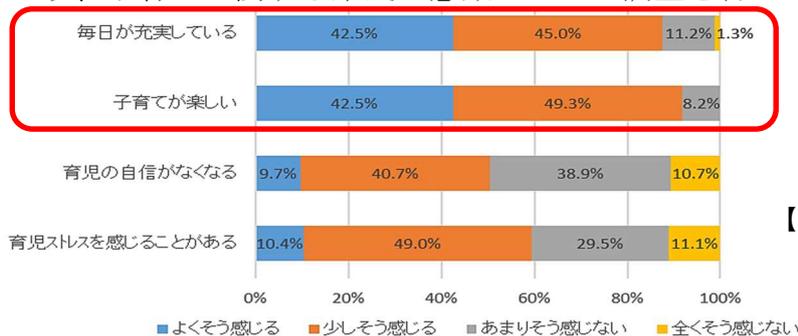
対象者アンケート結果 (R3)	とても嬉しい 75.7%	嬉しい 22.6%	普通ほか 1.7%
-----------------	--------------	-----------	-----------



- 「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指して、行政、地域、企業等が連携して取り組んでいることを全国に発信。
- 子どもを産み、育てることは負担にもままして、「楽しい・毎日が充実している」というポジティブキャンペーンを展開。

### (3) 「子育てに関する県民意識調査」

県民の意識改革の取組がデータに基づいた効果的、合理的な内容のものとなるよう、子育てに関する県民の意識について調査を行っている。



➡ ポジティブ  
キャンペーンの  
展開が有益

【資料】 子育てに関する県民意識調査  
滋賀県  
平成30年（2018年）



# 子ども関連予算の拡大と適切な役割分担

- ▶ 地方財源の確保を含めた子ども関連予算を拡大し、国と地方が適切な役割分担のもと連携することにより、子ども・子育て政策の強化を図る。

【提案・要望先】内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) 子ども関連予算の倍増と財源の安定確保

- 子ども関連予算の大幅な拡大
- 財源の安定確保に向けた方策の幅広い検討

### (2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

- 地方の実情に応じて独自に活用できる十分な財源の確保

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 子ども関連予算の倍増と財源の安定確保

- 国においては、3月に公表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、骨太の方針に子ども関連予算の将来的な倍増を目指していく上での当面の方針を示すこととしている。
- 子ども関連予算の将来的な倍増に向けては、出生率の回復を実現した欧州諸国並みに引き上げていくことが必要と思料。
- また、財源の安定確保に向けては、社会全体で負担する方策を幅広く検討することが必要。

### (2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

- 本県では、子ども施策に関して全庁を挙げて様々な角度から関連施策を検討し、独自の施策として実施しているところであり、令和4年度には、複数年度での継続的な事業の実施を確保するため、10億円の基金を造成したところ。
- 令和4年度には7事業に0.5億円、令和5年度には39事業に1.5億円を充当するが、規模が限られるほか、本基金は4年ないし5年内での充当を予定する時限的な措置であるため、令和5年度事業では事業期間3年以内のものに限るといった制約が生じている。
- 地域の実情に的確に対応し、多様な子ども・子育て支援策の展開に確実につながるよう、十分な地方財源の確保が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (2) 子ども関連施策における国と地方の適切な役割分担

#### ① 滋賀県子ども・若者基金（令和4年度に造成）

##### 〈使途〉

- ア 子どもたちが健やかに育つための環境づくり
- イ 困難な状況にある子どもたちやその家庭への支援

##### 〈規模〉 10億円

・令和5年度の充当事業【総数 39 件（新規 33 件・継続 6 件）】 ・充当事業の総額

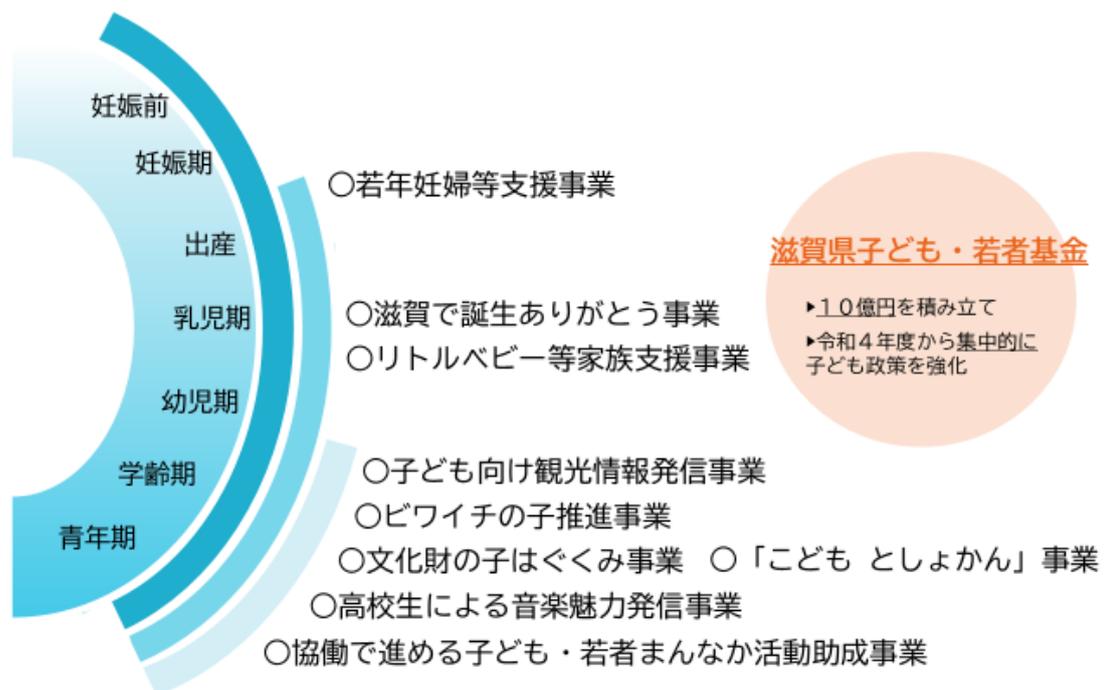
	健康医療福祉部	知事公室	総合企画部	文化スポーツ	琵琶湖環境部	商工観光労働部	農政水産部	教育委員会	事業費	子ども・若者基金
充当事業	10(6)	3	1	1	1	5	1	11	265,669	152,072

##### 〈対象事業〉

次の取組について全庁的に呼びかけて選定

- ①子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ②家庭や地域での安心・安全な子育て・学びに向かうことのできる環境づくりを図る取組
- ③特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤少子化対策の取組
- ⑥困難な状況にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

#### ② 基金による独自事業の例



担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 次世代育成係  
TEL077-528-3565



オンラインを上手に  
活かそう



感染症を正しく知って  
行動しよう



今の気持ちを伝えよう



わくわく感動する  
気持ちを持つよう



自分も周りの人も大切に



身体を動かして  
しっかり遊ぼう



頼れる人や場所を見つけよう



しがCO2  
ネットゼロ  
ムーブメント



Mother Lake  
Goals



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 子ども・子育てをみんなで応援！ 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組の展開について

滋賀県では、子どもの笑顔と幸せあふれる社会を目指し、市町や民間等と連携して「すまいる・あくしょん」および「淡海子育て応援団」などの取組を進めてきました。

基本構想に掲げる「子どもを真ん中に置いた社会づくり」を推進するための取組の一つとして、子ども連れや妊娠中の方が気兼ねなく外出できるよう、県立施設において、休憩所や授乳室の設置のほか、駐車区画の確保や窓口の優先案内などを行っています。

現時点でこれらの取組を実施している施設を、県ホームページにて公開しました。今後も施設や取組内容を更新していきます。

記

このマークが  
目印です！

- 施設数 ●●施設
- 対象 子ども連れ（原則小学生以下）または妊娠中の方
- 取組例 窓口の優先案内、駐車区画の確保、授乳室・休憩所の設置、待合室での絵本の貸出など
- 県ホームページ



(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/332600.html>)



# 主な子ども施策の概要資料

資料③

		妊娠・出産	乳幼児	小学校	中学校	高校等 (概ね15～18歳を想定)	大学・専門学校 (概ね18～22歳を想定)	就労・結婚
1 社会全体で子育てを応援	視(1)点 の 構 築 策 の 子 ど も の 施 の 施 の 施			こども若者★いげんぶらす(子ども・若者の声を聴く仕組み) 子ども県議会 子ども向けポータルサイト		次世代県政モニター		
	会(2)へ に の 子 ど も の 機 さ も 運 い 子 成 育 成 成 育		すまいる・あくしょん普及啓発事業 淡海子育て応援団 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組 滋賀県車いす利用者等用駐車場利用証制度 滋賀で誕生ありがとう事業 出産祝い品等					しが出会いサポート地域連携推進事業 結婚相談事業・出会いの機会創出 新婚世帯への住宅取得等の経済的支援
2 安心・安全な子育て環境	(1) 安心・安全に子どもを 生み育てることが できる環境づくり	①安心・安全な妊娠・出産	子育て・女性健康支援事業 不妊治療サポート啓発事業 産科医等確保支援事業補助金 総合周産期母子医療センター運営費補助金			思春期健康教育事業		
		②妊娠から切れ目ない支援体制	子育て世代包括支援センター事業 出産・子育て応援交付金事業・伴走型相談支援 産前産後サポート 母子健康手帳交付 妊婦健康診査 産科健康診査 産後ケア事業 乳幼児健診 乳幼児健診 先天性代謝異常等検査事業 新生児訪問事業・乳児全戸訪問事業 妊産婦メンタルヘルス医療連携事業 産婦健康診査 産後ケア事業 ハイリスク妊産婦・新生児援助事業 リトルベビー等家族支援事業					
		③出産に係る困難への支援	不安を抱えた若年妊婦等支援事業 不妊専門相談センター事業 不妊治療助成 不育症検査助成事業 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、小児慢性特定疾病医療費助成 未熟児養育医療費県費負担金 妊婦検診の公費負担					
		④経済的支援	産前産後休業・給付 育児休業・給付	乳幼児福祉医療費助成 福祉医療費助成				
	⑤予防体制づくり	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル						
	(2) 子どもの安全確保	①事故防止	こどもの安心・安全対策事業(幼稚園・保育所・特別支援学校の送迎用バスの安全装置の整備) 保育所等における事故防止対策推進事業費 ゾーン・通学路対策事業		通学路における交通安全対策			
	②犯罪予防	防犯情報の発信 交通安全教育の実施						
	(3) 仕事と家庭の両立支援	①労働・雇用環境の整備	ワークライフバランス推進企業登録制度 不妊治療と仕事の両立支援事業					
	②保育等の環境整備							
	③経済的支援	出産祝い金等支給	児童手当負担金 育児用品購入助成					
	④多子世帯への支援							給食費の無償化 県営住宅入居時の倍率優遇の実施

主な子ども施策の概要資料

資料③

		妊娠・出産	乳幼児	小学校	中学校	高校等 (概ね15～18歳を想定)	大学・専門学校 (概ね18～22歳を想定)	就労・結婚	
3 子ども・若者の健やかな育ち	育地(1)む取組支のえを	地域環境整備	こども読書推進、こども としょかん 読書バリアフリー 協働で進める子ども・若者まんなか活動助成事業 子ども食堂 【課題】地域の子育て環境の充実						
	(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	①多様な経験の機会付与	うみのこ、やまのこ、ホールの子、一日ふれあい牧場、湧水場見学会 ものづくりの魅力発信、ピワイチの子 高校新聞部による県政広報 つちっこプログラム 留学支援 【課題】青少年の主体的な社会参画の促進 若者の社会参画促進事業						
		②主体的活動の促進							
		③学校教育の充実	教員の人材確保 教員の加配、支援員等の配置 資質・能力向上のための研修 小学校専科指導の推進 少人数学級編制の実施 「読み解く力」定着・浸透プロジェクト関連事業 幼児小の架け橋プログラム 子どもの体力向上推進事業 高校魅力化推進事業 部活動の地域移行推進支援事業 【課題】不登校・引きこもりの増加への対応						
	④不登校等対策	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業 ひきこもり支援センター事業							
	⑤非行防止	非行少年を生まない社会づくり・少年の健全育成活動の推進 非行少年等立ち直り支援事業 無職少年等非行防止対策事業							
4 困難な環境等にある子どもたちへの支援	(1)支援体制強化	重層的支援体制の整備(生活困窮、ヤングケアラー、孤独・孤立対策支援等) 子ども家庭相談センター体制強化事業 こころのサポートしがLINE相談事業 こころんだいやる							
	(2)社会的養護の推進	【課題】社会的養護の必要な子どもへの対応 子どもの権利擁護事業 社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学び力サポート事業 地域養護推進事業 里親支援ネットワーク事業費 児童養護施設等体制強化事業 児童養護施設等整備費 児童虐待防止対策事業							
	ラグ(3)対応ケア	ヤングケアラー支援体制強化事業							
	(4)貧困対策	困窮世帯のこどもの学習・生活支援 奨学資金貸付金 奨学のための給付金 高等教育の修学支援制度							
	(5)ひとりの親家庭への支援	児童扶養手当支給事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭総合サポート日常生活支援事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ひとり親家庭自立支援給付金・高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭福祉対策事業 母子家庭福祉医療費補助 父子家庭福祉医療費補助							
	(6)あ困る子ど環境に	①障害者への支援	重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター事業 医療的ケア児保育支援者育成事業 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業 「地域で学ぶ」支援体制強化事業 職業的自立と社会参加を目指した職業教育充実事業 特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業 高等学校特別支援教育推進事業						
	②外国人、外国語話者への支援	子育て支援施設等利用給付 外国人児童生徒への支援事業 【課題】外国人世帯の増加への対応							

- 県が単独で実施する事業
- 県が国や市町と実施する事業
- 市町が単独で実施する事業
- ※市町によって実施状況に差異あり
- 国が単独で実施する事業

## しが外国人相談センターの運営について

## 1 概要

平成5年に「多文化共生総合ワンストップセンター」として、滋賀県国際協会内に開設、令和元年に「しが外国人相談センター」に改称、対応言語を増やすとともに相談スペースの増設し、拡充を図った。

現在、ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語対応の外国人相談員を6名配置し、さらに多言語コールセンターを活用することで、日本語を含め13言語での相談体制で外国人県民等の相談業務に当たっている。また、令和2年度から滋賀弁護士会との協定締結により、多言語での法律相談を行い、専門的な相談に対応している。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症外国人向け相談総合窓口としての役割を担い、対応にあたっている。

## 2 事業費

R5年度予算額：23,256千円（うち国庫 10,000千円） [令和4年度：23,256千円]

国庫：[出入国在留管理庁]外国人受入環境整備交付金（運営） 一財負担分普通交付税措置

## 3 事業内容

## ① 相談員・通訳員の配置（6名）

ポルトガル語およびスペイン語相談員 3名、ベトナム語相談員 1名、  
英語相談員 1名、タガログ語相談員 1名

## ② 多言語通訳（外部委託）（12か国語）

タブレット端末や電話を介した、通訳オペレーター・相談者・相談員との3者間通訳サービス（12言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語）

## ③ 専門家相談の実施

弁護士による法律相談 月1回×12か月＝12回

## ④ 相談員の資質と能力向上のための研修会の開催および参加

相談員研修会の開催 年2回

## 4 令和4年度相談実績

○相談件数 2,032件

## 【言語別】

英語	ポルトガル語	スペイン語	ベトナム語	日本語	タガログ語	中国語	その他
76	684	421	84	493	259	14	1

【内容内訳】

入管手続	130	日本語学習	29
雇用・労働	153	防災・災害	0
社会保険・年金	212	住宅	57
税金	93	身分（結婚・離婚・DV等）	87
医療	488	交通・運転免許	51
出産・子育て	45	通訳・翻訳	50
教育	89	その他	548

【子どもに関する相談内容】

○相談件数 153件

(1)通訳・翻訳などコミュニケーションに関すること：41件

- ・学校や自治体からの通訳・翻訳の問い合わせ
- ・役所や学校等からのお知らせや手続きに関する問い合わせ

(2)法的相談や行政手続きに関すること：30件

- ・在留資格や親権に関する相談
- ・出生届や社会保険に関する相談

(3)発達支援などの相談：26件

- ・いじめやトラブルに関する相談
- ・問題行動に関する相談

(4)各種支援金や補助金などに関すること：24件

- ・奨学金や就学支援金に関する相談
- ・ひとり親世帯に対する支援に関する相談

(5)医療に関すること：16件

- ・病院の受診に関する相談
- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談

(6)進路相談や手続きに関すること：14件

- ・転入手続きに関する相談
- ・高校・大学進学についての相談